

令和 5 年度
自 己 点 検 評 価 書

令和 6 (2024) 年 7 月
大阪電気通信大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	7
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	12
基準 1. 使命・目的等	12
基準 2. 学生	22
基準 3. 教育課程	52
基準 4. 教員・職員	61
基準 5. 経営・管理と財務	76
基準 6. 内部質保証	92
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	100
基準 A. 社会貢献	100
基準 B. 情報教育への取り組み	104
V. 特記事項 【関係部署】	107
VI. 法令等の遵守状況一覧	108
VII. エビデンス集一覧	118
エビデンス集（データ編）一覧	118
エビデンス集（資料編）一覧	118

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 大阪電気通信大学の建学の精神・基本理念

本学園の起源は、昭和16(1941)年に創設された東亜電気通信工学校まで遡るが、実質的には、昭和33(1958)年に創設された大阪電気通信短期大学が本学の前身である。当時、大阪電気通信短期大学における電子工学科の開設は、東京大学・大阪大学の電子工学科の開設と同時で、私学としては我が国最初であった。その後、電子工学が我が国の工業立国の礎となるとの認識の下、専門技術者育成のために4年制大学が産業界より要望された結果、3年後の昭和36(1961)年に大阪電気通信大学が創設された。本学は大阪・京都間の交通至便な位置にあり、パナソニック株式会社をはじめとする東大阪地域の企業群と隣接している。

本学における建学の精神は、当時の大学設置申請書にあるとおり、「電子工学及びその母体である電気通信工学に関する学理を中心として、広く知識技能を教授研究すると共に、併せて一般教養の涵養を計り、健全なる心身と人格を有し、かつ、専門の電子工業、電気通信工業界の研究者、または技術者としての素養を啓発して、我が国の科学・産業界に有為なる人材を輩出する。」ことであった。

創設以来62年となり、本学は工学、医療健康科学、情報通信工学、総合情報学の4学部と、工学、医療福祉工学、総合情報学の3研究科からなる大学院を持つ大学に成長した。この成長を踏まえ、平成21(2009)年に新しい基本理念を策定することにした。その原案は、教職協働により作成し、教授会での承認及び理事会での承認を経て、本学の「基本理念」、「目指す人間像」、「教職員の行動指針」の3部構成として制定し、内外に公表した。

更に、平成28(2016)年1月には本学園の中長期計画策定にあたり、全教職員に有志を募り、学園の指針をMV² (Mission Value Vision)として策定した。また、平成30(2018)年10月には、以下の大学シンボルマーク、タグラインを刷新し、学園の統一したイメージ発信力を強化した。



本学は、将来の科学技術革新を予見しながら、社会と産業の進展を見据え、先端技術を究めていく学風を大切にしつつ、未来社会の進展に貢献することを目指している。

2. 大阪電気通信大学の使命・目的

2-1. 世の役に立つ学問「実学」教育を目指す

本学の建学の精神の神髄となる「我が国の科学・産業界に有為なる人材を輩出する。」に基づき、大学の目的を学則第2条に以下のとおり規定している。

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき専門の学術を教授研究し、知的並びに道徳的な完成を期し、更に应用能力を展開させ得る人材の育成を目的とする。

この目的の実現に向けて、開設以来**62**年にわたり、「実学」を重視した教育を実践してきた。近年は、ゆとり教育世代の入学を踏まえ、平成**17(2005)**年度より大学改革に取り組み、実学教育の中心となる実験・実習の場として6階建の「実験センター」を設置した。この実験センターは、フロアごとに分野が分かれており、各分野に応じた教室の設計がなされている。また、各フロアの部屋ごとに実験テーマが決められており、学生が放課後でも再度実験・実習ができるように常時実験装置を配置している。平成**30(2018)**年4月には、工学部建築学科の学生が製図等に使用する多目的製図室（アトリエ）を開設した。更に、学生の指導には、教員の他に実験補助員として、企業経験のある熟練技術者を雇用し、そのノウハウを工学教育に活用している。実験室は、正規授業以外でも開放して、常駐する熟練技術者が個々の学生の疑問解決等に対応している。この体制は、熟練技術者の豊富な経験を実験指導や安全教育及び機械の保守管理等に活用するとともに、熟練技術の伝承・後継者育成という視点から、社会的に大変重要な取組みと考えており、平成**19(2007)**年度の文部科学省補助金「特色GP（特色ある大学教育支援プログラム）」に選定された取組である（取組名称「企業熟練技術者を活用した産業連携工学教育」）。

実学の定義としては、平成**24(2012)**年、「世の役に立つ学問」と明確化し、学生に分かりやすい言葉として、次の3つの能力（チカラ）を培うことと解説している。この定義は、基本理念2「我々は手と頭と心を同時に動かす実践型教育を重視します。」に基づくものであり、学報（学園広報誌）や大学ホームページ等に掲載し、周知させている。

1. 【手】手が動かせるチカラ
2. 【頭】画が描けるチカラ
3. 【心】コミュニケーションができるチカラ

第1の「手が動かせるチカラ」というのは、自分に与えられた課題に対して自分なりに手が出せる（着手できる）能力、即ち自ら修得した知識や技能を組み合わせ活用し、課題を解決していく力を示している。第2の「画が描けるチカラ」というのは、自分が頭で考えていること、想像しているイメージ等を実現するためのプランニング(企画)ができる能力を意味している。第3の「コミュニケーションができるチカラ」は、人の考えを聴いて理解し、自分の考えも人にうまく伝えられるという双方向の意思伝達能力と、それに基づいて協調的に協働作業ができる能力を意味している。

このような能力を開発する教育法を継続的に開発して、OECU*モデルとして浸透させていくために、教育開発推進センターがその任にあたっており、全学的なFD活動や各学科からの提案公募型のプロジェクトの選定を行っている。

（*OECUは本学英文名称の頭字語）

2-2. 実学をベースに人間力を培う

基本理念3に基づいて、不断に学び続けて成長していくための人間力を培う効果的な実学学修の体系を構築することを目指し、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを策定している。即ち、実学の学修課程を4つのステップ ① ときめき (Opportunity) → ② 実践 (Experience) → ③ 感動 (Capability) → ④ 発展 (Utility) に分類し、それを考慮しながら各学科のカリキュラムを構成している。これを実学のOECU学修ステップと呼んでおり、頭文字がOECUとなるように英単語を意識的に割り当てている。このガイドラインに沿った学修課程では、まず入学時点での導入教育やキャリア教育で、ときめきの気持ちをもつことから始まる。続く第2段階で、基礎専門や実験・実習等の教育を実践し、第3段階で学修の成果に対する感動が得られるようになり、実践的な専門教育に専念することができる。そして、第4段階では新しい展開や応用への意欲がわいてきて、卒業研究や卒業制作等のより発展的な学修へとつながっていく。このような学修課程によって、継続的に自己啓発できる人間力を養成していくという教育を進めている。

2-3. 先端的教育研究で社会に貢献する

本学では、実学の大学として実社会で役立つ教育研究を推進し、それを通して学生の課題発掘能力や課題解決能力の養成を目指した実践的教育 (PBL:Project-Based Learning) を行っている。その先端科学技術の教育研究を支えるために、エレクトロニクス基礎研究所、衛星通信研究施設、メカトロニクス基礎研究所、情報学研究所及び先端マルチメディア合同研究所を設置し、活発な先端的研究活動を行っている。

また、個々の教員の研究活動を支援し、外部との研究連携を推進するため、研究連携推進センターを設置し、学内での特別研究予算の配分や学外の競争的資金である科学研究費補助金等の獲得に向けた支援、並びに各種の産官学連携研究プロジェクトへの応募に向けた支援を行っている。

3. 大阪電気通信大学の個性・特色

平成 21(2009)年に制定した行動指針に基づき、以下の特色ある組織体制を構築し、実践的な実学の教育研究を行っている。

3-1. 技術系総合大学としての学部・学科の展開

本学は戦後の復興期に、いち早く電子工学や通信工学等、最先端のエレクトロニクスの分野で、実学を身につけた有為な人材を育成することを目的として建学され、それ以来、機械工学や情報工学の分野を加えた工学全般の幅広い分野で、モノづくりの基盤を支える実践的な技術者を養成し、産業界に送り出す役割を果たしてきた。今世紀に入って、ますますイノベーション創出が求められる社会のニーズに的確に応えていくために、新しい学部や学科の創設に取り組んできた。医療健康や理学療法、健康スポーツといった健康で快適な人間生活を支援する工学、情報学をベースにしたデジタルゲーム等の心の豊かさや知的創造活動を支援する工学、並びに地球の環境を守り安心・安全な社会を築く工学という、全く新しい工学の領域への展開を図り、従来の基盤的工学である電気電子・機械・情報・通信との相乗効果を創出して、総合的な未来の科学技術を開拓していく「技術系総合大学」として変貌を遂げてきた。更に、平成 30(2018)年には、次世代の建築に応える幅広い専門

知識を持った人材を育成するために工学部に建築学科を新設し、令和 6(2024)年には建築・デザイン学部として改組し、独立した学部としての歩みを始める計画である。また、同時に工学部基礎理工学科と環境科学科統合し再編する計画をしている。

本学は、建学の精神を基盤として、社会の要請に基づく教育を行い、社会に必要な人材を輩出することによって社会への役割や責任を果たしていく。

これからの社会では、AI や IoT の活用をベースにした情報技術のより幅広い展開が求められている。本学は、建学の精神を基盤として、社会の要請に基づく教育を行い、社会に必要な人材を輩出することによって社会への役割や責任を果たしていく。

3-2. 実学教育の実質化

実験・実習や演習科目には、教員、実験補助員、TA(Teaching Assistant)、SA (Student Assistant)が十分に配置され、教育効果を上げている。また、2-1項に記したように、電気電子系あるいは機械系の一定分野の有資格者で、企業内での技術指導経験があり、教育に関心と情熱を持った、熟練技術者を実験補助員として採用し、その豊かなノウハウを活用しながら、個々の学生にきめ細かく対応できる体制をとっている。

ICT（情報通信技術）機器を備えた演習設備（計11室692台）をそれぞれ寝屋川キャンパス、四條畷キャンパスに整備し、情報関連の専門教育科目の演習や3D・CADによる機械設計の演習、電気電子回路設計の演習、化学系専門科目での分子設計の演習等のみならず、習熟度に応じた英語コミュニケーションの演習等総合科目においても広く活用し、実学学修を具現化している。

3-3. 資格取得支援による実学教育

本学では、実学＝「世の役に立つ学問」という考え方から、以下の表のとおり、学科でのカリキュラム設計の際、国家試験の受験資格や試験科目の一部免除が得られることを考慮して設計されている。

学 部	学 科	単位認定により 受験資格取得	単位修得により取得 *: 任用資格	試験科目の免除資格 *: 別途実務経験も必要
工学部	電気電子 工学科			第一種電気主任技術者* 第二種電気主任技術者* 第三種電気主任技術者* 第二種電気工事士
	環境科学科		食品衛生管理者* 食品衛生監視員*	
	建築学科	一級建築士 二級建築士 木造建築士		
情報通信 工学部	通信工学科		第一級陸上特殊無線技士 第三級海上特殊無線技士	第一級陸上無線技術士 電気通信主任技術者
医療健康 科学部	医療科学科	臨床工学技士		
	理学療法 学科	理学療法士		
	健康 スポーツ科学科	健康運動指導士 健康運動実践指導者 ジュニアスポーツ指導員 スポーツ・レクリエーション指導者 キャンプインストラクター		「日本スポーツ協会」 認定の各指導者資格
総合情報 学部	デジタルゲーム 学科/ゲーム& メディア学科		上級情報処理士 情報処理士 ウェブデザイン実務士 プレゼンテーション実務士	

また、正課以外での資格取得を支援するために、資格学習支援センターを設置し、センターが開設する講座や学科教員による講座（47講座）によって資格取得支援を行っている。資格学習支援センターは、全学科で共通する資格（MOS、ITパスポート試験等）習得を支援する講座を開設している。令和5(2023)年度の総受講者数は延べ1,602人にのぼった。学科教員による資格（17講座）取得支援は、専門科目との関わりの深い分野を中心に、学修成果の確認、社会での有効性の観点から行っている。令和5(2023)年度の受講者数は延べ164人であった。

更に、資格を取得した学生には、修学意欲の向上を目的とした表彰を行っている。令和5(2023)年度の表彰者は、学長賞91人、学部長賞348人、学長奨励賞165人であった。

3－4．学内 OJTによる実践的教育

本学の先端マルチメディア合同研究所（JIAMS）は、産学官連携の中心的施設であり、スタジオ施設の運営を産業界のデジタル映像プロダクションとの連携により行っている。学生がプロのオペレーターと同じ空間で一緒に管理・運営することで、外部から「プロの仕事」を誘致できる仕組みを作り、そのコンテンツ作成の現場で学生がアシスタントとして活動することにより、プロの仕事を「生きた教材」として活用している。これを本学では、「学内 OJT」と呼び、実学教育の現場の1つとなっている。

令和5（2023）年度の実績は、アシスタントとして活動した学生が35人、プロジェクトに参加した学生は延べ101人であった。

Ⅱ．沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和16(1941)年4月 東亜電気通信工学校ならびに大阪高等通信工学院開設	平成12(2000)年4月 情報工学部を総合情報学部に変更 総合情報学部 メディア情報文化学科設置
昭和23(1948)年4月 東亜電気通信工学校が新制工業高等学校に昇格，東亜電気通信高等学校と改称	平成13(2001)年4月 工学部第1部 医療福祉工学科設置 メカトロニクス基礎研究施設 (MERI) 開設
昭和26(1951)年3月 財団法人を学校法人に改編。 大阪電気通信高等学校と改称	平成14(2002)年4月 工学部第1部，同第2部 知能機械工学科を機械工学科に名称変更 先端マルチメディア合同研究所(JIAMS)開設 視覚情報基礎研究施設(VIRD)開設
昭和33(1958)年4月 大阪電気通信短期大学開設 電子工学科設置	平成15(2003)年4月 総合情報学部 デジタルゲーム学科設置
昭和34(1959)年4月 短期大学 電子工学科第2部設置	平成16(2004)年4月 大学院総合情報学研究科修士課程開設 メディア情報文化学専攻設置 工学部第1部医療福祉工学科を廃止し，医療福祉工学部医療福祉工学科設置
昭和36(1961)年4月 大阪電気通信大学開設 工学部 電子工学科設置	平成16(2004)年10月 カナダシェリダン大学と協力協定調印
昭和37(1962)年4月 工学部 通信工学科設置	平成17(2005)年1月 機械系を除く実験センター開設
昭和40(1965)年4月 工学部 電子物性工学科，電子機械工学科，経営工学科設置	平成17(2005)年4月 大学院医療福祉工学研究科修士課程開設 医療福祉工学専攻設置 大学院総合情報学研究科修士課程デジタルゲーム学専攻設置 総合情報学部 メディアコンピュータシステム学科設置 工学部第1部通信工学科，光システム工学科，総合情報学部情報工学科を改組転換し，情報通信工学部設置
昭和50(1975)年4月 工学部 精密工学科，応用電子工学科設置	平成17(2005)年7月 中国北京郵電大学と協力協定調印
昭和51(1976)年4月 TRセンター開設	平成17(2005)年8月 大阪府東大阪市クリエイション・コア東大阪 地域交流室開設
昭和53(1978)年4月 情報処理教育センター(ECIP)開設	平成17(2005)年9月 機械系実験センター開設
昭和55(1980)年3月 TRセンターを情報科学センター(ISC)に改組	平成17(2005)年10月 寝屋川市と大学との間で包括連携協定調印
昭和60(1985)年3月 衛星通信研究施設開設	平成18(2006)年4月 工学部第1部 環境技術学科設置 医療福祉工学部 理学療法学科設置 大学院工学研究科修士課程電子通信工学専攻設置 大学院総合情報学研究科修士課程コンピュータサイエンス専攻設置 工学部第1部 電子材料工学科を応用化学学科に名称変更 情報通信工学部光システム工学科を光・エレクトロニクス学科に名称変更 総合情報学部メディア情報文化学科をデジタルアート・アニメーション学科に名称変更 英語教育センター設置
昭和62(1987)年12月 エレクトロニクス基礎研究センター開設	平成19(2007)年4月 大学院医療福祉工学研究科修士後期課程開設 大学院総合情報学研究科修士後期課程開設 大学院総合情報学研究科メディア情報文化学専攻をデジタルアート・アニメーション学専攻に名称変更 工学部第1部を工学部に学部名称変更 工学部 基礎理工学科開設
平成2(1990)年4月 大学院工学研究科修士課程開設 総合電子工学専攻，制御機械工学専攻，情報工学専攻設置	平成19(2007)年9月 中国江南大学と学術交流協力協定調印
平成4(1992)年4月 大学院工学研究科修士後期課程開設 総合電子工学専攻，制御機械工学専攻，情報工学専攻設置	平成20(2008)年4月 医療福祉工学部 健康スポーツ科学科開設
平成6(1994)年4月 エレクトロニクス基礎研究センターをエレクトロニクス基礎研究所(FERD)に改組	
平成7(1995)年4月 工学部 経営工学科を情報工学部情報工学科に改組，人間科学研究センター，数理科学研究センター設置	
平成8(1996)年4月 工学部 精密工学科を知能機械工学科に名称変更	
平成8(1996)年11月 韓国湖南大学と協力協定調印	
平成9(1997)年4月 工学部 電子物性工学科を電子材料工学科に名称変更 工学部 応用電子工学科を光システム工学科に名称変更	
平成10(1998)年4月 工学部第2部開設 電子工学科，知能機械工学科設置 工学部を工学部第1部に名称変更 文部科学省より私立大学学術フロンティア推進拠点に選定	

大阪電気通信大学

平成20(2008)年10月
情報科学センターと情報処理教育センターを
メディアコミュニケーションセンター(MC2)に統合

平成21(2009)年4月
工学部電子工学科を電気電子工学科に学科名称変更
金融経済学部 アセット・マネジメント学科開設
メカトロニクス基礎研究施設をメカトロニクス基礎
研究所に改組

平成21(2009)年10月
オランダユトレヒト芸術大学と学術交流協力協定調印

平成22(2010)年7月
中国北京科技大学と学術交流協力協定調印

平成22(2010)年10月
寝屋川市と学校法人との間で包括連携協定調印

平成23(2011)年5月
カナダシェリダン大学と学術交流協定調印

平成23(2011)年4月
工学部 環境科学科開設
視覚情報基礎研究施設(VIRD)廃止
情報学研究施設(II)開設

平成24(2012)年4月
大学院工学研究科総合電子工学専攻を先端理工学専攻
に名称変更
駅前キャンパス竣工

平成24(2012)年5月
工学部第2部廃止

平成24(2012)年9月
四條畷市と学校法人との間で包括連携協定調印

平成25(2013)年4月
総合情報学部メディアコンピュータシステム学科を
情報学科に名称変更

平成26(2014)年4月
吉林动画学院と学術交流協定調印

平成26(2014)年4月
金融経済学部アセット・マネジメント学科を資産運
用学科に名称変更

平成27(2015)年4月
総合情報学部デジタルアート・アニメーション学科を
デジタルゲーム学科に統合

平成28 (2016)年4月
大学に国際交流センターを設置
大学に総合学生支援センターを設置
大学に地域連携推進センターを設置
情報学研究施設を廃止し、情報学研究所を開設

平成30(2018)年3月
茨城県教育委員会とプログラミング教育に係る連携協力に関する
基本協定調印

平成30(2018)年4月
工学部建築学科開設
総合情報学部デジタルゲーム学科を廃止し、総合情報学部
デジタルゲーム学科、ゲーム&メディア学科開設
金融経済学部資産運用学科募集停止

平成30(2018)年5月
ICT社会教育センターを開設
大阪市教育委員会とプログラミング教育に係る連携協力に関する
連携協定調印

平成30(2018)年8月
寝屋川市教育委員会とプログラミング教育に係る連携協力に関する
連携協定調印

平成30(2018)年12月
四條畷市教育委員会とプログラミング教育に係る連携協力に関する
連携協定調印

令和元 (2019)年5月
守口市教育委員会とプログラミング教育を含む学校教育に関する
連携協定調印

令和2 (2020)年4月
医療福祉工学部を医療健康科学部に名称変更
医療福祉工学部医療福祉学科を医療健康科学部医療科学科に名称変更
大学院工学研究科工学専攻を開設
大学院工学研究科先端理工学専攻を廃止
大学院工学研究科電子通信工学専攻を廃止
大学院工学研究科制御機械工学専攻を廃止
大学院工学研究科情報工学専攻を廃止
大学院総合情報学研究科総合情報学専攻を開設
大学院総合情報学研究科デジタルアート・アニメーション学専攻を廃止
大学院総合情報学研究科デジタルゲーム学専攻を廃止
大学院総合情報学研究科コンピュータサイエンス専攻を廃止

令和2 (2020)年12月
総合情報学部デジタルアート・アニメーション学科廃止

令和3(2021)年10月
駅前キャンパス閉鎖

令和4(2022)年3月
資産運用学科廃止
OECUイノベーションスクエア竣工

2. 本学の現況

・ 大学名 大阪電気通信大学

・ 所在地

校 地	所 在 地
寝屋川キャンパス	大阪府寝屋川市初町 18 番 8 号
四條畷キャンパス	大阪府四條畷市清滝 1130 番 70

・ 学部構成

① 学部

工学部	医療健康科学部 (令和 2(2020)年 4 月より医療福祉工 学部から名称変更) ※以降, 医療福祉工 学部と合わせて, 医 療健康科学部と表 記。	情報通信工学部	総合情報学部
電気電子工学科 電子機械工学科 機械工学科 基礎理工学科 環境科学科 建築学科	医療科学科 (令和 2(2020)年 4 月より医療福祉工 学科から名称変更) ※以降, 医療福祉工 学科と合わせて, 医 療科学科と表記。 理学療法学科 健康スポーツ 科学科	情報工学科 通信工学科	デジタルゲーム学科 ゲーム&メディア学科 情報学科

② 大学院

工学研究科 博士（前期・後期）課程	医療福祉工学研究科 博士（前期・後期）課程	総合情報学研究科 博士（前期・後期）課程
工学専攻	医療福祉工学専攻	総合情報学専攻

大阪電気通信大学

・ 学生数、教員数、職員数

学生数（学部・大学院）

2023年5月1日現在

大学・大学院	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
工学部	587	611	543	469	2,210
情報通信工学部	278	298	280	232	1,088
医療健康科学部(医療福祉工学部)	222	221	199	191	833
総合情報学部	415	396	398	363	1,572
工学研究科(博士課程前期)	59	66	-	-	125
工学研究科(博士課程後期)	1	1	0	-	2
医療福祉工学研究科(博士課程前期)	9	7	-	-	16
医療福祉工学研究科(博士課程後期)	0	3	2	-	5
総合情報学研究科(博士課程前期)	14	19	-	-	33
総合情報学研究科(博士課程後期)	0	1	2	-	3
合計					5,887

全学の教員組織（学部等・大学院等）

2023年5月1日現在

教員			
学部	男	女	計
工学部	49	6	55
情報通信工学部	24	0	24
医療健康科学部	22	7	29
総合情報学部	29	5	34
共通教育機構	19	7	26
計	143	25	168

職員数

(2023 年 5 月 1 日現在)

職員 (嘱託含む)			
	男	女	計
職員	72	45	117

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

- ・開学時の建学の精神「我が国の科学・産業界に有為なる人材を輩出する。」をもとに使命・目的を規定化している。使命・目的は、学則第 2 条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき専門の学術を教授研究し、知的並びに道徳的な完成を期し、更に応用能力を展開させ得る人材の育成を目的とする。」と定めている。この使命・目的をもとに、平成 21(2009)年に制定した基本理念において、「学生・教職員すべてが切磋琢磨して共に学ぶ場」、「実践型教育を重視」及び「不断に学びを続ける姿勢」という 3 つの具体的な表現で本学の使命・目的を明確化している。
- ・学内外で配布している大学案内、新入生に配付している学生手帳、教職員の名札ホルダー差し込み用カード裏面、大学ホームページ等で、基本理念及びそれに付随する行動指針、目指す人間像を明示している。
- ・各学部、各研究科の教育目的の設定については、建学の精神及び使命・目的に基づき、大阪電気通信大学学部規則第 2 条第 1 項及び大阪電気通信大学大学院研究科規則第 2 条に規定し、大学ホームページ等で公表している。また、新入生については、入学手続書類の冊子内に学則抜粋を提示している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】令和 6(2024)年度大学案内（124 ページ） 【資料 F-2】と同じ

【資料 1-1-2】令和 5(2023)年度学生手帳（2 ページ） 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-3】教職員の名札ホルダーへの差し込み用カード裏面

【資料 1-1-4】大学ホームページ <https://www.osakac.ac.jp/>

（大学紹介⇒理念と教育方針）

【資料 1-1-5】大阪電気通信大学学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-6】大阪電気通信大学大学院学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 1-1-7】大学ホームページ <https://www.osakac.ac.jp/>

（大学紹介⇒学則・設置認可/届出に関する書類）

【資料 1-1-8】2023 年度入学手続きについて

【資料 1-1-9】2023 年度編入学手続きについて

【資料 1-1-10】2023 年度大阪電気通信大学大学院入学手続きについて

【自己評価】

- ・学則，学部規則，研究科規則のそれぞれに明示されている使命・目的及び教育目的は，具体的，かつ明確であると判断している。
- ・「大学案内」等に明示されている基本理念，目指す人間像，行動指針に盛り込まれた本学の使命・目的については具体的，かつ明確であると判断している。

1-1-② 簡潔な文章化

【事実の説明】

- ・基本理念，目指す人間像，行動指針等については，上記の「大学案内」，「学生手帳」等に簡潔な文章で明示するとともに，ホームページ上にも掲載している。

【自己評価】

- ・各媒体で明示されている使命や教育目的は，具体的かつ明確であり，その表現も簡潔であると判断している。

1-1-③ 個性・特色の明示

【事実の説明】

- ・基本理念に基づき，実学教育とそれを礎にした人間力の養成を本学の教育目的としている。平成 24(2012)年より，「実学」を世の役に立つ学問と再定義して学生に説明し，周知させている。本学の実学教育の特色は，手と頭と心を同時に動かす実践型教育である。その学修成果として，手が動かせる，画が描ける，コミュニケーションができるという 3 つのチカラを，それぞれ手と頭と心に培うことであることをディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに明示し，大学ホームページに掲載している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-11】教育・研究向上に向けての取組

【自己評価】

- ・基本理念に基づく本学の個性や特色は，上掲資料に明示しており，その内容は教育目的の個性と特色が反映されていると判断している。

1-1-④ 変化への対応

【事実の説明】

- ・開学時の建学の精神「我が国の科学・産業界に有為な人材を輩出する。」は不変のものとして，平成 21(2009)年に基本理念として，本学の目指す人間像を「学生・教職員すべてが切磋琢磨して共に学ぶ場」，「実践型教育を重視」及び「不断に学びを続ける姿勢」と規定し，学内外に明示している。

- ・大学を取り巻く大きな環境変化に対応し、平成 28(2016)年 1 月に、本学園の中長期計画の策定にあたり、学園の指針である MV²を策定し、学内外に明示している。
- ・建学の精神に基づき、社会のニーズに対応すべく、新たな学部・学科を設置してきているが、そこでも本学の使命及び教育目的の一貫した遂行を図っている。令和 6(2024)年度から 1 授業時間を 90 分から 105 分に改めると同時に、授業週(回数)を 15 週(回)から 13 週(回)に改め、授業時間と課外活動等の充実及び教員の研究時間の確保するとともに、全学を通じて全面的なカリキュラム改正を行う準備を整えた。また、同年にこれまでの工学部建築学科を改組して建築・デザイン学部を新設すると共に、工学部基礎理工学科と環境科学科統合して再編し、学則に規定している学部の教育目的の見直しを行う計画である。
- ・本学の使命・目的を社会に伝えるためのヴィジュアル・アイデンティティとして、シンボルマーク・タグラインを平成 30(2018)年 10 月に新しく制定し学内外への発信力を強化した。

【自己評価】

- ・建学の精神を社会的ニーズの変化に即した柔軟で分かりやすい表現で明示するため、平成 21(2009)年に 3 項目よりなる「目指す人間像」を規定した。この人間像によって、社会の変化への対応が可能な教育目的が設定できていると判断している。
- ・社会の変化に対応した学科及び専攻の開設にあたり、学則及び大学院学則に規定している教育目的の見直しを行っていることから、教育目的が社会の変化に対応できているか否かの確認ができている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・今後も常に社会と産業の進展を見据え、将来の科学技術革新を予見しつつ、社会からの要請を鑑みながら、教育目的を時代にあった形に見直していく。
- ・建学の精神は不変であるが、具体的な教育目的については、今後も社会の要請を鑑みながら改善・向上させていく。その具体策として、中期計画及び単年度の事業計画について PDCA サイクルを徹底しながら、変化に応じた目標設定とその遂行を図っていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

- ・「基本理念」、「目指す人間像」、「教職員の行動指針」は、教職協働により原案が作成され、教授会、部課長会、理事会で承認されている。また、「基本理念」は、教職員の名札ホルダーへの差し込み用カード裏面に記載し、周知している。
- ・MV²は、理事会での承認の後、教授会、部課長会で説明している。
- ・本学の使命・目的を社会に伝えるためのヴィジュアルアイデンティティとして制作した、新タグライン、ロゴマークを学内の広報物に統一的に使用している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-1】 教授会議事抄録（平成 21(2009)年第 3 回，第 4 回，第 5 回）

【資料 1-2-2】 理事会議事録（平成 21(2009)年 6 月 23 日）

【資料 1-2-3】 大学ホームページ <https://www.osakac.ac.jp/>

【資料 1-1-4】 と同じ

（大学紹介⇒理念と教育方針）

【資料 1-2-4】 教職員の名札ホルダーへの差し込み用カード裏面

【資料 1-1-3】 と同じ

【資料 1-2-5】 学校法人大阪電気通信大学 MV²

【資料 1-2-6】 学校法人大阪電気通信大学 MV² <http://www.osakac.ac.jp/corp/mv2>

【資料 1-2-7】 大学ホームページ <https://www.osakac.ac.jp/>

（大学紹介⇒教育基本 3 方針（ポリシー）⇒学部設置の目的と教育 3 方針）

（大学紹介⇒教育基本 3 方針（ポリシー）⇒研究科設置の目的と教育 3 方針）

【資料 1-2-8】 大阪電気通信大学 教育基本三方針（学部） 【資料 F-13】 と同じ

【資料 1-2-9】 大阪電気通信大学 教育基本三方針（大学院） 【資料 F-13】 と同じ

【自己評価】

- ・使命や目的は、その決定プロセス及び教職員の名札ホルダーへの差し込み用カード裏面や大学ホームページ等での明示により、本学の役員及び教職員に理解され、支持されていると判断している。
- ・教育目的である教育基本三方針についても、や大学ホームページ等での明示により、本学の役員及び教職員に理解され、支持されていると判断している。

1-2-② 学内外への周知

【事実の説明】

- ・学内外に配布する「大学案内」に基本理念、目指す人間像、教職員の行動指針を明示している。また、「大学ホームページ」や「学生手帳」に明示し、周知を図っている。
- ・MV²についても、「大学ホームページ」や「学生手帳」に明示し、周知を図っている。
- ・教育方針である教育基本三方針についても、学生（入学時）、教職員、理事への冊子の配付や大学ホームページ等で明示し、周知を図っている。

- ・ 新任教員に対し、就任時のオリエンテーションの際、学長から建学の精神を直接説明し、周知を図っている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-2-10】 令和 6(2024)年度大学案内（124 ページ） 【資料 F-2】 と同じ
- 【資料 1-2-11】 大学ホームページ <http://www.osakac.ac.jp/> 【資料 1-1-4】 と同じ
(大学紹介⇒理念と教育方針)
- 【資料 1-2-12】 令和 5(2023)年度学生手帳（2 ページ） 【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 1-2-13】 学校法人大阪電気通信大学 MV² <http://www.osakac.ac.jp/corp/mv2>
【資料 1-2-6】 と同じ
- 【資料 1-2-14】 大学ホームページ <https://www.osakac.ac.jp/>
(大学紹介⇒教育基本 3 方針（ポリシー）⇒学部設置の目的と教育 3 方針)
(大学紹介⇒教育基本 3 方針（ポリシー）⇒研究科設置の目的と教育 3 方針)
【資料 1-2-7】 と同じ

【自己評価】

- ・ 使命や目的は、大学案内、学生手帳及び大学ホームページへの掲載をもって、学内外に周知されていると判断している。また、学園の指針と中長期計画の骨子については、毎年の事業計画にも掲載し、学内に周知している。
- ・ 教育目的である教育基本三方針は、大学ホームページへの掲載をもって、学内外に周知されていると判断している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

【事実の説明】

- ・ 中長期計画には、学校法人大阪電気通信大学の果たすべき使命、それを実現するための心構え、到達すべき将来像を示した MV²に掲げたビジョンを反映させている。
- ・ 建学以来、伝統的な工学分野でのモノづくりを支える中堅技術者の養成教育を目指してきたが、イノベーション創出の必要性や不安定な世界経済の社会情勢の中で、本学の使命も時代のニーズに呼応して変革していく必要があると考えている。そのため今世紀の初頭より、工学をベースにした新しい融合分野において有為な人材を育成する学部や学科の創設に取り組んできた。平成 28(2016)年に策定した中長期計画により、金融経済学部の廃止とともに工学部に建築学科、総合情報学部デジタルゲーム学科及びゲーム&メディア学科の新設を計画し、平成 30(2018)年に設置した。更に令和 6(2024)年には工学部建築学科を改組して建築・デザイン学部を新設すると共に、工学部基礎理工学科と環境科学科統合して再編する計画である。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-2-15】 学校法人大阪電気通信大学中長期計画（第 1 次 5 ヶ年計画）
- 【資料 1-2-16】 学校法人大阪電気通信大学中長期計画（第 2 次 5 ヶ年計画）

【自己評価】

- ・学校法人の中長期計画策定に関して、前述の MV²を反映させている。また、大学の中長期計画策定においては、学長をリーダーとして、副学長、学部長、研究科長からなるメンバーが大学の使命・目的及び教育目的を踏まえて策定している。これにより、使命・目的及び教育目的が中長期的な計画に反映されていると判断している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

【事実の説明】

- ・平成 25(2013)年度より、学長のリーダーシップの下、使命・目的及び教育目的を反映した教育における 3 つの方針を各学部長、学科主任及び学科代表委員の協働作業により策定し、公表している。
- ・大学院においても同様に、平成 25(2013)年度より、使命・目的及び教育目的を反映した教育における 3 つの方針を各研究科長及び専攻・コース主任の協働により策定し、公表している。
- ・教育基本三方針の冊子の「はじめに」において、使命・目的及び教育目的の反映された三ポリシーの説明を記載し、また、大学全体、学部、学科という階層的に記載することでより理解を深められるようにしている。
- ・令和 2(2020)年度の認証評価での参考意見を踏まえ、令和 3(2021)年度に、教育基本三方針 WG を立ち上げ、大学の基本理念に基づく教育三方針を改訂し、令和 6(2024)年度から開始する 105 分 13 週(回)授業と合わせて教育等に反映させる計画である。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-17】大阪電気通信大学 教育基本三方針（大学） 【資料 F-13】と同じ

【資料 1-2-18】大阪電気通信大学 教育基本三方針（大学院）【資料 F-13】と同じ

【資料 1-2-19】大学ホームページ <https://www.osakac.ac.jp/>

（大学紹介⇒教育基本 3 方針（ポリシー）⇒学部設置の目的と教育 3 方針）

（大学紹介⇒教育基本 3 方針（ポリシー）⇒研究科設置の目的と教育 3 方針）

【資料 1-2-7】と同じ

【自己評価】

- ・「教育基本三方針」において、使命や目的等を三つのポリシーへ反映していると判断している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

1. 教育研究組織と運営組織

- ・学校法人大阪電気通信大学は、図 1-2-1「学校法人大阪電気通信大学組織図」に示したとおり、理事長の下に、経営を担当する法人事務局と、教育を担当する大学、高等学校で構成されている。

大阪電気通信大学

- 大学の教育研究組織は、図1-2-2「大阪電気通信大学組織図」に示されているように、4学部1機構及び大学院3研究科からなっている。それぞれの学部は適切な規模の学科を有している。
- 平成30(2018)年度より、従来工学部内の組織であった3センター（人間科学教育研究、数理科学教育研究、英語教育研究）を独立させ、学科との連携の下に総合科目や専門基礎教育を担当し、人間力の涵養を強化する組織として、共通教育機構を新たに設置した。以下、教員組織である3センターを含めて各学科を「学科等」と表現する。
- 平成28(2016)年度より、教育開発推進センター及び総合学生支援センターに教員を配置し、学生に対する支援を充実させた。

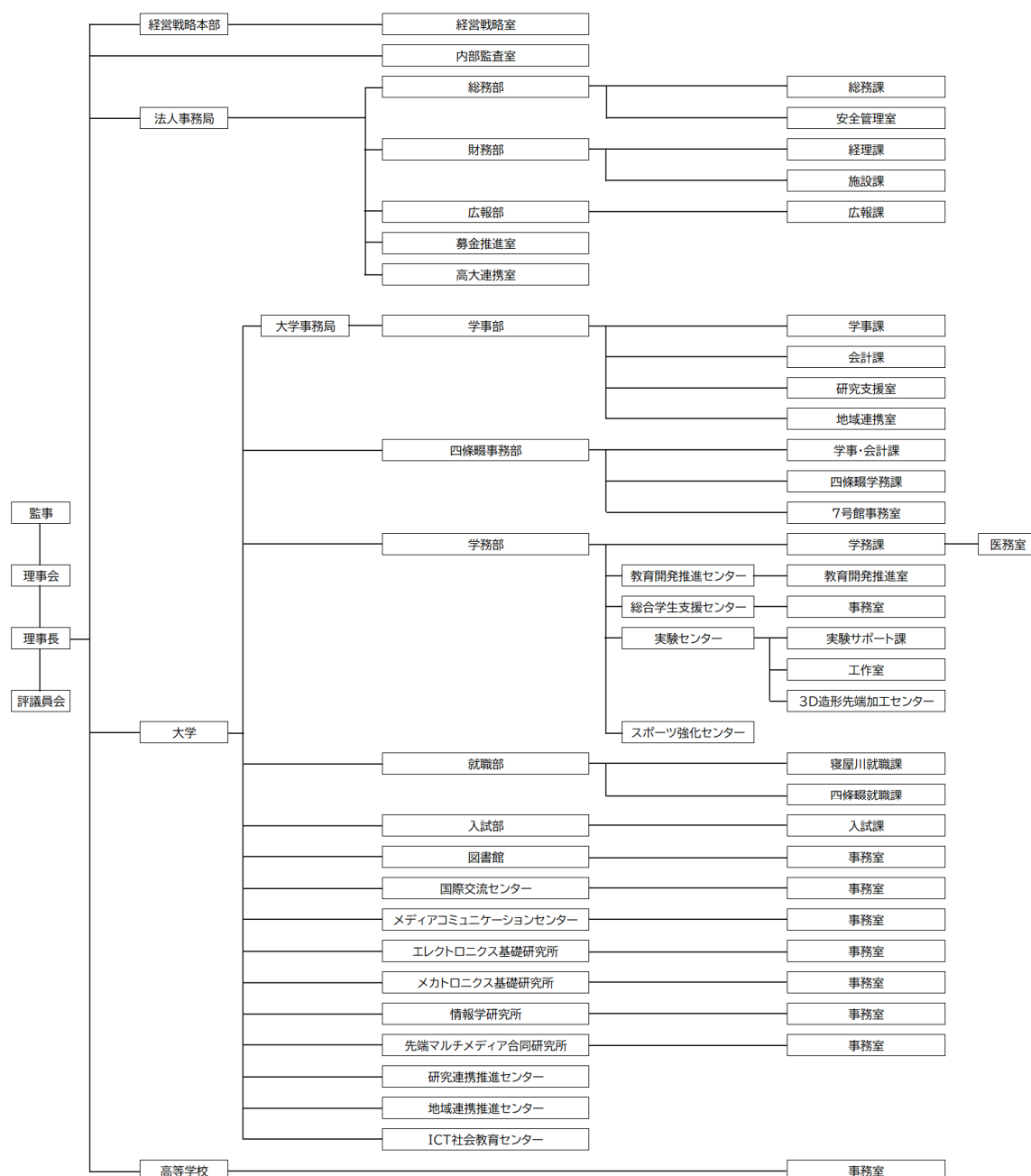


図 1-2-1 学校法人大阪電気通信大学組織図

2. 教育研究組織の構成と連携

- 大学全体の運営は、図 1-2-3「大学運営の仕組み」に示す構成員からなる各機関によって、それぞれ相互に連携しながら適切に行われている。
- 大学全体の教育研究に関係する事項を審議する最上位の機関として運営会議がある。運営会議は、学長が招集して議長を務め、学部及び大学院にわたる全学的事項の意見を集約して審議し、学長の意思決定の円滑化を図っている。

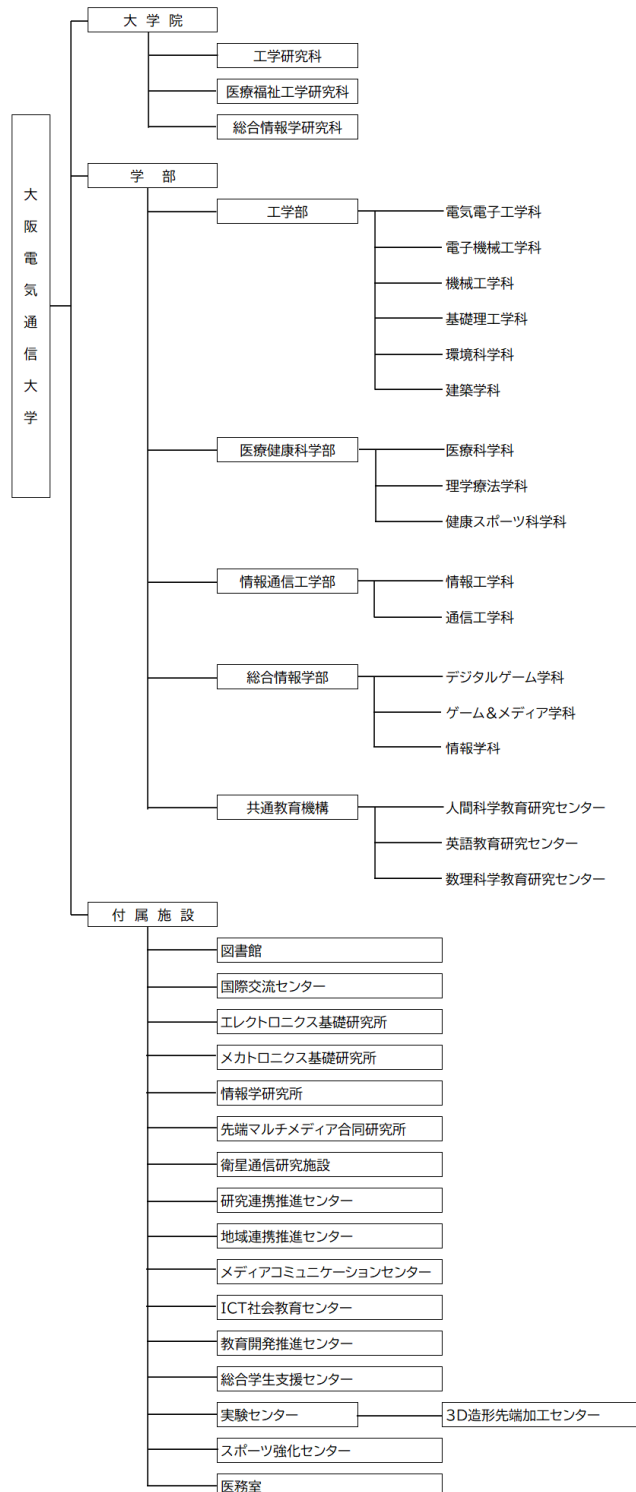


図 1-2-2 大阪電気通信大学組織図

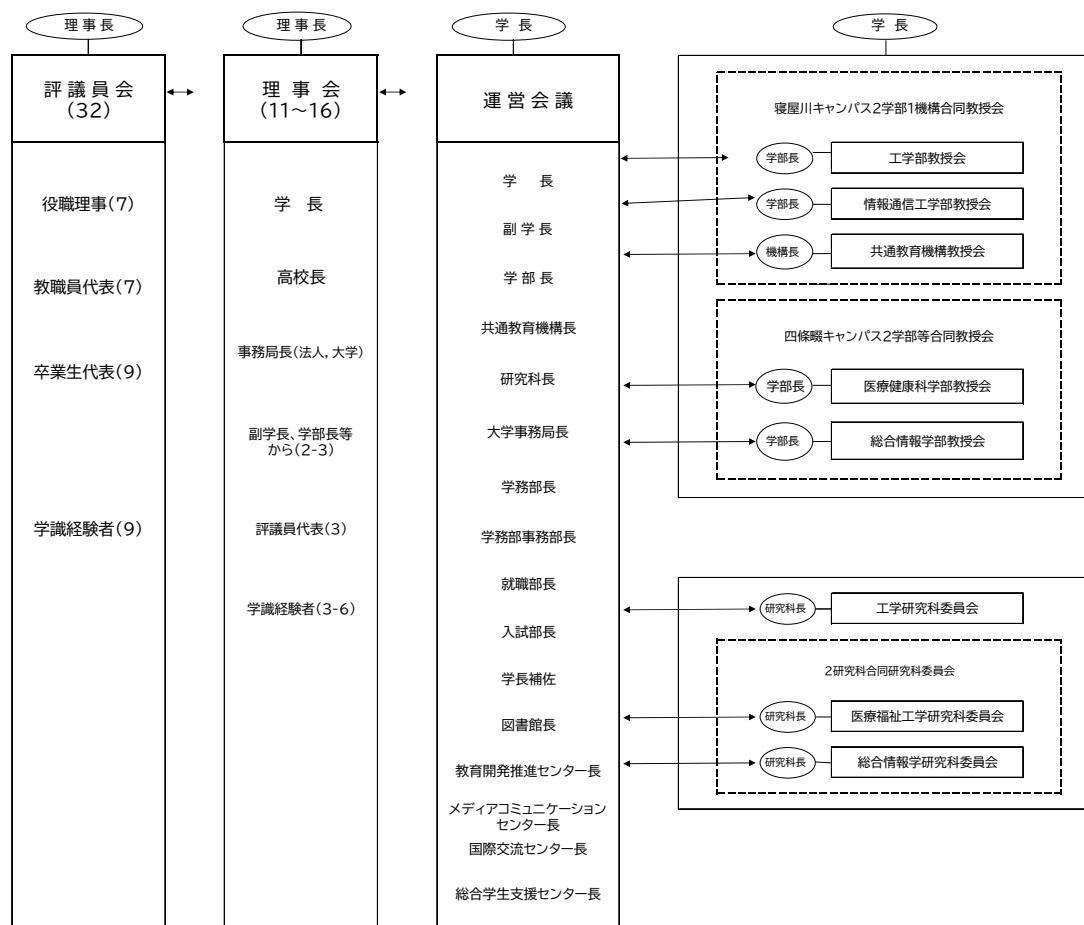


図 1-2-3 大学運営の仕組み

1) 運営会議

- 大学全体に係る教育及び研究に関する最高審議機関として、全学教授会に代わるものとして、平成 27(2015)年度より設置した。
- 運営会議は、(1)教育の基本方針と大学の将来計画に関する事項、(2)研究予算の編成方針に関する事項、(3)学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分の取扱いに関する事項、(4)学位の授与の基本に関する事項、(5)学生の懲戒の決定に関する事項、(6)教員人事の方針、選考基準及び最終選考に関する事項、(7)学部長及び研究科長の選考に関する事項、(8)学則その他の重要な規則の制定改廃に関する事項、(9)自己点検及び外部評価に関する事項、(10)学部その他の機関相互の連絡・調整に関する事項、(11)理事会から付議又は諮問された事項及び学部等教授会又は大学院研究科委員会から提起された事項、(12)その他大学の運営に関する重要事項、について審議する。
- 運営会議は、学部及び大学院に渉る全学的事項について意見を集約し、学長の意思決

定の円滑化を図る。運営会議の設置にともなって、その他の組織、機関の役割についても変更を加えている。

- ・運営会議の構成員は、学長、副学長、各学部長、共通教育機構長、各研究科長、学務部長、学務部事務部長、就職部長、入試部長及び大学事務局長である。また、審議内容に応じて、学長補佐、図書館長、教育開発推進センター長、メディアコミュニケーションセンター長、国際交流センター長、総合学生支援センター長及び事務組織の部次長を出席させている。更に、必要に応じ、学長が指名した者を出席させている。
- ・運営会議構成員以外にも、重要なテーマについて認識を深めてお互いに情報を共有することを目的として、平成 28(2016)年度から合宿研修を実施しており、令和 3(2021)年度、令和 4(2022)年度のコロナ禍では、学内において集中形式(対面・遠隔併用)で実施した。令和 5(2023)年度は 1 泊 2 日の合宿形式と遠隔を併用し、運営会議構成員に必要なメンバー（法人関係者も含む）を加え拡大集中運営会議を実施した。

2) 学部長等会議

- ・学部長等会議は、学長、副学長、各学部長及び共通教育機構長並びに大学事務局長で組織し、毎月 1 回程度学部間の情報共有、政策立案について協議している。

3) 学部等教授会及び主任会

- ・学部等教授会は、各学部等に所属する教員で組織し、学部及び共通教育機構の運営に関する事項を審議している。
- ・学部等教授会は寝屋川キャンパスと四條畷キャンパス毎に行っているが、大学全体の意識統一のために、年 1 回の全学部等合同教授会を実施している。
- ・学部等の運営を円滑に行うために各学部等に主任会を置いている。

4) 大学院研究科委員会及び専攻・コース主任会議

- ・研究科委員会は、各研究科に所属する教員で組織し、研究科における教育研究に関する事項を審議している。
- ・研究科の運営を円滑に行うために、各研究科に専攻主任会議もしくはコース主任会議を置いている。

5) 附属施設の運営

- ・教育を担う附属施設としては、図書館、実験センター、3D 造形先端加工センター、メディアコミュニケーションセンター、教育開発推進センター及び総合学生支援センターがあり、主として研究を担う附属施設としては、エレクトロニクス基礎研究所、メカトロニクス基礎研究所、情報学研究所、衛星通信研究施設及び先端マルチメディア合同研究所がある。また、ICT に関する社会教育を目的として、ICT 社会教育センターを設置している。これらは、大学における教育研究の目的を達成するために、学部や大学院との連携をとりながら、それぞれ適切に運営されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-2-20】運営会議規則

【資料 1-2-21】学部教授会規則

【資料 1-2-22】主任会規則

【資料 1-2-23】大阪電気通信大学大学院学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 1-2-24】研究科委員会規則

【自己評価】

- ・使命・目的及び教育目的を遂行するために、教育研究組織が適切に構成され整合性が図られている。また、教育目的を達成するために、教育研究組織と運営組織が機能的に連携していると判断している。
- ・全学部等合同教授会や法人と大学幹部による研修などを適宜実施し、重要事項の審議、共有を行っているという判断している。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学の使命・目的に対する学内外での理解と支持を深めながら、時代のニーズを反映した教育目的と方針を中長期的視点に基づいて立案していくことが必要である。そのためには、適切な情勢分析によるスピード感のある合意形成や意思決定ができるよう、更に、教育研究に係る運営組織の運営方法や構成を適宜見直し、最適化・合理化を図っていく。

【基準 1 の自己評価】

- ・大学の使命・目的は、学則第 2 条に定義し、学部教育目的については、学部規則第 2 条第 1 項に定義し、運用している。また、大学院の使命・目的は、大学院研究科規則第 2 条に定義し、研究科教育目的については、第 3 条第 2 項に定義し、運用している。
- ・使命・目的に基づいた本学の個性や特色である実践型の実学教育とその学修効果として期待する能力は、教育目的である教育基本三方針において適切に明示され、学内外に周知されている。
- ・使命・目的と整合した教育研究組織が構成され、有効に運営されている。
- ・本学の教育理念に基づく教育内容に関して、学外への認知度を更に高めていく必要があることから、今後も学外に向けて広報活動を強化していく。
- ・運営会議、教授会、研究科委員会、学科主任会、専攻・コース主任会議は、全てペーパーレスで実施し、会議の合理化と情報共有を進めている。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

- ・MV²のMission「人間力と技術力で人生を楽しめる人材を育成・輩出します」及び学則に基づき、アドミッション・ポリシーを策定し、公表している。実学教育という使命の達成を目的とした、入学者の具体的な受入れ方針は以下の3つである。
 - ア)「得意な分野を活かし、社会への貢献をめざす人」：これは上記使命を達成するにあたり、必要な素養と目的意識を備えた人物を受け入れるための方針である。
 - イ)「自らの目標に向かって努力を惜しまない人」：これは上記使命を達成するにあたり、必要な技能・能力を積極的に獲得する姿勢を備えた人物を受け入れるための方針である。
 - ウ)「大阪電気通信大学を母校として愛し、仲間とともに励まし学び合える人」：これは上記使命を達成するにあたり、単に素養、技能を備えているのみならず、社会において真に役立つための協調性やコミュニケーション能力のある人物を受け入れるための方針である。
- ・前述の3つの受入れ方針については大学のホームページや入学試験要項において、志願者と保護者並びに一般の方に周知を図っている。また、個々の高校や各説明会場で実施される進学説明会に担当教職員が出席し、志願者や保護者と対面して直接説明している（令和5(2023)年度は、215回実施）。
- ・高等学校に対しては教職員が訪問し、本学の教育に関する取組み、求める学生像等について説明した上で疑問点を解消することにより、理解を深めてもらえるよう努力している。
- ・併設校である大阪電気通信大学高等学校と、高校1年生から多様な高大連携プログラムを実施し、7年一貫教育の充実を目指している。
- ・本学の教育目的や、それを達成するための教育方法や教育施設を詳しく知ってもらうことを目的に、6月・7月・8月・9月の4回オープンキャンパスを開催している。また、令和6(2024)年3月には、工学部ならではの学びや工学系課外活動などを紹介する「工学部魅力発見イベント」を開催した。
- ・大学院では、学部と同様に「専門的人材の育成」を使命とし、その達成を目的として、上記3つの受入れ方針を基に、よりレベルの高い技術者、研究者を目指す入学者を受け入れる方針を明確にし、周知している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】大学ホームページ <https://www.osakac.ac.jp/>

（大学紹介⇒教育基本3方針（ポリシー）⇒学部設置の目的と教育3方針）

（大学紹介⇒教育基本3方針（ポリシー）⇒研究科設置の目的と教育3方針）

【資料 1-2-7】と同じ

【資料 2-1-2】学部入学試験要項 【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-3】進学説明会実施状況

【資料 2-1-4】大阪電気通信大学高等学校 高大連携年間予定

【資料 2-1-5】オープンキャンパス参加状況

【資料 2-1-6】高校訪問実施状況

【資料 2-1-7】大学院入学試験要項 【資料 F-4】と同じ

【自己評価】

- ・入学者受入れの方針は明確に定められており、またその周知も適切に行われていると判断している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【事実の説明】

- ・アドミッション・ポリシーに沿って入学試験種別ごとに入学者選抜方法・体制を定め、入学試験要項や入学試験ガイドにおいて受験生に周知し、入学者選抜を実施している。
- ・既述の3つの受入れ方針については、その全てを同時に判定することが可能な入学試験を実施することが困難であるため、いずれかの方針に合った学生に入学を許可している。
- ・「得意な分野を活かし、社会への貢献をめざす人」については、専門学科・総合学科特別入試で、その専門性を発揮できる1科目に絞った教科だけで可否を判定している。また、AO入学試験において、作品提出や面接も併用して多面的に入学者の素養を判定できる制度を整えるなど、学力試験によらない本人の適性や資質を評価し、入学を許可している。このような入学試験は、「自らの目標に向かって努力を惜しまない人」という受入れ方針にも合致する。
- ・「自らの目標に向かって努力を惜しまない人」という受入れ方針については、上記3つの入学試験のほか、公募推薦入学試験や一般入学試験等、学力を評価する全ての入学試験制度においてもその素質を問うている。
- ・「大阪電気通信大学を母校として愛し、仲間とともに励まし学び合える人」については、本学への愛校心は入学後に涵養されていくものであるため、入学時にその素養を判断するのは難しいが、本学について調査し志願している時点で、一定の愛校心を育む素質は持っているものと判断している。その上で、仲間とともに励まし学び合うために必要なコミュニケーション能力について、指定校推薦入学試験やAO入学試験等の面接を課す試験において評価している。
- ・大学院の入学試験でも、3つの受入れ方針に基づき、内部進学入学試験、一般入学試験、外国人留学生入学試験、社会人入学試験の4種類の入学試験制度を設け、口頭試験、面接等を組み合わせて、入学生の受入れを行っている。
- ・特に、医療福祉工学研究科においては、教育・研究機関、官公庁、企業、病院等で医療福祉工学分野における業務に2年以上従事した社会人が大学院に進学し、就業状態のままで学ぶことができるように、受験資格及び教授方法（土曜開講、集中講義）を工夫している。
- ・大学院における入学生の受入れについては、全研究科で春季と秋季の年2回の入学機会を設けており、海外からの留学生の受け入れ体制を充実させている。
- ・工学研究科博士前期課程工学専攻先端理工学コース及び制御機械工学コースの内部進

学入学試験において、優れた資質を有する学生の受け入れを目的として、飛び級（飛び入学）制度を設けている。出願資格は、先端理工学コースが「3 年次修了までに卒業要件単位のうち 4 年次配当の必修及び選択必修の単位だけを残し、3 年次修了時の累積 GPA(Grade Point Average)が所属する学科内で上位 5%以内の方」、制御機械工学コースが「3 年次修了時の累積 GPA が、所属する学科内で上位 3%以内の方」である。なお、本制度を利用して平成 30(2018)年度に 2 人、令和 2(2020)年度に 1 人の学生が入学している。

- ・入学者選抜において多面的・総合的評価を取り入れる専門の人材として、アドミッション・オフィサーを任命し、入学者選抜を実施している。
- ・入学手続時において、入学予定者全員にアドミッション・ポリシーを確認してもらい、同意を得ている。
- ・学部の入学試験及び入学試験に関する業務を全学的体制のもとで厳正かつ円滑に実施するため、大阪電気通信大学入学試験実施規則に基づき、入学試験本部をおいている。入学試験本部は、学長（本部長）、副学長（副本部長）、入試部長、入試部副部長、学部長、共通教育機構長、学務部長、大学事務局長、出題教科主任、アドミッション・オフィサー及び学長が指名する者が構成員となり、入学願書受付及び調査書点検に関する業務、出題及び採点に関する業務、入学試験の実施に関する業務、合格発表に関する業務等を総括監督している。
- ・入学試験問題の作成にあたり、入学試験本部に出題委員会をおいている。学長が委員長となり出題委員を委嘱し、出題教科ごとに出題教科主任をおき、入試出題要領（ガイドライン）に基づき本学自ら入学試験問題を作成している。
- ・合否判定は、学部等教授会から権限移譲を受けた合否判定会議において、厳正に審議し、決定している。会議の構成員は、学長、副学長、学部長、共通教育機構長、入試部長、入試部副部長、大学事務局長及びアドミッション・オフィサーである。
- ・入学者選抜方法の妥当性については、入試委員会において、評定平均値と GPA のクロス分析・検証を行っている。また、入学試験種別ごとの離学率を分析・検証している。
- ・受験生の利便性を高めるため、平成 27(2015)年度入学試験から、インターネット出願システムを導入した。また、平成 30(2018)年度入学試験から、受験ポータルサイト「UCARO」を導入し、更なる利便性の向上を図っている。
- ・大学院入学試験は、大学院入学試験実施規則に基づいて大学院入学試験本部を置いている。大学院入学試験本部は、学長（本部長）、入試部長、研究科長、専攻（コース）主任、大学事務局長及び学長が指名する者が構成員となり、入学願書受付及び調査書点検に関する業務、出題及び採点に関する業務、入学試験の実施に関する業務、合格発表に関する業務等を総括監督している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-8】大学ホームページ <https://www.osakac.ac.jp/>

（入試情報⇒大学入試⇒入学試験要項）

【資料 2-1-9】2023 年度入学試験ガイド（3～4 ページ） 【資料 F-2】と同じ

- 【資料 2-1-10】大阪電気通信大学入学試験実施規則
- 【資料 2-1-11】入試出題要領（ガイドライン）
- 【資料 2-1-12】入試委員会規則
- 【資料 2-1-13】評定平均値と GPA のクロス分析
- 【資料 2-1-14】入試種別離学者状況
- 【資料 2-1-15】受験ポータルサイト UCARO アドミッション・ポリシー同意画面
- 【資料 2-1-16】大阪電気通信大学大学院入学試験実施規則

【自己評価】

- ・アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の実施，学力試験による能力の評価，調査書の評定平均値の考慮，取得している資格を点数化による各志願者の努力の評価，入学手続き時の入学予定者全員からアドミッション・ポリシーの確認などにより，上述の 3 つの方針に沿った入学生を受け入れることができていると判断している。
- ・大学院の飛び級（飛び入学）制度については，大阪電気通信大学大学院学則第 9 条第 4 号に入学資格を定めており，大学ホームページに掲載している。また，入学試験要項に出願資格を明記するとともに，3 月下旬に実施する新 3 年生対象進学ガイダンスにおいて説明し，周知している。平成 30(2018)年度に入学した 2 名については履修した科目を全て修得し，博士前期課程を修了しており，優秀な学生であると判断できることから，本制度を適切に運用している。
- ・入学試験問題は，本学自らが作成しており，作成にあたり，各教科に責任者をおくとともに，作成，点検等に関するガイドラインを定め，出題ミス等の防止に努めている。
- ・学部の合否判定は，学長，副学長，学部長，共通教育機構長，入試部長，入試部副部長，大学事務局長及びアドミッション・オフィサーが構成員である合否判定会議（学部等教授会から権限委譲）において厳正に審議し，決定している。
- ・大学院の合否判定は，学長，研究科長，入試部長，専攻(コース)主任が構成員である合否判定会議（研究科委員会から権限委譲）において厳正に審議し，決定している。
- ・「大阪電気通信大学入学試験実施規則」に基づき，学長のリーダーシップの下，入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築し，適切な入学者選抜を実施している。
- ・入試委員会において，評定平均値と GPA のクロス分析・検証を行った結果，専願入試と併願入試の分布に大きな差は見られないことから，入学者選抜方法は妥当であると判断している。また，入学試験種別ごとの離学率を分析・検証し，離学率が減少傾向であることから，入学者選抜方法は妥当であると判断している。

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

- ・入学定員に対する過去 5 年間(令和 2(2020)～令和 6(2024)年度)の学生受入れ数の比率は，全体で 1.1～1.2 である。学部別には，工学部 1.1～1.2，情報通信工学部 1.1～1.2，建築・デザイン学部 1.2，医療健康科学部 1.1～1.2，総合情報学部 1.1～1.2 となっている。
- ・大学院における入学定員に対する過去 5 年間の学生受入れ数の比率は，博士前期課程

で 0.7 であり、博士後期課程は 0.1～0.2 である。大学院の入学者を増加させる施策として、キャリアデザインや進路ガイダンスの中で、大学院進学の意味について説明している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-17】合格者のためのガイドブック「OECU で Grow UP」

【資料 F-2】と同じ

【エビデンス集・データ編】

【表 2-1】学部，学科別在籍者数（過去 5 年間）

【表 2-2】研究科，専攻，コース別在籍者数（過去 5 年間）

【自己評価】

- ・大学全体では、適正な学生数を維持できていると判断している。また、全ての学科で入学定員を充足している。
- ・大学院（博士前期課程）については、平成 25(2013)年度以降、入学者が減少傾向にあったが、入学手続きの 2 次手続の納入期日の変更や入試科目の見直しなどの入学試験制度改革を行ったことにより平成 30(2018)年度以降は進学率が向上しているため、改善が進んでいると判断している。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学部入学試験においては、「大学案内」のほかに本学 Web サイトに「受験生応援サイト」「保護者向け情報サイト」を新設し、受験生・保護者に寄り添った情報発信を行い、これに共感した意欲ある入学者を増加させる努力を継続する。
- ・大学院での学生受入れについては、大学院での教育研究の意味についての説明を徹底し、進学者の増加につなげる努力をする。
- ・工学研究科の入学試験において、学力試験をなくし、口頭試問、面接等を組み合わせて、対面での審査を重視した入学生の受入れを行う入学試験制度の改善を実施した。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【事実の説明】

- ・大学全体に係る教育及び研究に関する学長の意思決定の円滑化を図るための機関であ

る運営会議には、学長・大学事務局長をはじめ、教員・職員の各組織の長や責任者が構成員となり、それぞれの立場から審議を行っている。【資料 2-2-1】

- ・教務委員会、キャンパス教務委員会において、教員、職員を問わず、教育の改善に向けた様々な取組について積極的な意見交換を行っている。また、決まった事柄については、それぞれに協力しながら実行している。【資料 2-2-2】
- ・学務部には、教員の学務部長と職員の学務部事務部長を配置し、互いの役割を果たしながら学生の支援を行っている。【資料 2-2-3】
- ・多数の実習科目を提供している医療健康科学部医療科学科と理学療法学科では、医療福祉機器メーカーのエンジニアや医療機関の理学療法士を実習補助員として採用し、教員と連携して実習指導を行っている。【資料 2-2-4】
- ・グループ担任制度を導入し、グループ担任教員と職員との協働により、学生の学修上の指導にあたっている。【資料 2-2-5】
- ・教員と職員が学生の履修・成績・面談履歴・連絡先等の情報を共有して閲覧できるよう、総合的な学生データベース MyPortal（令和 2(2020)年度 4 月より稼働。令和元(2019)年度 3 月までは MyPage）を構築している。これにより、速やかに個々の学生に対するきめ細かい支援を行っている。【資料 2-2-6】
- ・図書館では、学術情報サービスの提供だけでなく、学修支援を次の 4 つの取組により積極的に行っている。第 1 は平成 24(2012)年から英語教育研究センターと連携して行っているリーディングシャワー(令和 3(2021)年より OECU リーディング Bee に名称変更)である。習熟度に応じたレベルの本を多読することで英語力の向上を目指している。多読授業を開始してから年間 15,000 冊の貸出冊数は翌年が 3 万冊、3 年後に 10 万冊、令和元(2019)年には 13 万冊に達した。令和 3(2021)年度はコロナ禍で学生の密集を避けるために、図書館の多読図書毎時間教員に受講者の約 2 倍の本を貸出し、授業後教員に返却してもらうという方法をとることによって多読図書の有効活用を行った。第 2 はカリキュラム上の各教育科目において指定された教科書、参考書、そして就職、資格取得対策図書の収書と配架である。学生の図書館利用と学修の便宜向上を図り、更に年々変化する就職状況、資格取得のニーズに対応して各部署との連携も行っている。第 3 は取組から 5 年目を迎えたビブリオバトル、レジュメなしで本の魅力を 5 分間オーディエンスに伝える書評合戦を学生の活字活動の促進とプレゼンテーション力を育成することを目的として各キャンパスで 2023 年度は合計 8 回開催した。学内参加者も合計 150 名を超え、発表者のレベルが顕著に上昇した。2023 年 12 月昭和女子大学にて開催された全国大学ビブリオバトル全国大会に本学総合情報学部の学生が出場し、観客を惹きつけるプレゼンを行い、準決勝まで進出するという結果を残すことができた。第 4 は情報検索講座である。プレゼミ生を対象に研究室ごとに研究テーマに沿った情報を得る方法を図書館員が講義を行った。8 研究室、83 名の学生が参加し、卒業研究を行う上での道標を見つける役割を果たすことができた。

【資料 2-2-7】

- ・共通教育機構の 3 センター（人間科学教育研究センター・英語教育研究センター・数理科学教育研究センター）では、学務課及びメディアコミュニケーションセンターの協力を得て、入学前に新入生全員を対象に国語・英語・数学のプレイスメント・テス

トと履修アンケートを実施している。その結果は、リメディアル科目「日本語上達法 1」の受講や、英語・数学・物理学の授業科目の習熟度別によるクラス分け等に活用され、新入生が高校から大学へとスムーズに学べるきめ細やかな環境を提供できるように努めている。令和 5(2023)年度のプレイスメント・テストの受験率は 81.7%。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-2-1】運営会議規則 【資料 1-2-20】と同じ
- 【資料 2-2-2】教務委員会規則
- 【資料 2-2-3】学校法人大阪電気通信大学事務組織規則
- 【資料 2-2-4】実習補助員の担当一覧
- 【資料 2-2-5】グループ担任に関する内規
- 【資料 2-2-6】Mypage 及び MyPortal の画面サンプル
- 【資料 2-2-7】ビブリオバトル 2023 全国大会出場

【自己評価】

- ・各種の重要な会議及び委員会は、教員と職員とで協働で運営しており、それらを通じ教員と職員が一体となった学修支援を行っている判断している。
- ・学生対応が必要な部署の職員は、担当学科を決めて学科の担当教員との協働により、学生の日常的な個別フォローを実施している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【事実の説明】

- ・全科目担当教員に対し、オフィスアワーの実施を慣行としている。令和 2(2020)年度からは更なる強化を図るため、シラバス作成のガイドラインにその必要性を盛り込み、全科目担当者に周知している。【資料 2-2-8】
- ・数理科学教育研究センターでは、個人指導を行う「数学質問相談室・物理質問相談室」を設置し、数学や物理の基礎科目等の授業で分からないところについて、学生一人ひとりの習熟状況に合わせた指導を行っている。令和 5(2023)年度は、StudyLAB にて質問のために相談室を利用した学生数は延べ 94 人であった。【資料 2-2-9】
- ・人間科学教育研究センターでは、日本語の読み書きスキルの定着・向上を目指すため、レポートの書き方を指導する授業外学習支援「レポートマスターへの道」を開設、実施している。令和 5(2023)年度の参加利用者数(延べ人数)は 75 人。【資料 2-2-10】【資料 2-2-11】
- ・英語教育研究センターでは、英語学習におけるさまざまな悩みや質問に応じる機会として「イングリッシュ・カフェ」を開設し、学生の学びに関して個別の支援を行っている。令和 5(2023)年度の参加者数はのべ 62 人であった。また、アカデミックな英語力を鍛えるためのプログラム「EIGOP」を展開し、大学生や大学院生に対して外国人教師が国際学会における発表の支援を行っている。令和 5(2023)年度は 7 回の実施であった。【資料 2-2-12】

- ・演習科目や実験科目等の学修効果を高めるために、教育補助員として大学院生の TA 及び学部生の SA を配置し、履修学生の支援を行っている。教育補助員となった学生は、教員の教育活動支援にとどまらず、事前準備や受講生からの質問や演習指導を通じて、自己の能力向上との相乗効果も現れている。

【資料 2-2-13】【資料 2-2-14】【資料 2-2-15】

- ・正規の授業以外において、学科主導によるリメディアル教育を開催し、初年次への教育補助員として、学生 ST(Student Tutor) として学生の積極的活用を実施している。ST は、学業成績優秀な学生(GPA で上位 10 分の 3)もしくは教職課程登録生のうち、学務部長が認めた者を任用している。これにより、学力面の指導だけでなく、ピアサポートとして広く生活や精神面を含めて相談、支援することができている。

【資料 2-2-16】【資料 2-2-17】

- ・令和 4(2022)年度より、数学・物理の基礎学力向上を必要とする学生を支援するための StudyLAB を開設し、共通教育機構と連携してサポートを行った。StudyLAB に補講、自習、質問などの目的で来室した学生数は令和 4(2022)年度が延べ 616 人、令和 5(2023)年度が延べ 963 人であった。
- ・グループ担任教員は、学生の生活状況その他について実情を把握しながら、学生生活上の指導や助言を行っている。【資料 2-2-5】
- ・退学・休学の際は、本人の申し出があれば、グループ担任との面談を実施し、申し出の内容や学修や生活の状況等を確認し、退学・休学の意思を確認する。更に、最終的に退学・休学を決定する際には、本人に加えて保護者も同席した上での面談を実施している。
- ・休学した学生が復学した際、復学してから通常の学生生活に戻ることを支援するために、復学後 1 ヶ月以内を目途にグループ担任との面談を実施し、近況報告等をさせるとともに、今後の学生生活についてアドバイスをすることになっている。
- ・入学時に新入生から提出される「健康調査票」にある、本人からの申告による障害の状態を確認するために個別面談を実施している。面談により個々の障害に応じた授業などの学修環境への必要な合理的配慮を確認している。その合理的配慮の内容については、学生が履修している科目の担当教員と情報共有し、配慮を実施している。
- ・障害のある学生は、総合学生支援センターにおいて状況を把握しており、教員と職員との連携により、障害者差別解消法で求められている合理的配慮を提供するために、多様な学生に対して修学支援を行っている。具体的には、寝屋川及び四條畷の各キャンパスにある支援室において日常のケアを行っている。更に、定期的にカンファレンスを開催し、各学科教員、学生指導に関わる部署の事務職員が参加し、障害のある学生全員の、障害の状態、配慮の内容を共有し、単位修得状況だけでなく進級、卒業、就職までの支援ができるよう、連携を確認している。【資料 2-2-18】
- ・経済的事由による退学の申し出については、学務課及び四條畷学務課が修学支援の相談に当たっている。
- ・授業時間外における実験科目のレポート指導や再実験等においては、担当教員だけでなく、実験センターに配属されている熟練技術者も対応し、学生の学修支援を行っている。また、3D 造形先端加工センター及び工作室においては、配属されている熟練

技術者による加工の相談や依頼を受け付け、モノづくり教育のサポートを行っている。

【資料 2-2-19】

- ・令和 3(2021)年度の新入生から全学生 PC の必携化を実施し、一般授業でも PC を用いた授業を行うことで教育の情報化を進めたが、同時に学生は自身の PC に授業で使用するソフトのインストールや、PC から課題の提出をするなど、使いこなす技能の習得が求められるようになった。PC 初心者であっても取りこぼしなく習熟していけるようにメディアコミュニケーションセンターにサポートデスクを置き、学生の PC に関する Q&A などの対応を行っており、令和 5(2023)年の対応件数は 547 件であった。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-8】 シラバス作成のガイドライン

【資料 2-2-9】 数学質問相談室・物理質問相談室案内

【資料 2-2-10】 レポートマスターへの道案内メール

【資料 2-2-11】 レポートマスターへの道案内ポスター

【資料 2-2-12】 EIGOP の案内メール

【資料 2-2-13】 ティーチング・アシスタントに関する規則

【資料 2-2-14】 スチューデント・アシスタントの任用に関する内規

【資料 2-2-15】 TA 及び SA 委嘱科目一覧

【資料 2-2-16】 スチューデント・チューターの任用に関する内規

【資料 2-2-17】 スチューデント・チューター任用一覧

【資料 2-2-18】 総合学生支援センター利用案内

【資料 2-2-19】 令和 5(2023)年度実験センター担当一覧

【自己評価】

- ・総合学生支援センターでは、自立支援室、学生支援室を中心として、教員と職員との協働により、多様な学生の学生支援を行っている。
- ・正課の授業をスムーズに学修出来るよう、数理系基礎科目の質問・相談の窓口を広く開放して学修の支援に取り組んでいる。
- ・演習科目や実験科目等には教員の教育活動を支援するために教育補助員（TA/SA）を配置し、個々の学生の状況に応じた指導を行う授業体制を組んでおり、十分な支援が行われていると判断している。
- ・グループ担任による退学・休学を希望する学生本人や保護者との面談の実施や休学していた学生が復学した際の学生生活についてアドバイスにより、離学率の低減に繋がっていると判断している。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・TA 及び SA の配置による教育効果をより向上させるために、TA 及び SA に対するガイダンスを充実させて、教育効果を高めていく。
- ・TA については、修学に支障のない範囲で積極的活用を図るべく、担当時間数の制限を緩和するなど制度の弾力的運用を図る。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【事実の説明】

- ・各学科に就職対策委員（教員）を置いて、学生の就職指導のみならず教育課程の課題を把握する体制としている。【資料 2-3-1】
- ・工学部、情報通信工学部において、各学年にプロジェクトスキル科目（科目名称は学科により多少異なる）を開講している。

1 年次：「電気電子工学入門」（前期 15 コマ）【資料 2-3-2】

「プロジェクト活動スキル入門」（前期 15 コマ）【資料 2-3-3】

「キャリア入門」（前期 15 コマ）【資料 2-3-4】

2 年次：「プロジェクト活動演習 1」（前期 15 コマ）【資料 2-3-5】

「キャリア概論」（前期 15 コマ）【資料 2-3-6】

3 年次：「キャリア設計プロジェクト実践」（前期 15 コマ）【資料 2-3-7】

「キャリア設計」（前期 15 コマ）【資料 2-3-8】

更に、平成 30(2018)年度からは教育開発推進センターと就職部が連携して本学独自のキャリア教育のためのプログラムを新たに作成し、試行導入している。

【資料 2-3-9】

なお、このプログラムは情報コミュニケーション学会全国大会で研究奨励賞及びシステム開発文書品質研究会(ASDoQ)主催の「ASDoQ2017」で最優秀賞を受賞した。

【資料 2-3-10】【資料 2-3-11】

- ・医療健康科学部では、専任教員が主体となって就職部と連携し、学生のキャリア養成を強化している。

1 年次：学科別キャリア科目（15 コマ） 【資料 2-3-12】

2 年次：学科別キャリア科目（15 コマ） 【資料 2-3-13】

3 年次：学科別キャリア科目（15 コマ） 【資料 2-3-14】

4 年次：「特別キャリア演習」（15 コマ） 【資料 2-3-15】

- ・総合情報学部では、各学科が特徴に応じたキャリア科目を開講している。

1 年次：学科別キャリア科目（15 コマ） 【資料 2-3-16】

2 年次：学科別キャリア科目（15 コマ） 【資料 2-3-17】

3 年次：就活準備プログラム（15 コマ） 【資料 2-3-18】

学科別キャリア科目（15 コマ） 【資料 2-3-19】

- ・工学部・情報通信工学部のインターンシップでは、3 年次開講のキャリア科目を受講し、大学コンソーシアム大阪の就業体験プログラムの内、一定の要件を満たすものに単位取得を認めている。このプログラムでは、就業体験期間の前後に事前研修及び事後研修を実施し、社会経験や実務経験の体得以外にも、社会人としての心構えや就業

意識の向上を図っている。

- ・総合情報学部 of インターンシップも、大学コンソーシアム大阪の就業体験型プログラムに参加し、社会人となる前段階としての就業意識の向上に役立っている。また、就業体験への参加、報告書の作成、報告会での発表についての総合評価により、単位認定を行っている。【資料 2-3-20】
- ・大学院全研究科の学生に対する研究倫理教育として、独立行政法人日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics[eL CoRE])」を受講させ、研究者として責任ある研究活動ができるような体制を構築している。
- ・医療福祉工学研究科博士前期課程では、教育課程において研究倫理、知的財産、キャリア形成、コンプライアンス、学術論文の作成法などに関する講義「医療福祉工学総論」(必修科目)を開講している。この科目を通じて、研究不正防止、個人情報保護など研究遂行上、必要な事項について、研究室以外場で研究倫理教育を受ける機会を提供し、指導を強化している。
- ・総合情報学研究科博士前期課程では、大学院生は TA として実践的な教育経験を積ませている。また、本研究科総合情報学専攻デジタルアート・アニメーション学コース及びデジタルゲーム学コースでは「デジタルゲーム学研究」、コンピュータサイエンスコースでは「コンピュータサイエンス演習 1」の授業で研究者倫理及び当該分野の職業観を身に付けるための講義を設けている。
- ・就職部では、就職指導担当者を学部は学科ごと、大学院はコース(専攻)ごとに配置(学科担当制)することにより、進路に関する相談や指導を専属的に担当し、一人ひとりの学生に応じた的確な支援を実施している。学科ごとの就職指導担当者は、学科教員と相互に連携を取りながら学生の希望や進捗状況を把握するとともに、相談に対して適切な助言を行える体制を整えている。また、学科教員による企業担当者との面談により、企業側の望む人材像の把握に努めている。【資料 2-3-1】
- ・就職ガイダンスは、上記の体制の下で、主に 3 年次に学科ごとにガイダンスを実施している。そこでは、各学科の特性に合わせたきめ細かい指導や助言を行っている。

【資料 2-3-21】

- ・就職対策支援として 3 年次(大学院は 1 年次)を対象に「自己分析」、「筆記対策」、「面接対策」等、就職活動に臨むにあたっての基本スキルを自覚させる就職支援講座を実施している。また、それらの講座受講時には、不安解消の指導を行っている。

【資料 2-3-22】

- ・就職部では、学生を取り巻く就職環境変化について保護者の理解を得るため、「保護者のための就活セミナー」を開催している。具体的には、就職活動を取り巻く環境、本学の就職動向・就職支援、保護者としてできるサポート、障害や生きづらさを抱えている学生の就職活動などを説明し、学生と保護者のコミュニケーションによって、低学年から社会人となる自覚を持たせている。【資料 2-3-23】
- ・資格取得支援講座として 47 講座を開講している。各学科の専門性に応じた資格取得を支援するものを選んで開講し、資格の取得を通じ職業人としての対応力への自信をつけさせるべく取り組んでいる。また社会人として持つべきスキルを示す資格も奨励し、社会人としての心得の涵養を図っている。【資料 2-3-24】

- ・就職活動を支援するために、適性検査対策 WEB テストを実施している。このテストは企業の採用選考において、一般的に使用されている適性検査に早い段階からなれることを目的に全学年で実施し、成績上位者に対しては、「学内チャンピオンシップ」と称して毎年表彰している。令和 5(2023)年度は、第 8 回学内チャンピオンシップとして開催している。【資料 2-3-25】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-3-1】 令和 3 (2021)年度就職指導体制
- 【資料 2-3-2】 電気電子工学入門シラバス (工学部電気電子工学科 1 年生)
- 【資料 2-3-3】 プロジェクト活動スキル入門シラバス
(工学部・情報通信工学部 1 年生)
- 【資料 2-3-4】 キャリア入門シラバス (工学部建築学科 1 年生)
- 【資料 2-3-5】 プロジェクト活動演習 1 シラバス (工学部・情報通信工学部 2 年生)
- 【資料 2-3-6】 キャリア概論シラバス (工学部建築学科 2 年生)
- 【資料 2-3-7】 キャリア設計プロジェクト実践シラバス
(工学部・情報通信工学部 3 年生)
- 【資料 2-3-8】 キャリア設計シラバス (工学部建築学科 3 年生)
- 【資料 2-3-9】 キャリア教育に関する学会発表予稿
- 【資料 2-3-10】 研究奨励賞 (賞状)
- 【資料 2-3-11】 ASDoQ 大会 2017 最優秀賞写真
- 【資料 2-3-12】 学科別キャリア科目シラバス (医療健康科学部 1 年生)
- 【資料 2-3-13】 学科別キャリア科目シラバス (医療健康科学部 2 年生)
- 【資料 2-3-14】 学科別キャリア科目シラバス (医療健康科学部 3 年生)
- 【資料 2-3-15】 特別キャリア演習シラバス (医療健康科学部 4 年生)
- 【資料 2-3-16】 学科別キャリア科目シラバス (総合情報学部 1 年生)
- 【資料 2-3-17】 学科別キャリア科目シラバス (総合情報学部 2 年生)
- 【資料 2-3-18】 就活準備プログラム (総合情報学部 3 年生)
- 【資料 2-3-19】 学科別キャリア科目 (総合情報学部 4 年生)

- 【資料 2-3-20】 令和 5(2023)年度四條畷インターンシップシラバス及び依頼企業
- 【資料 2-3-21】 令和 5(2023)年度就職ガイダンス内容詳細
- 【資料 2-3-22】 令和 5(2023)年度学部各種就職支援講座
- 【資料 2-3-23】 令和 5(2023)年度「保護者のための就活セミナー」
- 【資料 2-3-24】 令和 5(2023)年度資格学習支援センター課外講座案内
- 【資料 2-3-25】 令和 5(2023)年 2 月 14 日学内チャンピオンシップ記事

【エビデンス集・データ編】

- 【表 2-5】 就職の状況 (過去 3 年間)
- 【表 2-6】 卒業後の進路先の状況 (前年度実績)

【自己評価】

- ・進路に関する相談や指導の担当者を学科、コース（専攻）ごとに配置し、学生のキャリア支援を適切に実施していると判断している。
- ・インターンシップ実施に際して、就職部と学務課及び四條畷学務課とで協力して、サポート、仕事理解、振り返りの機会などを提供し、学生のキャリア支援を適切に実施していると判断している。
- ・学生のキャリア形成の指導を考える上で、本学では大半の学生が学部卒業時に就職する現状を踏まえ、本格的な就職活動が始まるまでに完了できるよう、1年次より体系的・計画的にキャリア教育を実施する体制を整備していることから、社会人として、また職業人として自立していくための体制が整備されていると判断している。
- ・令和4(2022)年度の卒業生の就職率は前年度を上回り、社会人及び職業人として自立させていくための指導体制が整備されていると判断している。
- ・付加価値を与える資格取得支援講座においても、充実した適切な体制が整備されていると判断している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・キャリア形成のプログラムとして、これまで学年毎にそれぞれ実施してきた内容と新たに開発した教育プログラムを活用し、各学科でのベストプラクティスを横展開しながら3年間を通して体系的に学べる内容に整備し、実施していく。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

1) 学修支援体制

- ・学科教員によるグループ担任制度を導入し、学生一人ひとりの修学状況を把握し、学修を支援している。【資料 2-4-1】
- ・グループ担任制度では、各学科の教員が分担して当該学科所属の学生を各学年 5～10 人ずつ受け持ち、学生一人ひとりの学修指導のみならず円滑な学生生活を送る上でのあらゆる問題や悩み等に関する相談や助言を行っている。
- ・グループ担任制度に加えて、平成 30(2018)年度より、主として 1・2 年次に配当される総合科目、基礎専門科目を担う共通教育機構の各 3 センターの教員を各学科担当として割り当てた学科担当制を導入し、学務課と協力して運用している。各センターの学科担当教員は、総合科目、基礎専門科目の学生の修学状況を把握し、特に離学リスクの高い学生を早期に把握し、学科のグループ担任や学務課の学科担当職員と情報を共有しながら、必要な支援や指導について協働で検討し実施している。共通教育機構

では、入学前に実施するプレイスメント・テストの結果や、総合科目、基礎専門科目に関わる学生の出席状況や学修の進捗状況等の情報を整理・分析し、関係する学科の教員に提供するとともに、個別の学生指導に必要な情報や意見を相互に共有するシステムをグーグルのチームドライブに構築して活用している。また令和4(2022)年度より、数学・物理の基礎学力向上を必要とする学生を支援するために StudyLAB を開設し、共通教育機構と連携してサポートを行っている。

2) 厚生補導と厚生施設

- ・課外活動を「社会人基礎力を培う場」と位置付け、第2期5ヵ年計画の重点政策として、平成27(2015)年度17%であった学生団体への加入率を令和4(2022)年度28%、令和5(2023)年度30%、令和6(2024)年度32%、令和7(2025)年度34%、令和8(2026)年度35%とする目標を定めている。その取り組みとして、プロジェクトスキル活動の授業の中で、課外活動の紹介を行うなどの施策を実施している。
- ・課外活動を推進するため、学務部登録サークル制度を創設し、課外活動団体の創設を促進している。
- ・本学におけるスポーツ活動分野の支援を強化する目的で、平成30(2018)年度にスポーツ強化センターを設置し学業とスポーツ・文化活動で社会人基礎力を培われた人材の育成を目的とする強化指定クラブ制度を創設し、硬式野球部及び女子バスケットボール部を指定した。また令和5(2023)年度からは、新たに esports project が指定されることとなった。【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】
- ・自由工房は、学生の主体的な学びの場であり、ロボット製作等に関連する複数のプロジェクトに分かれて、技術指導員の支援を受けながら、対外での競技参加も含めた活発な活動を行っている。【資料 2-4-4】
- ・課外活動の更なる活性に向けスポーツ強化センターを改変し、令和6(2024)年度からは課外活動支援センターを発足させる。その下で強化指定クラブ運営委員会、自由工房運営委員会、学生自治会、一般クラブ活動等を機能させる。
- ・厚生補導は、寝屋川キャンパスを学務課、四條畷キャンパスを四條畷学務課が掌り、更に厚生補導に当たるための厚生補導委員をおいている。
【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】
- ・課外活動への支援としては、クラブ団体が学外の学生連盟に所属した場合の連盟費や学外団体の主催する公式戦に参加する場合の交通費、宿泊費に対する補助を行っている。【資料 2-4-7】
- ・学生が国民体育大会やインターカレッジ大会等の全国大会に選手あるいは役員として参加する場合は、交通費、宿泊費に対する補助を行っている。【資料 2-4-8】
- ・学生が研究発表等出張する場合、大阪電気通信大学後援会より、旅費の一部補助を行っている。
- ・海外との交流に意欲をもつ学生に対しては、令和3(2021)年度に創設した「観野福太郎基金グローバルフロンティア奨励金」により支援を行っている。
- ・厚生施設としては、食堂、学生ラウンジ、売店・購買、理髪店等を設置している。
- ・食堂については、寝屋川と四條畷の両キャンパスにそれぞれ3か所に設けており、寝屋川キャンパスでは205席、202席、291席、四條畷キャンパスでは220席、180席、

154 席を有する。運営形態は両キャンパスともに、2 か所は大学生生活協同組合（本学学生と教職員の共同互助により設立）による運営、1 か所は、外部業者による委託運営を行っている。

- ・学生ラウンジについては、寝屋川キャンパス及び四條畷キャンパスで、食堂あるいは売店に隣接し、学生が自由に憩い飲食できるスペースとして提供している。食堂においても食事提供時間外は食事室部分を学生ラウンジとして開放している。
- ・購買については、寝屋川と四條畷のキャンパスにそれぞれ1 か所設けており、学生生活を送る上で欠かせない文房具や教科書・参考書等の書籍販売を行っている。その運営は、両キャンパスともに大学生生活協同組合が行っている。購買では上記のほか、や近隣下宿の紹介や大学祭等のイベントに必要な各種機材の貸出を行っている。
- ・理髪店については、寝屋川キャンパスで外部委託により運営している。
- ・令和4(2022)年度より寝屋川キャンパス、令和5(2023)年度より四條畷キャンパスの女子トイレに生理用品の無償配布器を設置し、昨今社会問題となる生理の貧困に対応している。

3) 健康管理

- ・年1回の健康診断を実施している。
- ・学生の健康管理支援としては、医務室を設置している。
- ・医務室については、寝屋川と四條畷の両キャンパスにそれぞれ設けられており、専属の看護師が常駐して健康相談や生活改善指導に当たっている。また、週に1度は学校医による診察及び健康相談を行っており、より専門的な指導を行っている。

4) メンタルケア及び障害学生支援

- ・メンタルケア及び障害学生を支援する部署として、総合学生支援センターを寝屋川・四條畷の両キャンパスに設けている。【資料2-4-9】
- ・総合学生支援センターには、メンタルケアを中心に相談にあたる学生相談部門障害のある学生の修学及び学生生活について相談、支援にあたる障害学生支援部門を設置している。【資料2-4-10】【資料2-4-11】
- ・学生支援室には、学生支援室長、学生支援専門員、学生支援カウンセラー、学生支援コーディネーターを配置している。学生支援専門員は、学生の学修及び学生生活について相談・支援を行うとともに、支援事案に対して教育的観点から助言を行っており、カウンセラーは、心理面からの相談・助言を行っている。
- ・学生相談部門には、学生相談専門員と心理カウンセラーを配置している。学生相談専門員は、学生の個別相談、学外機関等との連携、及び学内啓発等において統括的な役割を担う。心理カウンセラーは、学生の学修及び学生生活について、心理面からの相談・助言を行っている。
- ・障害学生支援部門には、障害学生支援専門員とフォローアップカウンセラーを配置している。障害学生支援専門員は、個別面談、教職員や保護者等との連携、合理的配慮の提供、学内啓発等において統括的な役割を担う。フォローアップカウンセラーは障害学生支援専門員と連携し、当該学生の支援計画に基づく支援を行う。
- ・また両キャンパスにコーディネーターを配置している。コーディネーターは各部門の専門員及びカウンセラーと連携し、学生の学生生活への円滑な参加を支援するとともに

に、当該学生の所属学科の教員、保護者等、関係する学内各部署との連絡・調整を行う。

- ・総合学生支援センターでは、所属の教職員・カウンセラー、学科教員、学生支援に係る事務職員が共通認識の下に適切な支援が行えるよう、コーディネーターを中心とした意見交換の機会を必要に応じて設けている。

5) 奨学制度

- ・学生の経済的な支援として、日本学生支援機構の奨学金に対する申請支援、高等教育の修学支援新制度、給付型、減免型及び貸与型の各種学内奨学金制度、外部提携金融機関による教育ローン制度及び利子補給奨学制度等を設けている。【資料 2-4-12】
- ・日本学生支援機構の奨学金については、令和 5(2023)年度は学部生 2,897 人、大学院生 59 人の合計 2,956 人が奨学金を受けている。
- ・高等教育の修学支援新制度については、令和 5(2023)年度は新たに 299 人が認定され、大学全体で 929 人が利用した。【資料 2-4-13】
- ・学部対象の給付型奨学制度としては、独自の特別奨学金制度を設けており、本学に在籍する学生の親族や卒業した者の親族、本学が特に定める特別提携高等学校の卒業生が本学へ入学した際には、申請に基づき入学金相当額を給付している。【資料 2-4-14】
- ・大学院対象の給付型奨学制度としては、大学院博士前期課程特待生制度及び大学院博士後期課程特待生制度があり、経済的事由により修学困難な者について、博士後期課程特待生制度については年額 50 万円、大学院博士後期課程については各専攻及びコースで定める一定額を給付している。

【資料 2-4-15】【資料 2-4-16】【資料 2-4-17】

- ・学部対象の減免型奨学制度として、入学試験成績優秀者奨学制度を設けており、一般入学試験を優れた成績で合格し入学した者について、初年度授業料の全額若しくは半額を減免している。また、進級時においても成績上位であった者には継続的に減免している。【資料 2-4-18】
- ・外部提携金融機関による教育ローン制度及び利子補給奨学制度については、経済的事由により修学困難な者について、金融機関と連携し低金利の融資を受け、在学中の利子相当額を大学の負担により補給する制度を設けている。令和 5(2023)年度は 32 人が当該奨学金制度を利用している。【資料 2-4-19】
- ・各期の授業料納付に対して、経済的事由により指定期日の納付が困難な者について、学費延納制度を設けている。【資料 2-4-20】
- ・全学対象の生活支援制度として、大阪電気通信大学後援会及び友電会（大学の同窓会組織）の貸与奨学金制度があり、経済的事由により学資支弁が困難な者について、無利子で貸与している。返還は卒業後の 5 年間で分割返還する契約としている。令和 5(2023)年度は 4 人が当該奨学金制度を利用している。

【資料 2-4-21】

- ・令和元(2019)年度から、友電会(大学の同窓会組織)により課外活動(クラブ活動, ボランティア活動, プロジェクト活動)を通して大学の発展に寄与し貢献する者に対し、給付奨学金制度「友電会給付奨学金規定」が創設され、令和 5(2023)年度は 5 人の学生に給付された。

【資料 2-4-22】

- ・令和 3(2021)年度から、卒業生の寄付金を基金とした「観野福太郎基金グローバルフロンティア奨励金」が創設され、学生が自ら国境を越えて世界の様々な事象に出会うことで(グローバル)、未知・未経験の分野での活躍の契機とする(フロンティア)ことへの支援を行っている。令和 5(2023)年度は海外語学研修に臨む学生を含む 36 名の学生が支援を受けた。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-4-1】 グループ担任に関する内規 【資料 2-2-5】 と同じ
- 【資料 2-4-2】 スポーツ強化センター規則
- 【資料 2-4-3】 大阪電気通信大学強化指定クラブ選定に関する運営内規
- 【資料 2-4-4】 自由工房に関する規程
- 【資料 2-4-5】 学校法人大阪電気通信大学事務分掌規則（抜粋）
- 【資料 2-4-6】 厚生補導委員の設置に関する規則
- 【資料 2-4-7】 公認団体補助内規
- 【資料 2-4-8】 国民体育大会参加者に対する取扱内規
- 【資料 2-4-9】 総合学生支援センター規則
- 【資料 2-4-10】 大阪電気通信大学総合学生支援センター学生支援室細則
- 【資料 2-4-11】 大阪電気通信大学総合学生支援センター自立支援室細則
- 【資料 2-4-12】 大学ホームページ <https://www.osakac.ac.jp/>
(キャンパスライフ⇒奨学金制度等について)
- 【資料 2-4-13】 高等教育の修学支援制度の案内
- 【資料 2-4-14】 大阪電気通信大学特別奨学金制度に関する内規
- 【資料 2-4-15】 大学院修士課程特待生制度に関する内規
- 【資料 2-4-16】 大学院修士課程特待生制度に関する施行細則
- 【資料 2-4-17】 博士後期課程特待生制度に関する内規
- 【資料 2-4-18】 入学試験成績優秀者奨学制度に関する規程
- 【資料 2-4-19】 令和 5(2023)年度学生手帳（86 ページ）【資料 F-5】 と同じ
大阪電気通信大学教育ローン利子補給奨学金規定
- 【資料 2-4-20】 令和 5(2023)年度学生手帳（76 ページ）学費等納入規則
【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 2-4-21】 令和 5(2023)年度学生手帳（84 ページ）【資料 F-5】 と同じ
大阪電気通信大学後援会・友電会貸与奨学金運用規定
- 【資料 2-4-22】 友電会給付奨学金規定

【エビデンス集・データ編】

- 【表 2-9】 学生相談室、医務室等の状況

【自己評価】

- ・学生生活の安定のための支援としては、具体的かつ十分な支援制度が有効に機能して

おり、適切であると判断する。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 学生生活の安定のための支援について、社会情勢や学生の資質の変化に対応し、より実情に沿った形の支援ができるよう、学務部を中心として厚生補導委員会等で検討していく。
- ・ 社会人基礎力を培うための場のひとつとして、また、大学への帰属意識を高め、離学率を下げる有効な手段として課外活動を位置づけ、課外活動に加入している先輩学生と新入生との交流の場を入学式後のオリエンテーション期間中に設定し、課外活動に対する理解向上と加入促進を図る。また、硬式野球部、女子バスケットボール部、esports project を引き続き強化指定クラブとして位置づけ、支援体制を強化する。
- ・ 課外活動に加入している学生を対象にイベントやセミナーを実施し、幅広いスキルが学べるようサポートする。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

1) 本学全体

- ・ 令和 6(2024)年 4 月 1 日現在、校地・校舎の面積は表 2-5-1 のとおりであり、大学設置基準を大幅に上回る面積を有している。
- ・ 各キャンパスの建物及び設備では老朽化が進行しており、緊急性の高い事案から大規模改修工事を毎年実施している。
- ・ 施設設備の安全衛生管理については、法人事務局財務部施設課が施設管理の責任を担い、関係部署と連携して、改修や改善の要望に基づき重要度を判断し、施設の維持及び管理に努めている。
- ・ 各キャンパスの防火・防災管理者を中心として消防訓練を実施し、教職員・学生の意識向上を図っている。
- ・ 平成 30(2018)年度健康増進法改正に伴い、学生・教職員等の健康に配慮し、学内の屋内喫煙所を廃止した。
- ・ 省エネ法に基づく定期報告書、中長期計画書を行政に提出し、省エネへの取り組みを行っている。また、更新時期を迎えた空調設備の更新を実施するなど、教育研究に支障をきたさないよう配慮しながらエネルギー削減・CO₂削減に取り組んでいる。更に、

全キャンパスにデマンド監視装置を設置し、電気使用量が一定の基準を超過した場合には、一部の空調設備の停止などの対応を行えるようにしている。

- ・平成 30(2018)年度、大学事務局に安全管理室を設置し(令和 3(2021)年 4 月に法人総務部に移管)、化学物質を中心としつつ全学的な教職員及び学生の教育研究活動の整備を行った。具体的には、平成 30(2018)年度より化学物質管理支援システム YA-SHIO を導入し、教育研究活動における組織的な化学物質管理を行い、教育研究活動における安全推進の強化を行った。また、研究室及び実験室に関係した安全管理マニュアルを作成・配付して注意喚起を行った。【資料 2-5-2】
- ・学内にある労働安全衛生法第 88 条の特定機械についてリスト化し、管理者には必要に応じ、労働基準監督署への届け出や定期自主検査の実施を求めている。

2) 寝屋川キャンパス

- ・寝屋川キャンパスには、主として工学部 6 学科及び情報通信工学部の 2 学科並びに工学研究科の 1 専攻の教育研究施設を配置している。
- ・体育施設としては、夜間照明設備完備のグラウンド、アクティビティホール(体育館)及びトレーニング室を整備している。
- ・平成 23(2011)年 4 月の工学部環境科学科開設に合わせて、実験棟 (V 号館) の大規模改修を行い、環境を科学的にマネジメントすることを学ぶための教学スペースとしてエコラボを設置した。エコラボの主テーマには、エコキッチン、太陽電池・風力発電及び二次電池を設定している。また、平成 22(2010)年 12 月に同建物の屋上に出力 20kW の太陽光発電設備を設置し、エコラボ及び実験センターへ電力を供給している。
- ・総合学生支援センター内に、カウンセリングルーム及び授業に出席することが困難な学生の休憩場所を整備している。
- ・平成 29(2017)年度には、1)に挙げた各キャンパスの建物及び設備の経年劣化等に対応する大規模改修工事の一環として、V 号館において、導入当初から 20 年以上経過していたガス空調の全面的な更新工事を行った。
- ・平成 30(2018)年度には、K 号館及び N 号館の耐震補強工事を実施した。併せて、K 号館は屋根防水工事及びトイレの改修工事、N 号館は屋根防水工事及び空調更新工事等、建物修繕や設備の更新工事を実施した。
- ・令和元(2019)年度には、設置から 10 年以上が経過した J 号館の空調機器(空冷チラー)及び講義室 10 室分の AV 機器の更新を行った。
- ・令和 2(2020)年 8 月、課外活動のトレーニングの場として、esports project 専用の常設スタジオを駅前キャンパスから移転した。【資料 2-5-3】
- ・令和 4(2022)年度には、J 号館の照明を LED 化し、老朽化した設備の更新及び省エネ・省 CO2 対策を行った。
- ・令和 5(2023)年度には、Z 号館を改修し、令和 6(2024)年度開設の建築・デザイン学部が多目的製図室(アトリエ)改装を行った。
- ・新棟プロジェクトに伴い、耐震性能を満たさない建物 6 棟を解体することにより、キャンパス全体の耐震性能を大幅に改善した。
- ・新棟(OECU イノベーションスクエア)は鉄骨造 3 階建て、延床面積約 19,000 m²、主に 1 階に事務部門や会議室、2 階・3 階に研究室、教員室、実験室を配置しており、

令和 4(2022)年 3 月に完成した。新棟 2 階・3 階には工学部、情報通信工学部の全学科の研究室、実験室、教員室を配置するのに加え、1 階には教学系部署及び法人事務局など、寝屋川キャンパスの事務部門の大半を大部屋に集結させ、これまで分散していた教学系の事務部門を集約した。事務部門についても、オープンドキャンパスというコンセプトにしたがって、大部屋を共用することとし、ワンストップでの学生対応を実現させた。

- OECU イノベーションスクエアには、教育面及び学生生活面の充実を図るため、新たな体育館（アクティビティホール）を設置した。体育館には、熱中症等の危険を低減するため、空調を設置した。
- OECU イノベーションスクエアはオープンドキャンパスをコンセプトに、旧来の理系研究室に見られた閉鎖的な環境を廃し、各研究室が広大なオープンスペースを共用することとしている。これにより、研究室内だけにとどまらず研究室間のコミュニケーションを活発化し、視野を拡大するとともに、学びの交わりによるイノベーションを生み出す環境を整えている。また、新棟中央にはパサージュと呼ばれる幅 10m にわたる広い通路を設け、講義室や図書館が設置されている既存の J 号館、食堂が設置されている Z 号館にもプロムナードを通じて接続し、学生、教員、職員、その他の関係者が往来する刺激的で活気のある環境を生み出そうと意図している。なお、化学系実験室、薬品庫、教員個人の教員室などは個室を設け、必要に応じて高いセキュリティを確保している。
- OECU イノベーションスクエア実験室については、各教員の要望に応じた実験環境を確保している。特に化学系実験室については、学生がゼミや論文執筆等に使用する研究室エリアと実験を行うエリアの分離を徹底し、安全衛生面とセキュリティに配慮している。また、学科実験室のみならず、各学科が共用できる共同暗室、共同工作室を整備している。
- OECU イノベーションスクエア西エリアの 1 階には学務部、就職部が入居し、教学系の事務部門を集約した。
- OECU イノベーションスクエア東エリアの 1 階には学事課、研究支援室、地域連携室、入試課、会計課及び法人事務局の各課が入居し、教学系を除く事務部門を集約した。
- OECU イノベーションスクエアの出入口及び化学系実験室、薬品庫、事務エリアにはカードリーダー式の電気錠を設け、セキュリティを確保している。
- OECU イノベーションスクエアにはエレベーターや多目的トイレを設置し、大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリーに配慮している。
- OECU イノベーションスクエア建築に伴い、学内の電気、水道、ガス、電話、ネットワーク等のインフラについても、機械室棟の建築と並行して抜本的に全体を整備した。各種インフラを共同溝に收容し、将来的な設備更新の際も、学校運営への影響をできるだけ抑えて工事が実施できるよう配慮している。
- 令和 4(2022)年度には、耐震性が確保できていない D 号館の未使用化及び OECU イノベーションスクエア建築に伴う既存施設の再配置のため、エレクトロニクス基礎研究所の D 号館 1 階から Y 号館、W 号館への移転を実施した。

表 2-5-1 校地・校舎面積

校地面積	設置基準上 必要な校地面積	校舎面積	設置基準上 必要な校舎面積
291,332.49 m ²	50,300.0 m ²	89,964.81 m ²	61,716.0 m ²

3) 四條畷キャンパス

- ・四條畷キャンパスには、主として医療健康科学部の3学科及び総合情報学部の3学科並びに医療福祉工学研究科の1専攻及び総合情報学研究科の1専攻の教育研究施設を配置している。また、劇場型のコナミホール（950席）は全学的な行事や同キャンパスで開催される数々の催しに活用している。
- ・芸術系の制作の作業スペースとして、JIAMS 所管のアトリエを整備している。
- ・体育施設としては、多目的グラウンド2面（うち1面は夜間照明設備完備）、夜間照明設備完備のテニスコート5面、体育館及びトレーニング室を整備している。令和元（2019）年度には、体育館アリーナ及び12号館武道場への空調設置工事を実施し、熱中症等の危険を低減し、体育の授業や課外活動時の環境が大幅に改善した。
- ・平成30（2018）年度には、2号館内の5講義室、5号館内の2講義室及び11号館内の1講義室のプロジェクター等のAV機器の更新を行い、学生の学修環境の改善を図った。
- ・平成30（2018）年度には、学生の生活環境面の向上策として、1号館、3号館、9号館及び体育館男女更衣室の老朽化した空調設備の更新工事を行った。また、体育館のトイレの改修工事を行い、洋式化した。
- ・令和2（2020）年度に1号館ロビーを「学生と学生がつながる」、「電源・デジタルにつながる」、「学生の魅力発信につながる」をコンセプトに「CONNECT SPOT」としてリニューアル工事を行った。この空間には、軽食が購入できる自販機を配置し、学生の憩いの場となっているだけでなく、電源や印刷機を配置することで、遠隔授業の受講や課題作成等にも適した場所と多くの学生が利用している。
- ・令和4（2022）年度には、1～3号館の照明をLED化し、老朽化した設備の更新及び省エネ・省CO2対策を行った。
- ・令和4（2022）年度に「国際交流センター」を「海外へのときめきの場」として学生同士のつながりや留学相談の場を目的とし、更なる国際化の促進を図るために、学生の往来が多い6号館1階へ10号館1階から移転した。
- ・令和5（2023）年度には、5,6号館の照明をLED化し、7号館の老朽化した空調設備の更新工事を行い、省エネ・省CO2対策を行った。
- ・令和5（2023）年度には、中庭を改修し、人工芝の敷設とともにウッドデッキを設置し、学生の憩いの場を作り上げた。

4) 図書館

本学は、工学を中心とする教育研究の柱として、理工系図書を中心に蔵書数約26万冊を有する図書館を設置している。図書館は寝屋川キャンパス図書館（本館）及び四條畷キャンパス図書館を配置している。開館時間は本館9時から21時、四條畷館9時から19時50分である。また、本館は土曜日、10時から18時まで開館している。

5) 実習施設等

- ・実験・実習教育の環境整備を目的として、平成 17 (2005)年に寝屋川キャンパスに 6 階建ての実験センター (Y 号館) を竣工した。実験センターは、フロアごとに分野が分かれており、各分野に応じて実験・実習を行いやすい設計をしている。
- ・平成 20(2008)年 10 月に発足したメディアコミュニケーションセンターは、学内の IT を活用した教育の支援をはじめ、IT 教育環境の提供、学内ネットワークサービスの提供など、最新の IT 技術をいち早く取り入れることにより、情報化社会で活躍できる高度な人材の育成に貢献している。寝屋川キャンパス (7 教室 480 台)、四條畷キャンパス (4 教室 212 台) のそれぞれに設置する演習室では、授業目的に合わせた IT 設備を提供し、情報リテラシー教育、情報倫理教育、プログラミング教育、デジタル・コンテンツ制作等の基礎から応用までの幅広い授業で使用するほか、学生が自習できる自由開放時間も設けている。また、各種講習会や講演会、公開講座等を積極的に行い、最先端の情報を社会に伝える役目も担っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-1】令和 6(2024)年度 大学案内 (111 ページ～114 ページ)

【資料 F-2】と同じ

【資料 2-5-2】実験室&研究室安全推進マニュアル (2023 年度用)

【資料 2-5-3】esports 専用常設スタジオ開設

【エビデンス集・資料編】

【資料 F-15】認証評価結果に対する改善報告書 (平成 28(2016)年 7 月 1 日)

【自己評価】

- ・大学設置基準を大幅に上回る校地、校舎を整備し、その施設・設備は質・量ともに大学の運営に十分なものと判断している。
- ・寝屋川キャンパス及び、四條畷キャンパスにおける研究教育施設・設備は概ね整備されていると判断している。
- ・消防法等の規則、条例、行政指導に基づき、安全確保のための施設設備は整備されており、安全管理は適切に行われていると判断している。
- ・学生の安全を確保するため、既存建物の耐震診断を実施し、耐震補強が必要な建物については耐震補強工事を行っていることから、安全性を確保していると判断している。また、寝屋川キャンパスに新棟を建築し、耐震基準を満たさない建物については順次解体を含めて対策を行う計画を策定していることから、安全性確保に向けた取り組みを実施していると判断している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

【事実の説明】

1) 寝屋川キャンパス

- ・研究施設として、エレクトロニクス基礎研究所、メカトロニクス基礎研究所、情報学

研究所及び衛星通信研究施設を設置している。各施設は、学内の教員を中心に共同研究を実施しており、工学を基盤とした研究環境を整えている。

【資料 2-5-4】【資料 2-5-5】【資料 2-5-6】

- ・実習設備である実験センターでは、授業時間以外でも再実験等ができるように配慮している。また、資格取得の講座等を開催し、有効に活用している。
- ・最先端のモノづくり教育施設である 3D 造形先端加工センター工作室では、卒業研究や実習系科目において、設計・加工指導を行いつつ、高度な加工依頼を受け付け、モノづくりを強力にサポートしている。
- ・近年の 3D プリンターによるモノづくり革命の進化に対応し、平成 25 (2013) 年 9 月には、3D-CAD/CAM による最先端のモノづくりが行える工作機械類を寝屋川キャンパス 3D 造形先端加工センターに設置し、先進的な実学教育を実施している。令和 4(2022)年度には、私立学校施設整備費等補助金により、3D プリンターを整備し、新しい素材の利用により、屋外で常時使用する部品の長寿命化や柔軟性を活かした部品の作成が可能になるなど研究設備を充実させた。
- ・平成 30(2018)年 4 月に開設した工学部建築学科の実習施設として、寝屋川キャンパス Y 号館 6 階に多目的製図室(アトリエ)とスプレーブースを整備した。これにより、国家試験に対応した製図板を用いた製図実習や、アトリエでの模型製作及びスプレーブースでの製作物への塗装等、学生が設計から製作まで、ものづくり一連の作業を行える環境を提供している。更に令和 6 (2024)年度の建築・デザイン学部開設に向け、多目的製図室(アトリエ)とスプレーブースを Z 号館 5・6 階に移動し、その拡充を計画している。
- ・平成 31(2019)年 3 月 29 日に構造実験棟が竣工した。この構造実験棟は、工学部建築学科が主に使う施設として、万能試験機による構造実験やコンクリート打設を行う構造実験室、木材加工実習を行える木工室及び塗装が可能であるスプレーブース等を兼ね備えた実験棟となっている。

2) 四條畷キャンパス

- ・研究施設として、先端マルチメディア合同研究所(JIAMS)を設置している。JIAMS は本学における産学官連携の中心施設であり、教育機関最大級のモーションキャプチャースタジオ、映像編集スタジオ及び音像編集スタジオを備えている。令和 4(2022)年度にモーションキャプチャーシステムを更新し、身体動作だけでなく、顔の表情や指先の動きまで撮影・計測でき、これまでより多くの人数を同時に扱えるパフォーマンスキャプチャーに対応しており、動作解析に関する更なる研究が実施できるように研究設備を充実させている。【資料 2-5-7】
- ・医療科学科の施設としては、厚生労働省が提供している「自己点検票」に基づく臨床工学技士の養成に必要な設備・器具として、実験室、基礎医学実習室及び臨床工学実習室がある。また、医療機関の手術室と同様の仕様を有した手術室を実現させ、心臓手術に必要不可欠な人工心肺装置、人工呼吸装置、血液浄化装置等の生体機能代行装置、循環器・呼吸器系診断装置(超音波断層装置、呼吸量計)及び医用治療機器(電気メス、超音波メス、除細動装置)を整えて、医療現場での模擬実習がいつでもできるように整備している。【資料 2-5-8】

- ・理学療法学科においては、厚生労働省が提供している「自己点検票」に基づく理学療法士の養成に必要な設備として、評価実習室、運動解析実習室、装具加工室、水治療法実習及びADL実習室がある。器具としては、三次元動作解析装置、床反力計、多用途筋機能評価運動装置、車椅子用トレッドミル、筋電心電図解析装置、超音波画像診断装置、水治療用大型浴槽、極超短波治療器等の物理療法機器とヒトの視線の動きを記録できるアイマークレコーダー等を整備して、理学療法士養成のための実習を充実させ、理学療法士の養成に活用している。【資料 2-5-9】
- ・平成 24(2012)年度私立大学等研究設備整備費等補助金により、光脳機能イメージング装置を配備し、リハビリテーションにおける脳機能、コミュニケーション(会話・笑い)における脳機能に関する研究が実施できるように研究設備を充実させている。
- ・健康スポーツ科学科の設備としては、四條畷キャンパスにエアロビクススタジオ、柔道場を整備した実習棟及び研究室を有する教育研究棟からなる 12 号館を整備している。また、生体計測装置、運動生理学実習設備等の健康スポーツ科学の教育研究設備を拡充している。

3) 図書館

- ・図書館では、授業時間帯以外も開館し、学生の学修環境の整備に努め有効に活用している。【資料 2-5-10】【資料 2-5-11】
- ・各キャンパスにおいて学部に合わせて、本館(寝屋川キャンパス)は工学・情報通信分野、四條畷館は医療系、生物学、スポーツ科学、ソフトウェア分野を重点的に収書している。
- ・各館とも自習スペースは十分に設けており、自習に励む学生が多い。また、個人 PC の持ち込み、使用が可能である。DVD も館内で視聴ができるよう、パーソナルスペースが確保されている。
- ・寝屋川キャンパスでは、令和 4 (2022) 年 3 月の新棟の完成に先立って令和 3 (2021) 年 4 月に新棟と図書館を J デッキによって接続し、図書館の利便性が更に向上した。接続工事に伴って図書館では防音設備や什器の増設、書棚の配置替えによりレイアウト変更を行い、静と動を分ける空間を実現した。
- ・学術研究用の洋雑誌については、冊子から E ジャーナルへ形態を変更して、教員や学生のニーズに込えている。また本学で購入していない洋雑誌の掲載記事を有料で閲覧、ダウンロードした場合の費用を補填する制度を平成 29(2017)年度より整備し、翌年には洋雑誌の掲載記事のみならず、国内論文の文献複写、他館からの図書の取り寄せにかかる費用なども図書館で補助を行う制度を整備した。
- ・令和 2(2020)年 4 月より、自動貸出機を導入し、図書館業務の自動化を図った。令和 4(2022)年も感染症対策として図書館員と利用者の接触を避けるため可能な限り自動貸出機の利用促進に努めた。

4) メディアコミュニケーションセンター

- ・全学の教育方針である、ICT を共通の基盤として、学生がそれぞれの専門知識を深め人間力を培い、社会で役立つ人材として成長することを目指し、情報リテラシー教育、プログラミング教育、CAD、3D グラフィック等の情報関係科目だけでなく、英語・数学やキャリア系科目など、令和 5(2023)年度は 154 科目の授業でコンピュータ演習

室を利用している。また、授業を開講していない時間帯は学生が自習できる時間として演習室を開放している。【資料 2-5-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-4】エレクトロニクス基礎研究所 ACTIVITY REPORT 2022

【資料 2-5-5】メカトロニクス基礎研究所 ACTIVITY REPORT 2022

【資料 2-5-6】情報学研究所 ANNUAL REPORT 2022

【資料 2-5-7】先端マルチメディア合同研究所 2023 年度活動報告書

【資料 2-5-8】臨床工学技士養成所自己点検票

【資料 2-5-9】理学療法士作業療法士養成施設自己点検票

【資料 2-5-10】OECU Library Guide 図書館利用案内

【資料 2-5-11】図書館の利用状況

【資料 2-5-12】メディアコミュニケーションセンター紹介 HP

<https://www.mc2.osakac.ac.jp/>

【自己評価】

- ・教育目的達成のため、快適な学修環境を整備し、有効に活用していると判断している。
- ・適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保していると判断している。また、開館時間については、学生が図書館を十分に利用できる環境であると判断している。
- ・教育目的の達成のため、コンピュータなどの IT 施設を適切に整備し、有効に活用していると判断している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

【事実の説明】

- ・視認性が高く、誰が見ても分かりやすい案内表示（サイン）を設置することにより、利用者の利便性の向上を図っている。
- ・平成 28(2016)年度以降、学生の要望を受けて各所のトイレ改修工事を行った。具体的には四條畷キャンパス 2 号館，5 号館，体育館に洗浄機付の洋式トイレへ変更し，女性用トイレを増設したほか，多目的トイレの設置等の改修を行った。これにより，四條畷キャンパスではトイレの洋式化がほぼ完了した。また，寝屋川キャンパス（高宮）でも，Y 号館及び V 号館のトイレを洗浄機付の洋式トイレに改修し，V 号館では多目的トイレの改修も実施した。
- ・寝屋川キャンパスの新棟及び J 号館は，車椅子でもトイレを使用できる対応となっている他，オストメイト仕様のトイレを設置する等バリアフリーに配慮されている。また，採光性・快適性を追求し，環境に配慮した資材を使用している。【資料 2-5-13】
- ・衛生面を考慮し，全てのキャンパスのトイレに便座除菌剤を設置している。
- ・両キャンパスの女子トイレには生理用品の無償配布器を設置し，生理の貧困問題に対応している。
- ・学生が授業で使用する全キャンパスの建物には，原則としてエレベーターを設置し，

車椅子で移動ができるように配慮している。また、机を固定している教室には、車椅子で授業を受講できるスペースを確保している。

- ・ OECU イノベーションスクエアは第 55 回サインデザイン賞で銅賞を受賞した。

【資料 2-5-14】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-13】 トイレ改修工事一覧

【資料 2-5-14】 第 55 回日本サインデザイン賞銅賞受賞

【自己評価】

バリアフリーを意識して、施設・設備の利便性に配慮して整備を行っている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

- ・ クラス当たりの学生数については、履修登録者数を見極めた上で、必要に応じて学長を議長とする教務委員会において速やかに審議し、クラスの分割や統合を決定して実施している。【資料 2-5-15】【資料 2-5-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-5-15】 教務委員会議事抄録

【資料 2-5-16】 授業(講義、演習、実験など)のクラス分割の基準

【自己評価】

- ・ 授業を行う学生数については、学生の要望や授業担当教員の要望を取り入れた上で、適切な人数となっており、適切な管理ができていると判断している。ただし、一部英語科目（外国語群）等の共通科目（総合科目）のクラス規模について、適性基準を超えて運営されているものがあり、改善が望まれる部分もある。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 授業科目ごとの各年度の履修登録者数については予測が難しいが、データの蓄積により精度を高め、適切なクラス数を実現する。
- ・ 今後も学生及び関係各部署の要望を把握し、施設整備を図る。
- ・ 寝屋川キャンパスにおいては、建物の老朽化、耐震対策及びバリアフリー化のため、令和 4(2022)年度に新棟が竣工した。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

- ・個別科目の調査としては前期／後期に履修した全科目毎に「満足度調査」を実施している。
- ・また、授業アンケートの実施に合わせ、学生生活全般の満足度についての調査を前期と後期の 2 回、満足度調査を実施し、学生サービス向上に役立てている。
- ・毎年、卒業時（学位授与判定後）に「卒業生満足度調査」を実施している。その中で、全在学期間中を通じて学生一人ひとりが感じた大学への意見・要望を集約し、分析・検討の上、学生サービス向上に役立てている。【資料 2-6-1】
- ・学生の意見・要望を汲み上げて、実現へ向けた話し合いをする場として、毎年「学長交渉」を開催している。学生の自治機関である学生自治会において実施される学生代表総会やアンケート結果に基づいて、学生自治会執行部役員と学長ほか大学側役職者が対面し、要望事項への回答や意見交換を行っている。本交渉において汲み上げた学生の意見・要望に対して、早急に改善すべき案件には大学側の担当部署が速やかに対応し、改善に時間のかかる案件にはその理由を説明し、長期的な改善に取り組むこととしている。【資料 2-6-2】
- ・全在学生からの意見・要望を「学長交渉」よりもストレートに汲み上げる機能として「学長ダイレクト」がある。学生が授業や大学全般について改善してほしい事項等を学長あての専用メールアドレスに直接申し出て、個々に対応していくものである。学生からの申出には、学長を中心に各部署の責任者が連携し、学長から直接回答することとしている。【資料 2-6-3】
- ・学生が充実した大学生活を送る上で、保護者の意見・要望も重要である。その観点から、保護者の組織である後援会には、大学の幹部（副学長、各学部長、共通教育機構長、学務部長、就職部長、大学院代表（研究科長の中から選出）、大学事務局長、四條畷事務部長、学事部長、学務部事務部長、入試部次長及び学事課長）も幹事として参画し、後援会総会や年 6 回開催される役員会を通じて、意見や要望を聴取する機会を設け、大学と保護者とを結び付けている。【資料 2-6-4】
- ・大学主催の「教育懇談会」を毎年 2 回開催し、学生及び保護者との個別相談により、学生の修学状況等についての説明・助言を行うとともに、大学への意見・要望を聴取する機会としている。令和 5 (2023)年度は、延べ 558 組の保護者が参加した。【資料 2-6-5】

- ・学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用について、より迅速・的確に対応できるよう、学務部を中心として検討を重ねている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-6-1】卒業生満足度調査結果の検討報告書
- 【資料 2-6-2】学長交渉議事抄録
- 【資料 2-6-3】学長ダイレクト案内
- 【資料 2-6-4】大阪電気通信大学後援会規約
- 【資料 2-6-5】教育懇談会開催案内

【自己評価】

- ・学修支援に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討を行うシステムは有効に機能しており、学修支援の改善も継続的に実施されていることから、適切であると判断している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

- ・総合学生支援センターでは、各学部の各学科又は専攻及び共通教育機構の各センターより 1 名ずつ選出された支援部員、学生相談専門員、障害学生支援専門員、各キャンパス医務室職員、センター事務職員、学務部職員、四條畷事務部職員、入試部職員、就職部職員の中から学長が任命した若干名を構成員とし、学生支援、自立支援についての情報交換、相談・支援方針の共有を目的とするキャンパス・カンファレンスを開催している。令和 5(2023)年度寝屋川・四條畷キャンパスにおいて各 2 回のカンファレンスを開催した。【資料 2-6-6】
- ・医務室において、学生の健康診断の際、学生から提出のあった健康調査票の記載内容に基づき大学から呼びかけ積極的に健康相談を行っている。また、内容により総合学生支援センターとも連携検討し、学生生活支援に役立てている。【資料 2-6-7】
- ・前出の「教育懇談会」会場には奨学金の担当部署であり、また医務室を抱合する部署である学務課の職員を配置し、学生及び保護者との個別相談により、学生生活についての説明・助言を行うとともに、大学への意見・要望を聴取する機会としている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-6-6】キャンパス・カンファレンス議事録
- 【資料 2-6-7】健康調査票用紙

【自己評価】

- ・心身に関する健康相談を実施するとともに、学生生活に関する学生の意見・要望を吸い上げ、検討結果を活用することによって学生生活の改善が図られていると判断している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

- ・ 2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用で述べたとおり、「卒業生満足度調査」，前期／後期に履修した「全科目で」or「全科目ごと」に行う「満足度調査」，「学長交渉」及び「学長ダイレクト」を実施しており，そこで学修環境に関する学生の意見・要望の把握等も行い，担当部署が検討の上，早急に改善すべき案件については速やかに対応している。 【資料 2-6-8】 【資料 2-6-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-8】 卒業生満足度調査結果の検討報告書 【資料 2-6-1】 と同じ

【資料 2-6-9】 学長ダイレクト回答例

【自己評価】

- ・ 学修環境に関する学生の意見・要望を把握の上，検討結果を活用することによって，学修環境の改善につながれていると判断している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 幅広い学生の声が学生生活に反映できる仕組みの構築を目指して，学生団体との意見交換を行う。
- ・ 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用について，よりの確に対応できるよう，学務部を中心として検討を重ねていく。

〔基準 2 の自己評価〕

- ・ 明確な入学者受入れ方針に沿った多様な入学試験により，適正な数の学生を受け入れていると判断している。
- ・ 教職協働並びに TA，SA 及び ST を活用した取組みにより，多方面から学生を支援する体制を提供しており，学生生活及び学修支援について十分な支援環境を提供しており，それらが適切に機能していると判断している。
- ・ キャリア教育やインターンシップ，就職指導のプログラムが充実しており，学生の社会的・職業的自立に対する指導体制が整備されていると判断している。
- ・ グループ担任制度等によるきめ細かな学生支援の体制を構築しており，また，自由工房における学修支援等を実施している。更に，各キャンパスに学生ラウンジ，食堂等厚生施設，医務室，総合学生支援センターを設置することで学生が心身ともに健全に生活し，相談できる場を提供しているなど，学生生活安定のためのサービスが提供できている。
- ・ 各キャンパスにおいて教育環境が整備されてきており，適切な運営・管理がなされている。
- ・ 授業アンケート，卒業生満足度調査，学長交渉，教育懇談会等により，学修支援，健康・経済的支援，学修環境についての学生の意見・要望を把握し，また授業アンケー

ト等の分析結果等を各教員、各部署にフィードバックしている。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定，卒業認定，修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準，進級基準，卒業認定基準，修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準，進級基準，卒業認定基準，修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

- ・大学，学部，学科及び大学院，研究科のそれぞれの階層において，教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し，入学時に配付する教育基本三方針に掲載することで周知を図っている。
- ・大学ホームページに，ディプロマ・ポリシーを掲載し，周知を図っている。
- ・シラバス作成ガイドラインを作成し，科目担当教員がシラバスの目的部分にディプロマ・ポリシーとの関連性を明記することで，学生が科目とディプロマ・ポリシーとの関連性が分かりやすくなるような工夫をしている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】大阪電気通信大学 教育基本三方針（大学） 【資料 F-13】と同じ

【資料 3-1-2】大阪電気通信大学 教育基本三方針（大学院） 【資料 F-13】と同じ

【資料 3-1-3】シラバス作成のガイドライン 【資料 2-2-9】と同じ

【自己評価】

- ・教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定及びその周知は確実に実施しており，適切であると判断している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準，進級基準，卒業認定基準，修了認定基準等の策定と周知

【事実の説明】

- ・卒業又は修了に関しては，「卒業に必要な最低単位数」又は「修了に必要な最低単位数」を明示するとともに，履修が必要な科目の要件や進級条件等もあらかじめ明示することにより，計画性を持った学修計画を立てることを促している。

- ・大学院においては、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項の学位論文にかかる評価にあたっての基準を設定し、公表している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-4】工学部・情報通信工学部 履修登録の手引き（11 ページ）

【資料 F-12】と同じ

医療健康科学部・総合情報学部 履修登録の手引き

（12 ページ～32 ページ）【資料 F-12】と同じ

【資料 3-1-5】大学ホームページ <https://www.osakac.ac.jp/>

（大学紹介⇒教育情報の公表⇒

学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定にあたっての基準
（必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可能単位）

【エビデンス集・データ編】

【表 3-4】年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）

【自己評価】

- ・単位認定、進級・卒業及び修了認定について、あらかじめ基準を明示し、周知していると判断している。
- ・大学院においては、ディプロマ・ポリシーに基づく学位授与の要件及び学位論文審査基準を設定し、公表していることから、適正に運用していると判断している。

3-1-③ 単位認定基準，進級基準，卒業認定基準，修了認定基準等の厳正な適用

【事実の説明】

- ・1 授業時間を 45 分とし、一学期を 15 週の期間にわたって授業を実施している。講義及び演習科目については、15 授業時間をもって 1 単位とし、実験又は実習・実技科目については、30 授業時間をもって 1 単位として実施している。また、令和 6（2024）年度から 105 分 13 週（回）授業へと変更する計画としている。【資料 3-1-6】
- ・単位認定は、授業科目を履修し、試験・小テスト・課題レポート・その他本学が定める適切な方法より行う成績評価に合格した場合に単位を認定している。【資料 3-1-6】
- ・定期試験については、15 週の授業時間以外に実施している。【資料 3-1-7】
- ・他大学等における既修得単位の取扱いについては、他大学を卒業又は中途退学した者、短期大学、高等専門学校を卒業した者で、本学に入学を許可された者に対して、学修教育内容及び単位数を教育課程と照合の上、学科主任と学務課又は四條畷学務課員が調査を行い、教務委員会で審査し、教授会の議を経て認定を行っている。
- ・科目の成績評価に基づいて、総合的な成績状況を定量的に把握するために GPA を導入しており、学生への修学指導や教育改善、大学院への進学指導（大学院への推薦資格）の基礎資料としている。具体的には、年間 GPA が 0.6 未満の学生には、教員が学生と面談を行い、連続する 2 学期間において、各学期の GPA が共に 0.6 未満の学生には、保護者とともに面談を行っている。【資料 3-1-8】

- ・各科目の評価方法と学修効果の評価観点については、シラバスへ配点割合を記載し、学生へ公開している。
- ・成績発表の後に、成績に対する疑義の申し立てを認めており、成績評価の妥当性について学生と教員の間で、相互に成績確認が図れる仕組みが整備されている。

【資料 3-1-9】

- ・「英語総合セミナー3」または「英語スキルアップセミナー1」を履修する者については、英語検定試験 2 級以上の合格及び TOEIC 試験(公開テストまたは TOEIC-IP 団体テスト)で 450 点以上を取得した場合、それを証明する合格通知書またはスコアが記載された通知書を提出することにより、課題評価点として 20 点加算する形で外部試験の成績を反映させている。

【資料 3-1-10】

- ・進級制度に関しては、専門分野の修学を段階的・体系的に積み上げる方式とし、3 年次と 4 年次への進級要件を設けている。なお、平成 30(2018)年度より、1 年次から 2 年次への進級要件については、低年次生の学修意欲の継続を目的として進級要件を撤廃した。【資料 3-1-11】
- ・卒業又は修了に関しては、「卒業に必要な最低単位数」又は「修了に必要な最低単位数」を明示するとともに、履修が必要な科目の要件や進級条件等もあらかじめ明示することにより、計画性を持った学修計画を立てることを促している。

【資料 3-1-12】【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】

- ・令和 2(2020)年度の認証評価での参考意見を踏まえ、シラバスの構成を見直し、目標と到達目標を分割した。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-6】大阪電気通信大学学則 第 23 条及び第 23 条の 2

【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-7】行事予定表

【資料 3-1-8】学修必携 (56 ページ) 【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-9】疑義申し立て件数 (令和 4(2022)年度)

【資料 3-1-10】「英語総合セミナー3」シラバス

【資料 3-1-11】学修必携 (62～79 ページ) 【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-12】教授会議事抄録 (学位：学士)

【資料 3-1-13】研究科委員会議事抄録 (学位：修士)

【資料 3-1-14】指導教員会議議事抄録 (学位：博士)

【自己評価】

- ・単位認定、進級・卒業及び修了認定について、あらかじめ基準が明示され、教授会等で厳正に審査されていると判断している。
- ・令和 2(2020)年度の認証評価での指摘を踏まえ、大学院の評価基準を定めた。また、G.D 評価の対象となる科目を大学院研究科規則に定めた。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 厳格な成績評価に基づいた GPA のデータの活用について、より効果的で実効的な方法を検討する。
- ・ 成績の疑義申し立てに伴う成績修正件数の減少に努める。
- ・ 単位認定について、シラバスの記載内容とディプロマ・ポリシーとの整合を図る。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

- ・ 大学、学部、学科及び大学院、研究科のそれぞれの階層において、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定し、入学時に電子媒体で配付する教育基本三方針に掲載することで周知を図っている。
- ・ 大学ホームページに、カリキュラム・ポリシーを掲載し、周知を図っている。
- ・ 教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーの策定は、学部長又は研究科長が最終確認を行っている。

【資料 3-2-1】 【資料 3-2-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】 大阪電気通信大学 教育基本三方針（大学） 【資料 F-13】 と同じ

【資料 3-2-2】 大阪電気通信大学 教育基本三方針（大学院） 【資料 F-13】 と同じ

【自己評価】

- ・ カリキュラム・ポリシーについては、学部長又は研究科長の最終確認により策定しており、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーであると判断している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【事実の説明】

- ・ 各学科及び各研究科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに基づき策定し、学部長又は研究科長がカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性についてチェックを行っている。

【資料 3-2-3】 【資料 3-2-4】 【資料 3-2-5】 【資料 3-2-6】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-2-3】大阪電気通信大学 教育基本三方針（大学） 【資料 F-13】と同じ
- 【資料 3-2-4】大阪電気通信大学 教育基本三方針（大学院） 【資料 F-13】と同じ
- 【資料 3-2-5】学科主任及び学部長による教育三方針の確認
- 【資料 3-2-6】専攻主任及び研究科長による教育三方針の確認

【自己評価】

- ・各学科及び専攻のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは、学部長又は研究科長がその一貫性も含めて最終確認を行っていることから、適切であると判断している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【事実の説明】

- ・各学科及び専攻(コース)の教育課程及びカリキュラム・マップは、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程であるかを学部長又は研究科長が確認している。
【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】
- ・シラバスは、学科主任又は専攻（コース）主任がカリキュラム・ポリシーに沿っているかを確認した上で、学生に公開している。 【資料 3-2-10】
- ・学科ごとに科目と関連する資格及び推奨資格を教育三方針に明記し、学生に周知している。
- ・履修登録単位数の上限（2020 年度入学生は 48 単位）を定め、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。 【表 3-4】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-2-7】学部各学科のカリキュラム・マップ 【資料 F-13】と同じ
- 【資料 3-2-8】大学院各専攻(コース)のカリキュラム・マップ 【資料 F-13】と同じ
- 【資料 3-2-9】工学部・情報通信工学部 履修登録の手引き（11 ページ）
【資料 F-12】と同じ
医療健康科学部・総合情報学部 履修登録の手引き
（12 ページ～32 ページ）【資料 F-12】と同じ

【資料 3-2-10】学科及びセンター主任によるシラバスチェックについて

【エビデンス集・データ編】

【表 3-4】年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）

【自己評価】

- ・各学科及び専攻がカリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、それを学部長又は研究科長が最終確認していることから、体系的に編成されていると判断している。
- ・資格取得に挑戦する学生も増えており、学生の「実学体系履修」への理解は進んでいると判断している。

3-2-④ 教養教育の実施

【事実の説明】

- ・教養教育の責任機関として、平成 30 (2018)年に共通教育機構を発足させ、学科の専門科目との有機的連携とともに教養科目を担当している。
- ・人文・社会・自然群，外国語群，健康・スポーツ群等の幅広い分野で科目を開設している。
- ・令和 2(2020)年度実施のカリキュラム改訂に合わせ、社会人基礎力の修得を目的として、総合科目の到達目標について見直しを図るとともに、新たな科目「総合教養」を開設し、各学科・センターの教員によるリレー講義を行うこととした。総合教養の目的は、以下の通り。
 - ア) さまざまな社会問題や研究分野を知り、それらを多角的、総合的に理解することで、専門分野の枠を超えて共通に求められる教養を身につけること。
 - イ) 社会や歴史について広く知ることによって、これから自身が学ぼうとしている専門分野の社会的・歴史的な意義や課題を理解すること。
 - ウ) それらを通じて、自らの立脚点を確認し、今後の目標を見定め、その実現に向けて主体的に行動する力を養成すること。

【資料 3-2-11】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-11】 総合科目ガイダンス資料

【自己評価】

- ・学生のニーズに応える幅広い分野で教養教育を適切に実施していると判断している。
- ・各学科・センターの教員がそれぞれの専門分野で話題となっているトピックや重要な研究テーマなどを伝えることで、専門以外の幅広い教養を身に付けることができると判断している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明】

- ・教育開発推進センターが主体となり、教授方法の工夫・開発に資する FD(Faculty Development)を定期的開催し、アクティブ・ラーニングの導入等、授業内容・方法に工夫が施されるよう推進している。 【資料 3-2-12】
- ・全教員に、毎年度末に授業改善に対する取組内容を報告させ、取りまとめて、全教員に情報を提供している。これにより、各教員が他の教員の教授方法を参考にして、授業改善を図ることを目指している。 【資料 3-2-13】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-12】 令和 5(2023)年度 教育開発推進センター活動記録 FD・SD 研修会
活動実施

【資料 3-2-13】 教育改善に対する取組 (令和 4(2022)年度)

【自己評価】

- ・アクティブ・ラーニングなど教授方法の工夫・開発を適切に実施していると判断している。
- ・教授方法の改善を進めるために、教育開発推進センターを設置し、適切に運営していると判断している。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されたカリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程の編成を更に意識し、次回のカリキュラム改正に関する議論に臨む。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

【事実の説明】

- ・学生の学修効果について、履修した科目を 5 評価観点（知識・理解力、応用力、態度、コミュニケーション力、創造力）でグラフ化し、学生の個別の学修効果について、点検・評価している。【資料 3-3-1】
- ・平成 30(2018)年度より、全学部・全学科の 1 年生と 3 年生を対象として、リテラシー（読み書き能力）とコンピテンシー（行動特性）を客観評価可能な適性検査を実施し、入学時と、本学で 2 年間の教育を受けた後との比較を定量化している。令和元(2019)年度は、平成 30(2018)年度入学生について 1 年生時と 3 年生時の結果が可能となったため、適性検査で定量化された各評価項目の経時変化を各学科別に集計し、各学科での教育によって評価項目がどのように変化したかを計測した。また、各学科のディプロマ・ポリシーと評価項目の関連性から、各学科のディプロマ・ポリシーに沿った教育が実施されているかどうかを検証している。【資料 3-3-2】
- ・卒業生に対する満足度調査を卒業時に実施し、本学の基本三方針、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた知識と能力の獲得度や、大学での教育や施設への満足度を、各項目単位の 5 段階の満足度で回答を求め、その結果を学科ごとに集計している。【資料 3-3-3】
- ・前期と後期のそれぞれに、全学生に対して学生生活自己評価アンケートを実施し、授業に対する準備学修時間、事後学修時間などを調査して、各学科単位の集計結果を全学で共有するとともに、Web サイトで公開している。【資料 3-3-4】
- ・各学科で在学生の資格取得状況を調査し、資格学習支援センターにて情報を集約してい

る。また、資格取得した在学生に対しては、取得した資格の難易度と各学科のディプロマ・ポリシーとの適合度に応じて、学長賞、学部長賞などを授与し、資格取得した在学生の奨励に努めている。【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】

- ・各学科で卒業生の就職状況を調査し、就職部で情報を集約している。就職希望者に対する就職内定者及び就職決定者の割合を各学科単位に集計して、全学科で共有している。【資料 3-3-7】
- ・就職部では、本学の今後の教育活動や学生支援活動の充実を図るため、卒業生及び卒業生の勤務先企業・団体へのアンケートを実施している。令和 5(2023)年度は 2021 年から 2023 年の卒業生と就職先を対象に、「社会人基礎力」に対する評価や社会人として必要な能力形成の観点から本学で充実するとよいと思われる教育等についてアンケート調査を実施した。その結果を集計・分析し運営会議で報告の上、教育改善の検討を行うとともに、全学で結果を共有している。【資料 3-3-8】【資料 3-3-9】【資料 3-3-10】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-3-1】学科別学修効果測定法
- 【資料 3-3-2】適性検査結果の 1 年生時と 3 年生時での比較検討シート
- 【資料 3-3-3】卒業生満足度調査の調査項目
- 【資料 3-3-4】学生生活自己評価アンケートの調査結果
- 【資料 3-3-5】在学生の資格取得状況一覧
- 【資料 3-3-6】資格取得に対する学長賞、学部長賞の授与状況一覧
- 【資料 3-3-7】就職希望者に対する就職内定者及び就職決定者の割合の調査結果
- 【資料 3-3-8】卒業生アンケート集計結果（2023 年度）
- 【資料 3-3-9】企業・団体アンケート集計結果（2023 年度）
- 【資料 3-3-10】卒業生アンケートと企業・団体アンケートの結果比較（2023 年度）

【自己評価】

- ・三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立して、適切に運用していると判断している。
- ・卒業生の満足度調査を適切に実施して、各学科にフィードバックし、各学科ではその結果に基づき、教育方法の改善や施設改善の計画を検討していると判断している。
- ・全学生に対して学生生活自己評価アンケートを実施して、学生への指導方法の適切性を評価できていると判断している。
- ・資格取得状況並びに就職状況を調査して、学修が資格取得と就職に結びついていることの評価ができていると判断している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【事実の説明】

- ・シラバスの内容について、学生へ公開する前に各学科主任、専攻（コース）主任が記載内容を確認し、必要に応じて改善指導を行っている。【資料 3-3-11】【資料 3-3-12】

- ・授業アンケートを実施し、改善が必要な教員には、学部長等が個別に指導を行っている。【資料 3-3-13】 【資料 3-3-14】
- ・成績評価について、その妥当性を確認するため、その状況に応じて学務課又は四條畷学務課の職員が立ち合い、学部長・学科主任と科目担当教員とで検討が行われている。
- ・適性検査の1年生時と3年生時の評価結果から、各学科のディプロマ・ポリシーにそった教育が実施されているかどうかを検証して、各学科に対してその結果をフィードバックしている。【資料 3-3-15】
- ・卒業生満足度調査の回答を集計したものを各学科にフィードバックし、学科内で集計結果を分析して、過去に行った教育改善の効果が卒業生の満足度として表れているかどうか、自由回答などから今後必要な教育方法や施設の改善などを洗い出して、報告書として取りまとめ、大学ホームページで一般に公開している。【資料 3-3-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-11】 学科及びセンター主任によるシラバスチェックについて

【資料 3-2-10】と同じ

【資料 3-3-12】 専攻主任によるシラバスチェックについて

【資料 3-3-13】 後期授業アンケート結果集計 『教員所属別』

【資料 3-3-14】 後期授業満足度調査（自由記述）

【資料 3-3-15】 適性検査結果の1年生時と3年生時での比較検討シート

【資料 3-3-2】と同じ

【資料 3-3-16】 卒業生満足度調査結果の検討報告書

【資料 2-6-1】と同じ

【自己評価】

- ・シラバスの内容やアンケート結果、成績評価、適性検査結果について、個別にフィードバックを行っていることから、学修成果の点検・評価結果のフィードバックを適切に実施していると判断している。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・結果のフィードバックが教育内容・方法及び学修指導等の改善につながるよう、より積極的に働きかける。

【基準 3 の自己評価】

- ・教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、それを踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定して運用していると判断している。
- ・カリキュラム・ポリシーに基づき、各学科・専攻(コース)が教育課程を編成して運用していると判断している。
- ・明確な基準の下に、単位認定、進級及び卒業・修了の認定を行っているとは判断している。
- ・三つのポリシーを踏まえた学修効果の測定を実施し、学科単位で評価結果のフィードバックが実施できていると判断している。
- ・FD による教授方法の工夫・開発の仕組みも確立している。

- ・教育目的に沿った教員の配置がなされており，FD 等による自己研鑽の取組みも実施している。

基準 4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

【事実の説明】

- ・副学長 2 人を任命し，学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備している。【資料 4-1-1】
- ・学長企画室を設置し，学長の大学改革をサポートする役割を果たしている。【資料 4-1-2】
- ・学部長等の選考は，学部長等候補者の中から学長が選考を行い，最終的に理事会において決定するプロセスとなっており，学長の適切なリーダーシップが発揮できている。【資料 4-1-3】
- ・研究科長の選考は，研究科長候補者の中から学長が選考を行い，最終的に理事会において決定するプロセスとなっており，学長の適切なリーダーシップを発揮できている。【資料 4-1-4】
- ・入試部長，学務部長，就職部長は，学長の指名により任命していることから，学長の適切なリーダーシップを発揮できるような仕組みになっている。
- ・令和2(2020)年の認証評価での指摘を踏まえ，学生の懲戒処分に関する規則を新たに制定した。【資料 4-1-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】大阪電気通信大学副学長選考規則

【資料 4-1-2】大阪電気通信大学学長企画室規則

【資料 4-1-3】大阪電気通信大学学部長等選考規則

【資料 4-1-4】大阪電気通信大学大学院研究科科長選考規則

【資料 4-1-5】学生の懲戒処分に関する規則

【自己評価】

- ・副学長、学部長、共通教育機構長、研究科長、入試部長、学務部長、就職部長の任命にあたり、学長の意向を反映できる体制を整備していることから、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されていると判断している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

【事実の説明】

- ・使命、目的を達成するため、全学的運営課題について意見を集約し、学長の意思決定の円滑化を図るために、運営会議を設置している。構成員は、前述の通りであり、定期的に学長が招集している。議長は学長が務めている。また、審議内容に応じて、学長補佐、教育開発推進センター長、図書館長、メディアコミュニケーションセンター長、国際交流センター長、総合学生支援センター長を出席させている。また必要に応じて、学長が指名した者を出席させている。

【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】

- ・副学長の組織上の位置づけは、大阪電気通信大学副学長選考規則に明記し、就任している2名の役割は、教学担当と四條畷キャンパス担当としている。【資料4-1-8】
- ・教育課程や授業計画等を審議立案する教務委員会並びに学内外の研究に関する企画立案及び運営を行う大学研究委員会の委員長は、ともに学長があたることとなっており、教育研究の全学的な方針の策定には学長の適切なリーダーシップが発揮できるようになっている。【資料4-1-9】【資料4-1-10】
- ・学部等教授会は各学部 zu 所属する教員で組織し、(1)学生の入学、卒業及び課程の修了、(2)学位の授与について、学長が決定を行うにあたり意見を述べることとしている。なお、(1)の入学に関する事項については、令和 2(2020)年の認証評価の指摘を踏まえ、学部教授会規則を改正し、教授会から合否判定会議に権限委譲をしている。また、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項は、次の事項としている。

ア 教育課程に関する事項

イ 学生の身分の取扱いに関する事項

ウ 学生の学修指導及び評価に関する事項

エ 学生の厚生補導、賞罰に関する事項

オ 教育の改善及び研究に関する事項

カ 教員の人事選考に関する事項

キ 学部長等の選考に関する事項

ク 学部等に関する学則及び規則に関する事項

ケ 主任会から提起された事項

コ その他学部等の運営に関する事項

各キャンパス単位での教授会に加えて、全学的な情報共有を目的として全学部等合同教授会を令和 5(2023)年度は、1 回開催した。 【資料 1-2-21】

- ・主任会は、学部等運営上の具体的業務の協議・調整を行い、(1)学部等教授会へ提出される議案の検討、(2)学部等教授会決議事項の具体化に関する諸施策の検討、(3)学

部等の各種計画に関する事項，(4)その他，学長及び学部長等が必要と認めた事項，について協議している。

- ・学部等教授会において，全学の統一的な承認が必要な場面では，学長が出席して直接説明することにより，合意形成を図っている。
- ・大学院研究科委員会は各研究科に所属する教員で組織し，大学院研究科は各研究科に所属する教員で組織し，(1)学生の入学及び課程の修了，(2)学位の授与について，学長が決定を行うにあたり意見を述べることとしている。なお，(1)の入学に関する事項については，令和 2(2020)年の認証評価の指摘を踏まえ，研究科委員会規則を新たに制定し，研究科委員会から合否判定会議に権限委譲をしている。また，教育研究に関する重要な事項で，研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項は，次の事項としている。

ア 教育課程に関する事項

イ 学生の身分の取扱いに関する事項

ウ 学生の学修指導及び評価に関する事項

エ 学生の厚生補導，賞罰に関する事項

オ 授業科目及び研究指導担当に関する事項

カ 教育研究予算の配分に関する事項

キ 教員の資格審査に関する事項

ク 科長候補者の選考に関する事項

ケ 研究科に関する学則及び規則に関する事項

コ 専攻主任会議及びコース主任会議から提起された事項

サ その他研究科の運営に関する事項

について審議し，学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとしている。

【資料 1-2-23】

- ・専攻主任会議及びコース主任会議は，各研究科長，専攻主任又は各コース主任で構成される。ここでは，(1)研究科委員会へ提出される議事の整理，議案の検討，(2)研究科委員会の決定事項の実施に関する諸施策の検討，(3)専攻間の意見交換と調整，(4)研究科の長期計画，(5)その他学長及び研究科長が必要と認めた事項，について協議し，調整を行っている。
- ・研究科委員会においても，同上のような場面では，学長が出席して合意形成を図っている。
- ・主任会や専攻主任会議及びコース主任会議において，各学科や専攻と各コースで共通の意思決定や周知が必要な場面においても同様である。
- ・自己点検評価を恒常的に進めていくため，IRE (Institutional Research and Evaluation) 委員会を学長が主宰し，教育研究活動に関する情報収集，分析及びそれに基づく点検評価を行う体制をとっている。【資料4-1-11】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-6】運営会議規則 【資料 1-2-19】と同じ

【資料 4-1-7】大学運営の仕組み 【図 1-2-3】と同じ

【資料 4-1-8】大阪電気通信大学副学長選考規則 【資料 4-1-1】と同じ

【資料 4-1-9】教務委員会規則

【資料 4-1-10】大学研究委員会規則

【資料 4-1-11】IRE 委員会規則

【自己評価】

- ・大学全体の意志統一を図る上で、学長のリーダーシップによる組織体制が適切に機能し、教学マネジメントが構築されていると判断している。
- ・学長のリーダーシップによって、教育研究活動に関する情報収集を行い、大学の使命・目的に沿って、自己点検・評価を行い、改善活動が適切に行われていることから、教学マネジメントは大学の使命・目的に沿って、適切に行われていると判断している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【事実の説明】

- ・学務部，就職部，入試部及び四條畷事務部に事務職員である事務部長又は次長を配置し、教学マネジメントの機能性を高めている。
- ・事務職員である大学事務局長，学務部事務部長，就職部長が運営会議の構成員として参加し、四條畷事務部長，学事部長，入試部次長，学事課長がそれぞれの役割の下，同席している。
- ・理事会，常任理事会，評議員会には，事務職員の四條畷事務部長，学事部長，学務部事務部長が陪席している。 【資料 4-1-14】【資料 4-1-15】【資料 4-1-16】
- ・毎週初めの朝に，事務部長及び次長による情報交換を目的としたミーティングを実施することで，教学マネジメントの機能性を高めている。 【資料 4-1-17】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-12】職員名簿（2023 年度）

【資料 4-1-13】運営会議議事抄録（令和 5(2023)年 4 月から令和 6(2024)年 3 月分）

【資料 4-1-14】常任理事会議事抄録（令和 5(2023)年 3 月 15 日）

【資料 4-1-15】理事会議事抄録（令和 5(2023)年 3 月 25 日）

【資料 4-1-16】評議員会議事抄録（令和 5(2023)年 3 月 25 日）

【資料 4-1-17】定例ミーティング打ち合わせメモ

（令和 4(2022)年 4 月から令和 5(2023)年 3 月分）

【自己評価】

- ・教学マネジメントにおける主要部署である学務部，就職部，入試部及び四條畷事務部に事務職員である事務部長又は次長を配置し，大学運営の各部門における責任者としていることから，教学マネジメントの遂行に必要な事務職員を適切に配置し，役割を明確化していると判断している。

- ・事務職員が経営及び教学の重要な機関である運営会議への参画，理事会，常任理事会，評議員会への陪席によって，経営及び教学の重要な決定事項の遂行に寄与していると判断している。
- ・情報の共有と諸問題の共有化を目的として，学長と事務部長及び次長によるミーティングを毎週実施しており，教学マネジメントの機能性を高めていると判断している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学長，副学長，学部長，共通教育機構長，研究科長を中心とした教学の運営体制を構築し，学部長，共通教育機構長，研究科長に権限を適切に委譲し，責任と役割を明確した教学マネジメントを構築している。今後も，機動的な組織的運営の強化を目指して，学長から副学長，学部長，共通教育機構長，研究科長へ権限を更に委譲し，責任と役割をより一層明確化していく。
- ・学務部，就職部，入試部及び四條畷事務部を中心として，教職協働をより一層進め，教学マネジメントに影響力を持つ職員の育成を図っていく。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

【事実の説明】

- ・全教育課程における専任教員は，168 人であり，設置基準の 1.00 倍の人数を確保している。
- ・平成30(2018)年度から，教養教育，専門基礎教育の実施組織として共通教育機構を整備した。
- ・基礎教育，教養教育については，各学科の教員のほかに，人間科学教育研究センター，数理科学教育研究センター及び英語教育研究センター所属の教員が担当している。
- ・必修科目は原則として，専任教員が担当しており，兼任教員による授業を極力少なくする努力を行っている。
- ・総合科目（人文社会・自然群，外国語群，健康・スポーツ群及びキャリア形成群）の開講により，人間形成のための教養教育を行っている。ここでは，人格の尊厳に基づく人間観の確立，社会的責任と世界平和の理念に基づく世界観の確立，諸外国語の修得と異文化の相互理解及び人間や社会と調和した共存可能な自然観の確立等の教育を行っている。【資料4-2-1】
- ・共通基礎実験科目の運用に関して，実験センター所属の教員を任用し，実験機器の操作やデータ処理法等を習得させるための指導を行い，学修効果の向上を図っている。
- ・情報共通教育科目の運用に関して，メディアコミュニケーションセンター所属の教員

を任用し、情報共通教育科目のシラバス策定への参画と学修指導等を行い、学生の情報リテラシーの向上を図っている。

- ・英語教育研究センターでは、英語を母語とする教員が所属し、母語話者ゆえ可能な英語の運用能力を高める学習指導等を行っている。
- ・教員の年齢構成は、60歳代が22.9%、50歳代が41.8%、40歳代が24.1%、30歳代が10.0%、20歳代が1.2%である。それ以外に、熟練技術者を技術系職員として雇用し、教員をサポートする形で教職協働を実践している。これにより、教育の手厚いサポートを行っている。【資料4-2-2】
- ・医療健康科学部医療科学科では、医師免許を有する教授2人、医療機関での臨床経験を有する臨床工学技士3人（薬剤師の免許を有する教員1人を含む）を含む教員体制で、医学と工学が連携する学際領域の教育研究を担当している。【資料4-2-3】
- ・医療健康科学部理学療法学科では、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に基づき、理学療法士の国家資格を有し、医療機関で5年以上の臨床経験を有する教員8人を含む教員体制で、理学療法士の養成を行っている。また、厚生労働省が提供している「自己点検票」に基づく、理学療法士の養成に必要な教員配置等に関する基準を満たしている。【資料4-2-4】
- ・医療健康科学部健康スポーツ科学科では、健康運動指導士の資格を有する教員を含む教員体制で、健康科学・スポーツ科学分野の実学教育及び地域貢献で活躍している。
- ・教員の採用及び昇任に伴う資格審査は、「教員選考基準」、「学部等教員人事規則」に基づいて適切に実施されている。【資料4-2-5】【資料4-2-6】
- ・教員の採用については、基本的に公募により教育と研究の双方の視点から総合的に審査し、図4-2-1の手順に基づいて、審議している。
- ・平成26(2014)年度に、学校教育法の改正趣旨に基づき、教員人事について、学長が最終的な決定権を持つように規則整備を行った。
- ・教員の昇任については、図4-2-2に示すとおり、基本的に学科主任からの推薦により、採用の場合と同様に教育と研究の双方の視点から総合的に審査している。
- ・多様な教育研究課題を多様な教員が担うことができるよう、従来の「特任教員制度」を統合、再編し、新たな「特別任用教員制度」を制度化した。【資料4-2-7】
- ・平成30(2018)年度より、教育活動顕彰制度を創設し、教育活動の分野において優れた功績を挙げた教育職員を顕彰している。【資料4-2-8】

(教員採用プロセス)

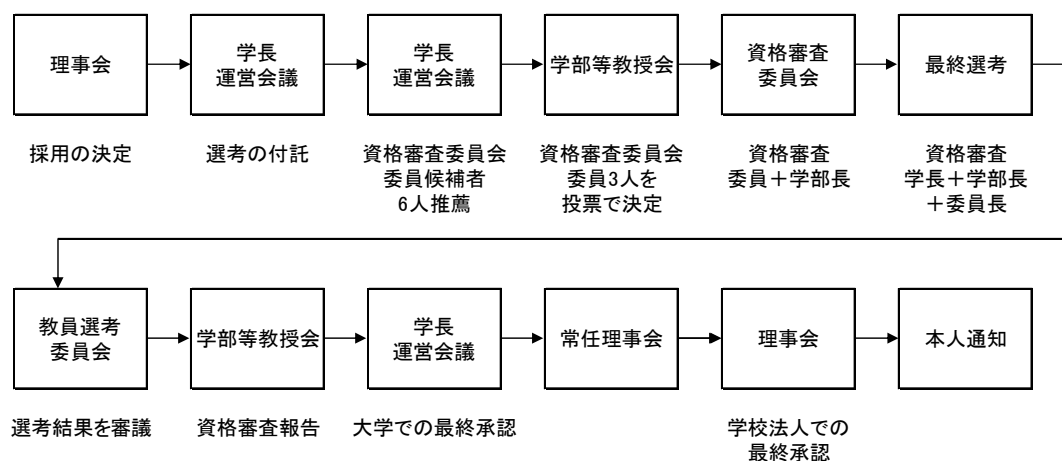


図 4-2-1 教員採用プロセス

(教員昇任プロセス)

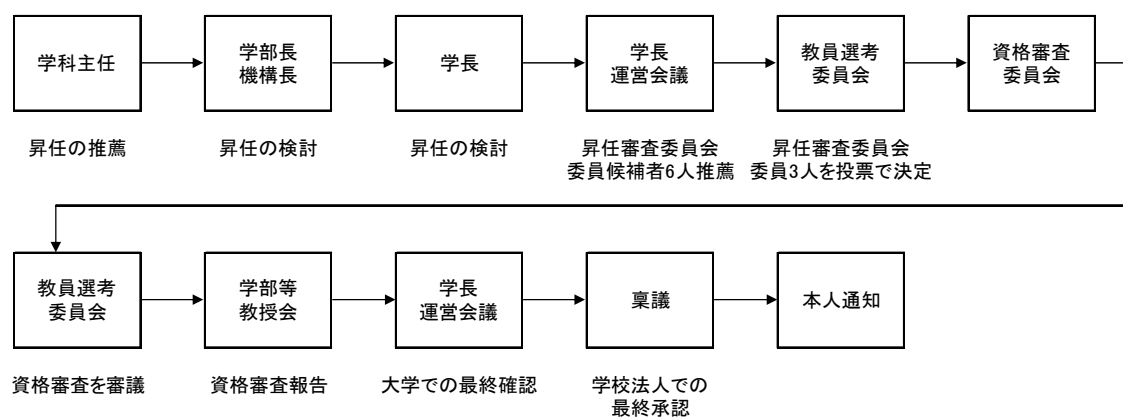


図 4-2-2 教員昇任プロセス

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】総合科目カリキュラム

【資料 4-2-2】令和 4(2022)年度実験センター担当一覧 【資料 2-2-20】と同じ

- 【資料 4-2-3】臨床工学技士養成所自己点検票 【資料 2-5-8】と同じ
- 【資料 4-2-4】理学療法士作業療法士養成施設自己点検票 【資料 2-5-9】と同じ
- 【資料 4-2-5】教員選考基準
- 【資料 4-2-6】学部等教員人事規則
- 【資料 4-2-7】特別任用教員の任用に関する規則
- 【資料 4-2-8】大阪電気通信大学教育活動顕彰規程

【エビデンス集・データ編】

- 【資料 F-6】全学の教員組織

【自己評価】

- ・原則として、専任教員が必修科目を担当する体制を整備し、兼任教員による授業を極力少なくする努力をしている。このことから、教育目的及び教育課程に即した教員が適切に確保され、配置されていると判断している。
- ・教員の採用条件及び昇任の基準を明示して、適切に運用していると判断している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明】

- ・学術研究の成果を公表する機関誌として、昭和 40(1965)年より、「研究論集自然科学編」、平成 6 (1994)年より、「研究論集人文・社会科学編」(平成 10(1998)年に「人間科学研究編」に名称変更)を発行して教育研究の実践的成果を公開し、各教員の自主的な能力開発に役立てている。【資料 4-2-9】【資料 4-2-10】【資料 4-2-11】
- ・教育開発推進センターにおいて、定期的に学内 FD 研修会を実施し、教員の能力向上に努めている。また、学外の FD 研修会等についても、開催案内を通知して参加を奨励している。【資料 4-2-12】
- ・各教員が、平成 28(2016)年度より統一書式による「活動評価シート」による自己点検・評価を実施している。その中で、教育、研究、組織運営、社会貢献、その他の項目について主観的な評価を行い、自己目標の達成に向けた PDCA サイクルを組み込んだ FD を実行している。【資料 4-2-13】【資料 4-2-14】
- ・「KPI の指標による活動計画書」を平成 29(2017)年度より実施し、各学科・専攻及びコースにて、在籍者数、入学定員充足率、離学率、進路決定率に関する数値目標を設定し、また、学科独自の活動目標を設定し達成状況を評価しながら改善を試みている。【資料 4-2-15】
- ・メディアコミュニケーションセンターと医療科学科の教員が連携して、臨床医工学・情報学の教育、臨床工学技士国家試験の対策及び ME 技術実力検定試験の学修を、学生の習熟度に応じて、また、大学及び自宅からいつでも行えるように、Moodle を利用した e-Learning システムを構築している。構築以降、e-Learning による教育効果を紹介して全学での活用を促す FD を実施し、令和 2(2020)年度から遠隔授業用の LMS 基盤としても採用した結果、令和 5(2023)年度現在、e-Learning の利用は 15 学科 3

専攻 3 センターで 2,409 科目に及んでいる。【資料 4-2-16】

- ・平成 23(2011)年度より、授業アンケートの実施結果を踏まえて、担当教員が教育改善プランを学生へ提示する仕組みを設け、学生の意見を基に授業改善に努めている。

【資料 4-2-17】

- ・教員の意欲的な教育プログラム開発、教育活動の改善には学内の競争的資金を措置し、支援している。【資料 4-2-18】
- ・授業内容や教育方法に対する継続的な改善を図るために、教員に対しティーチング・ポートフォリオの作成を義務付け、公開している。【資料 4-2-19】
- ・教員の教育研究能力の向上を目的として、長期の海外派遣を実施している。

【資料 4-2-20】【資料 4-2-21】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-9】 研究論集に関する規程

【資料 4-2-10】 研究論集自然科学編

【資料 4-2-11】 研究論集人間科学研究編

【資料 4-2-12】 令和 5(2023)年度 教育開発推進センター活動記録 FD・SD 研修会
活動実施 【資料 3-2-12】と同じ

【資料 4-2-13】 教員の業績評価のまとめ

【資料 4-2-14】 教員活動評価シートの作成依頼メール

【資料 4-2-15】 KPI の指標による活動計画書の更新依頼メール

【資料 4-2-16】 Moodle の使用例

【資料 4-2-17】 後期授業アンケート（結果・改善プラン入力・公開）について

（補足資料 2）

【資料 4-2-18】 D 予算（教育推進費）申請案内

【資料 4-2-19】 ティーチング・ポートフォリオの作成依頼メール

【資料 4-2-20】 大阪電気通信大学在外研究員規程

【資料 4-2-21】 大阪電気通信大学在外研究員派遣状況

【自己評価】

- ・教育開発推進センターが実施している FD をはじめ、教員一人ひとりの自己点検・評価による PDCA サイクルが機能し、教員の資質や能力が向上する取組みを実施していると判断している。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・教育開発推進センターによる FD では、先進大学の優れた事例研究や指導者の招聘による研修会を更に充実させ、教員の資質向上と能力向上を目指す。
- ・学内の競争的資金により、これまでに開発してきた本学オリジナルの教育プログラムの定着を図るとともに、継続的な改善を行い、教育効果をいっそう向上させる。

4-3 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【事実の説明】

- ・ 職員の資質、能力の向上を目的として、大阪電気通信大学スタッフ・ディベロップメント (SD) 実施に関する基本方針を策定し、運用している。【資料 4-3-1】
- ・ FD 研修会を FD+SD 研修会として開催し、教職協働の意識醸成を図っている。
- ・ 事務職員に必要な能力の向上のため、以下の研修を実施した。
- ・ 4 等級以上の職員を対象に経営リテラシーに関するセミナーを実施し、38 名参加した。経営分析の技法等を学び、グループワークとして本学の現状分析、改善策を検討することで、管理職層の意識を高められた。
- ・ 本学園の職員としての基礎となる知識・技能を修得すること、自らの頭で考える力を習慣化することなどを到達目標とし、35 歳以下の職員および入職 10 年程度の職員を対象に 6 回のワークショップを実施し、19 名が参加した。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】大阪電気通信大学スタッフ・ディベロップメント (SD) 実施に関する基本方針

【自己評価】

- ・ SD の基本方針を策定し、SD や研修会を実施していることから、職員の資質、能力が向上する取組みを実施していると判断している。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 大学改革を推し進めるためには教員の資質に加えて職員の主体性や変革力の発揮がますます重要になっている。この状況を受けて、職員の新たな処遇制度に連動した研修体系を整備し、職員の資質向上と能力向上を目指す。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

- ・大阪電気通信大学は図 4-4-1 のとおり，研究推進の具体的方策を企画立案し，研究運営を有効に行うために，学長を委員長とする大学研究委員会とその下に研究小委員会及び研究施設小委員会を置いている。【資料 4-4-1】

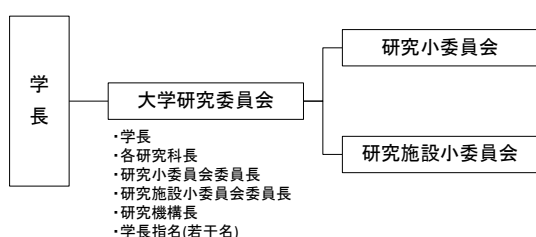


図 4-4-1 研究運営に関する審議機関の組織図

- ・研究施設小委員会では，本学の研究活動を推進・支援するために研究施設の貸与を検討し推進している。研究施設には①共同研究室と②貸し研究室の 2 種類があり，前者は随時，後者については年に 2 回学内で募集している。研究施設の貸与については，研究施設小委員会の議を経て，大学研究委員会にて審議し承認する手続きとしている。

【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】

- ・各研究所では，研究所の施設を広く開放し，研究開発を促進している。エレクトロニクス基礎研究所では，電子材料の作成・評価分析を行う装置等の共同利用を，メカトロニクス基礎研究所では，3D プリンターや材料強度試験機等の装置を共同で利用することでその有効利用を図るとともに，本学の研究教育の促進を図っている。また，エレクトロニクス基礎研究所，メカトロニクス基礎研究所及び情報学研究所は，それぞれが特色あるワークショップや講演会を本学にて開催し，研究活動を推進している。

【資料 4-4-4】

- ・先端マルチメディア合同研究所では，デジタル・コンテンツの開発やゲームの創出及び制作技術について研究を行っている。また，地域貢献プロジェクトや，産学共同プロジェクトを推進している。【資料 4-4-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】大学研究委員会規則 【資料 4-1-10】と同じ

【資料 4-4-2】研究施設小委員会規程

【資料 4-4-3】学内研究施設貸与に関する内規

【資料 4-4-4】エレクトロニクス基礎研究所 ACTIVITY REPORT 2022

【資料 2-5-4】と同じ

メカトロニクス基礎研究所 ACTIVITY REPORT 2022

【資料 2-5-5】と同じ

情報学研究所 ANNUAL REPORT 2022

【資料 2-5-6】と同じ

【資料 4-4-5】先端マルチメディア合同研究所 2023 年度活動報告書

【資料 2-5-7】と同じ

【自己評価】

- ・必要に応じて研究施設を貸与する制度や、各研究所にて所有する多数の装置等を共同利用する取り組みが実施されており、快適な環境の下で教育研究に従事できる体制が整えられていると判断する。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

【事実の説明】

- ・文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日決定）を受け、本学での研究活動における不正行為又はその恐れのある行為を防止する体制を整備し、学長のもと、諸規則に則り、適切な研究活動を進めている。
- ・学内規定として「大阪電気通信大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」と「大阪電気通信大学研究倫理委員会規程」を定め、図 4-4-2 のとおり、学長を最高管理責任者とする「研究倫理委員会」を設置し、大学における研究倫理の向上を図っている。【資料 4-4-6】 【資料 4-4-7】
- ・平成 30(2018)年 7 月に、研究に携わる者が等しく認識すべき倫理や基本的責務、研究活動の基本的姿勢等を明確化するために、研究倫理ガイドラインを定め運用している。【資料 4-4-8】
- ・研究倫理向上推進委員会において、研究倫理教育に関する審議を行い、本学の研究倫理教育の一環として、独立行政法人日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）」を導入することを決定し、教員及び研究活動に関わる職員、大学院生及び公的研究費による研究に関わる学部生を対象に実施している。

大阪電気通信大学の研究活動不正行為防止に関する責任体系図

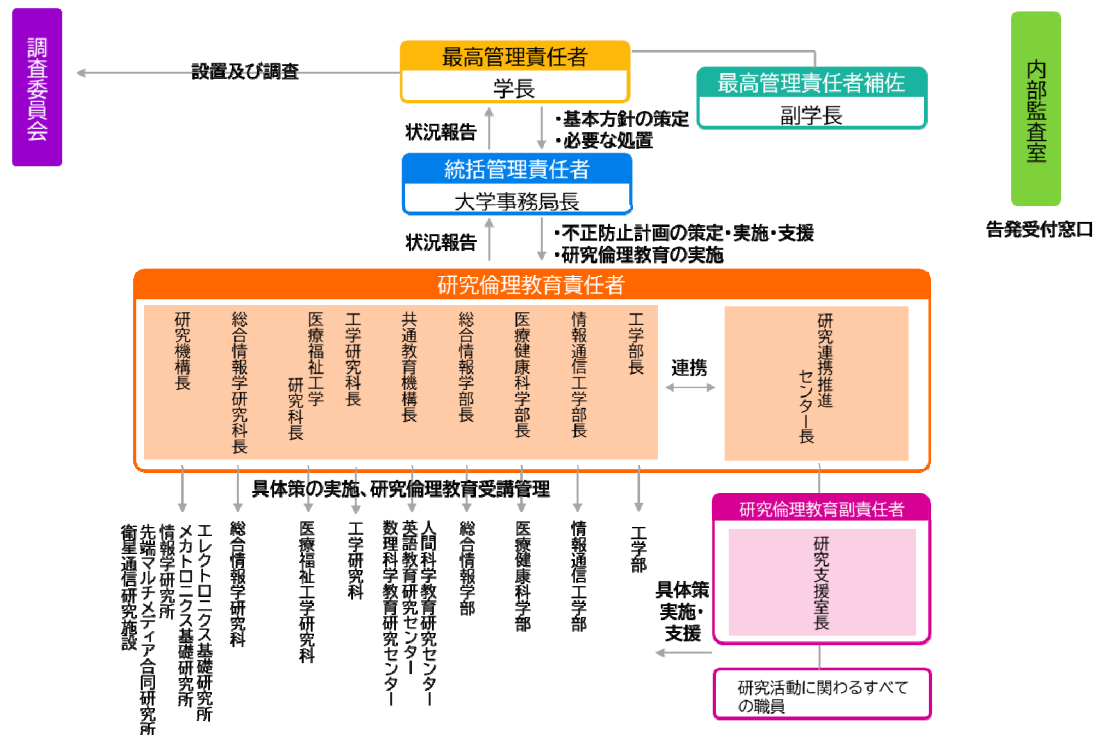


図 4-4-2 大阪電気通信大学の研究活動不正行為防止に関する責任体系図

- ・ヒト及び動物を対象として行われる研究及び教育について、「大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則」に基づき、社会的倫理的観点から審査を行っている。【資料 4-4-9】
- ・国際的な平和及び安全の維持を妨げると認められる技術の提供及び貨物の輸出の管理について、「大阪電気通信大学における安全保障輸出管理に関する規程」に基づき、教育研究活動を安全かつ円滑に遂行できる環境を構築している。【資料 4-4-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-6】大阪電気通信大学における公正な研究活動の推進等に関する規程

【資料 4-4-7】大阪電気通信大学研究倫理委員会規程

【資料 4-4-8】大阪電気通信大学研究倫理ガイドライン

【資料 4-4-9】大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則

【資料 4-4-10】大阪電気通信大学における安全保障輸出管理に関する規程

【自己評価】

- ・研究倫理を維持する体制が整えられ、研究不正を防止し、責任ある研究を行うことができていると判断する。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【事実の説明】

1) 個人研究費

- ・教員の個人研究費として、専任教員には、旅費交通費 10 万円（研究出張に関する旅費規程）、教育研究図書費 8.2 万円（図書購入の予算執行手引き）を支給することになっている。また、それ以外に学生数の比率に応じて学部へ配分している。なお、旅費交通費は、学部へまとめて予算配分を行い、学科から所属教員の状況に応じて配分している。

2) 学内制度による競争的研究費

- ・大阪電気通信大学における研究活動をより一層活性化させるために、学内において競争的研究費制度を設けている。年に一度学内公募を実施し、研究小委員会及び大学研究委員会の審議を経て、優れた研究への支援を行っている。

【資料 4-4-11】【資料 4-4-12】【資料 4-4-13】【資料 4-4-14】【資料 4-4-15】【資料 4-4-16】
【資料 4-4-17】

①大学院共同研究費

②学術研究振興資金

③個人研究支援費

④学部研究補助費

⑤スタートアップ研究費

⑥大学院博士前期課程・博士後期課程研究費

- ・研究費で購入した大型設備について、円滑な利用を図ることにより研究成果を促進するために、保守契約費と保守維持費の補助を実施している。

【資料 4-4-17】【資料 4-4-18】

- ・各研究所（エレクトロニクス基礎研究所、メカトロニクス基礎研究所及び情報学研究所）では、研究所の活性化を図ることを目的に、学内外の研究者と特定の研究課題を実施するための「特定共同研究費」という制度を設け、各研究所にて申請内容を審査し、採択者を決定するという運用を行っている。【資料 4-4-19】

3) その他

- ・本学の学術研究教育を推進するために、下記の制度を設けている。

① 海外研究出張

本学教員による国際会議での発表を目的とした外国へのお出張には、研究小委員会委員長及び学長の承認を経て学長が発令し、海外出張旅費（交通費・宿泊費・日当）を支給している。本学大学院生についても同様の目的の場合には、研究小委員会の議を経て研究科長が許可し、交通費の一部を補助している。

【資料 4-4-20】【資料 4-4-21】

② 在外研究員制度

本学教員が、一定期間外国において研究の能力向上や学術調査に専念する場合に、在外期間中の旅費及び滞在費の一部を補助している。大学研究委員会及び教授会の審議を経て学長が承認する。【資料 4-4-22】

③ 外国人研究者招聘制度

優れた教育・研究業績を有する研究者を外国より招聘し、講演会や共同研究を実施する場合に、研究所などの予算より旅費、講演料及び謝金を支給している。招聘は、大学研究委員会の審議を経て学長が承認する。【資料 4-4-23】

- ・ 外部資金の獲得を奨励するため、下記の制度を設けている。

① 科研費再申請奨励金

本学教員の科学研究費助成事業への採択を支援するために、当該年度に採択されなかった者の内、一定条件を満たした場合に研究費を支給している。配分は、研究小委員会にて配分額を検討し、大学研究委員会の議を経て学長が決定する。

【資料 4-4-24】

② 産学官連携コーディネーター

産学官連携コーディネーターを配置し、本学教員の研究室を訪問し、教員の研究内容及び研究シーズを把握している。本学教員による学外での講演や産学官連携イベントへの出展などを通じて本学の研究シーズを紹介し、外部資金獲得に努めている。

③ 科研費の申請に関するアドバイス

科研費の採択率アップに向けた取り組みとして、学内の科研費獲得経験のある教員による「ポスト・レビュー」、「プレ・レビュー」の実施に加え、学外機関による申請書作成支援を行っている。【資料 4-4-25】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-11】 研究小委員会規程

【資料 4-4-12】 私立大学等経常費補助金特別補助申請に係る大学院共同研究規則

【資料 4-4-13】 個人研究支援費の取扱要綱

【資料 4-4-14】 学部研究補助費の取扱要綱

【資料 4-4-15】 スタートアップ研究費の取扱要綱

【資料 4-4-16】 大学院修士課程・博士後期課程研究費の取扱要綱

【資料 4-4-17】 大学研究委員会資料

【資料 4-4-18】 大型設備保守費の取扱要綱

【資料 4-4-19】 エレクトロニクス基礎研究所 特定共同研究費

メカトロニクス基礎研究所 特定共同研究費

情報学研究所 特定共同研究費

【資料 4-4-20】 海外研究出張規程

【資料 4-4-21】 大阪電気通信大学学生の海外学外活動規程

【資料 4-4-22】 大阪電気通信大学在外研究員規程

【資料 4-4-23】 外国人研究者招聘に関する取扱内規

【資料 4-4-24】 科研費再申請奨励金の取扱要綱

【資料 4-4-25】 2024 年度 科研費申請に関わる支援体制について

【自己評価】

- ・ 研究活動を活性化するために、学内における競争的研究費制度を定め、適正な審査に

基づき、研究資金の有効な配分を実施していると判断する。

- ・研究費や産学官連携コーディネーターの配置等の取り組みにより、外部資金の導入支援に努めていると判断する。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・研究倫理教育を定期的の実施するよう運用を変更した。
- ・産学連携コーディネーターによる社会に対する研究シーズの公開や企業への働きかけなどを通じて、研究活動のための外部資金の導入をより積極的に展開していく。
- ・大学における研究活動をより一層活性化するために、学内における競争的資金を積極的に周知し、申請件数を増やしていく。

[基準 4 の自己評価]

- ・教育目的に沿った教員の配置がなされており、FD 等による自己研鑽の取り組みも実施している。
- ・職員に対する SD の機会を多数設けており、資質向上、能力向上の機会が十分に設けられていると判断している。
- ・大学研究委員会の委員長を学長が務め、研究環境の整備、適切な運営と管理が十分に行われていると判断している。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全，人権，安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

【事実の説明】

- ・学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 3 条において、法人の目的を「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づいて学校教育を行い、社会に寄与する有為な人材を育成することを目的とする。」として明確に定めている。
- ・法人の目的に沿った大学の「基本理念」は、本学ホームページ上に広く一般に公表するとともに、教職員は、名札ホルダーに基本理念カードとして挿入し、常に携行している。また、「目指す人間像」と「教職員の行動指針」も大学ホームページ上に掲載し、内外に周知して実践を促している。【資料 5-1-1】

- ・法人の目的を達成するため、「学校法人大阪電気通信大学事務組織規則」「学校法人大阪電気通信大学事務分掌規則」などの、組織運営に関する規則を整備している。規則に基づき法人事務局に総務部，財務部，広報部，記念募金推進室，高大連携室，大学においては大学事務局のもとに学事部をおき，運営体制を整えている。

【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】

- ・「学校法人大阪電気通信大学就業規則」「大阪電気通信大学情報倫理規則」「学校法人内部監査室規則」「大阪電気通信大学利益相反リスクマネジメント規則」などの組織倫理に関する規則を整備し，誠実な運営を行っている。

【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】

- ・令和元（2019）年度に，社会において公共性と公益性を確保し，社会的責任を果たすためのガバナンスの在り方を取りまとめた「学校法人大阪電気通信大学ガバナンス・コード」を策定し，点検・評価結果を大学ホームページで公開している。【資料 5-1-8】
【資料 5-1-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】大学ホームページ <https://www.osakac.ac.jp/>

（大学紹介⇒理念と教育方針）【資料 1-1-4】と同じ

【資料 5-1-2】学校法人大阪電気通信大学事務組織規則 【資料 2-2-3】と同じ

【資料 5-1-3】学校法人大阪電気通信大学事務分掌規則 【資料 2-4-5】と同じ

【資料 5-1-4】学校法人大阪電気通信大学就業規則

【資料 5-1-5】大阪電気通信大学情報倫理規則

【資料 5-1-6】学校法人大阪電気通信大学内部監査室規則

【資料 5-1-7】大阪電気通信大学利益相反リスクマネジメント規則

【資料 5-1-8】学校法人大阪電気通信大学ガバナンス・コード

【資料 5-1-9】学校法人大阪電気通信大学ガバナンス・コード実施状況

【自己評価】

- ・法人の目的に則った基本理念，目指す人間像，行動指針を明確に定めて公表し実践している。また，目的に即した組織運営及び倫理の体制が整備されており，経営の規律と誠実性の維持が表明され，適切な運営を行っているとは判断している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

- ・大阪電気通信大学学則第 2 条において，「本学は，教育基本法及び学校教育法に基づき専門の学術を教授研究し，知的並びに道徳的な完成を期し，更に応用能力を展開させ得る人材の育成を目的とする。」と定めている。また，学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 3 条において，法人の目的を上掲のように定めており，大学の使命・目的と学校法人の目的は合致している。
- ・教育の分野については，教育開発推進センターを設置し，教育力向上のための継続的な取り組みを行っている。【資料 5-1-10】

- ・研究の分野については、研究連携推進センターを設置し、社会のグローバル化や実業界の動向に対応するよう、国内外の大学や企業との連携を図りながら教育研究活動の活性化や成果の公開による社会貢献の取り組みを行っている。

【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】

- ・最大のステークホルダーである学生を顧客として位置づけ、顧客の視点から見た満足度を確認し、今後の大学運営に生かすことを目的に、授業アンケート及び卒業時にアンケート調査を実施している。【資料 5-1-13】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-10】教育開発推進センター規則

【資料 5-1-11】研究連携推進センター規則

【資料 5-1-12】産学連携による公開講座

【資料 5-1-13】卒業生満足度調査結果の検討報告書 【資料 2-6-1】と同じ

【自己評価】

- ・使命・目的の実現に向けて活動が継続的に実施されるよう組織を整備してきており、継続して努力を行っている判断している。

5-1-③ 環境保全，人権，安全への配慮

【事実の説明】

- ・教職員の健康管理と職場の安全衛生管理については、安全衛生規則を定め、労働安全衛生法及び就業規則に基づく安全衛生管理体制を明らかにし、労働災害防止施策の向上及び労働環境改善のための活動を推進しつつ、快適な職場環境の促進に努めている。

【資料 5-1-14】

- ・安全衛生規則に基づき衛生委員会規則を制定し、教職員の健康管理及び労働災害の防止を組織的に実施している。【資料 5-1-15】
- ・大学・法人においては、学休期に、教員を中心に学生と共に、4S（整理・整頓・清掃・清潔）に取り組むセルフチェックを実施した。
- ・メンタルヘルス対策については、EAPを導入し事業場外資源によるケアを充実させた。
- ・2024 年 4 月から施工となる労働安全衛生法改正による化学物資の自律的管理への転換に対し、大学では化学物質管理委員会と衛生委員会、高校では衛生委員会が中核となり、化学物質の有害性・危険性に対する適切な体制を整備した。
- ・環境保全につながる施策として、学校法人大阪電気通信大学におけるエネルギーの使用の合理化等に関する規則を制定し、省エネルギー活動を推進している。この規則に基づき、エネルギー管理統括者を置き、エネルギー消費の管理を行い、エネルギーの消費減に努めている。【資料 5-1-16】
- ・発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、危機管理に関する規則を制定し、危機管理体制を整えている。更に、令和元（2019）年度には、大学を運営していく上で障壁となる重大なリスク及びそのリスクが及ぼす影響を想定し、事前に対策を講じることで危機発生を回避するとともに、危機発生時の損失を極小化するため、危機管理のための体制の再検討をおこなった。

【資料 5-1-17】 【資料 5-1-18】 【資料 5-1-19】

- ・ 防火・防災に関する対応については、防火・防災管理に関する規則を制定し、火災の予防並びに火災震災等の災害による学生及び教職員の生命と身体の安全、被害の軽減、二次的災害発生の防止等を図れるよう対策を講じているが、令和元（2019）年度には防火・防災安全対策がより機能的かつ徹底的に行うことができるよう防火・防災管理の体制見直しを行った。【資料 5-1-19】 【資料 5-1-20】
- ・ 地震災害が発生した場合、人命の安全と被害の軽減及び復旧対策を行うため、地震災害対策本部の設置に関する規則を制定し、地震対策本部を設置し対応することを定め、防火・防災訓練を実施している。また、学生手帳にはキャンパスごとの配置図に、学内指定避難場所を明示し周知を図っている。更に、各キャンパスデジタルサイネージを利用して「災害予防のため守るべきこと」を学生にも呼び掛けている。

【資料 5-1-21】 【資料 5-1-22】 【資料 5-1-23】

- ・ 産業医の巡視、衛生管理者の巡視を通し、棚の転倒防止・転落防止について呼びかけを積極的に行っている。
- ・ 人権問題については、人権問題委員会規則を制定し、人事、教育、研究等のすべての活動が人権尊重の下で適正に運営されるよう人権問題委員会を設置している。

【資料 5-1-24】

- ・ 人権問題について、教職員の快適な教育・研究環境を害し、教職員の円滑な業務遂行の妨げとなる様々なハラスメントにも対応できるようハラスメント防止に関する規則を制定している。また、学生に対するセクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント等のハラスメント全般について、それらの防止を図り適切な対応を行うため、ハラスメント防止に関する規則を制定している。【資料 5-1-25】 【資料 5-1-26】
- ・ 学生の抱える諸問題に対し、学生の人格を尊重し、学習環境を保障するために大学として有効な施策を講じることを目的に、キャンパスアメニティー委員会に関する規程を制定し、対応を行っている。【資料 5-1-27】
- ・ ヘルシンキ宣言（世界医師会「ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則」WMA1964年宣言及びその後のWMA総会による追加原則を含む）の趣旨に添った倫理的配慮を図るため、生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則を制定している。この規則に基づき、教育及び研究に関する人権、安全に配慮している。【資料 5-1-28】
- ・ 高等教育機関の責務として、「国連アカデミック・インパクト（UN Academic Impact: UNAI）」への加盟手続きを行い、平成 30(2018)年 11 月に国連に承認された。本学は、以下の 3 つの原則を中心に取り組み、持続可能な社会への貢献を一層進めていく。

【資料 5-1-29】

原則 6：人々の国際市民としての意識を高める

原則 9：持続可能性を推進する

原則 10：異文化間の対話や相互理解を促進し、不寛容を取り除く

- ・ 国連サミットで採択された SDGs に対する学内での理解を深めるとともに、教育・研究等の取り組みを通して SDGs 達成に向けた取り組みを行っている。【資料 5-1-30】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-1-14】 学校法人大阪電気通信大学安全衛生規則
- 【資料 5-1-15】 大阪電気通信大学衛生委員会規則
- 【資料 5-1-16】 学校法人大阪電気通信大学におけるエネルギーの使用の合理化に関する規則
- 【資料 5-1-17】 学校法人大阪電気通信大学危機管理に関する規則
- 【資料 5-1-18】 学校法人大阪電気通信大学危機管理対策検討委員会規則
- 【資料 5-1-19】 経営企画会議議事録（2020/3/31 開催分）
- 【資料 5-1-20】 学校法人大阪電気通信大学防火・防災管理に関する規則
- 【資料 5-1-21】 避難訓練報告書
- 【資料 5-1-22】 学校法人大阪電気通信大学地震災害対策本部の設置に関する規則
- 【資料 5-1-23】 令和 5(2023)年度学生手帳（101～102 ページ）【資料 F-5】と同じ
寝屋川キャンパス配置図，四條畷キャンパス配置図
- 【資料 5-1-24】 学校法人大阪電気通信大学人権問題委員会規則
- 【資料 5-1-25】 学校法人大阪電気通信大学ハラスメント防止に関する規則
- 【資料 5-1-26】 令和 5(2023)年度学生手帳（91 ページ） 【資料 F-5】と同じ
大阪電気通信大学ハラスメント防止に関する規則
- 【資料 5-1-27】 令和 5(2023)年度学生手帳（92 ページ） 【資料 F-5】と同じ
大阪電気通信大学キャンパスアメニティー委員会に関する規程
- 【資料 5-1-28】 大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する
倫理委員会規則 【資料 4-4-9】と同じ
- 【資料 5-1-29】 国連アカデミック・インパクト証明書
- 【資料 5-1-30】 教育研究での SDGs 取り組み例（クリーンリバー作戦）

【自己評価】

- ・環境保全，人権及び安全に関する対応については，学内規定を整備して，適切に行っていると判断している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・経営の規律と誠実性は，内部監査室による内部監査及び情報公開によっても十分に保たれていると判断しており，大学の公共性に鑑みて，今後も積極的に情報公開に努め，社会への説明責任を果たしていく。
- ・情報公開の手段については，大学ホームページを主として活用し，公開の情報量だけではなく，見やすくわかりやすい情報提供を考慮し，情報を整理して公開することに努めていく。
- ・危機管理に関しては，まずは規則整備を最優先に進めてきたが，平成 30(2018)年度に実施した訓練を参考に実態面を含めて，より実質的に機能するよう検討の場を設定していく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

- ・法人の業務決定を行う理事会は、8月を除き原則として毎月開催しており、迅速な意思決定が可能となっている。【資料 5-2-1】
- ・理事会は、法人の業務の円滑かつ迅速な運営を図るため、寄附行為第 19 条の規定に基づき、特に定められた重要事項以外の事項については、理事会業務委任規則により、理事長に委任することができることを定めている。【資料 5-2-2】
- ・理事長は、理事会委任規則により委任された事項について、常任理事会を開催して協議し、その審議に基づき意思決定する。常任理事会の詳細については、常任理事会運営規則に定めており、構成員は、理事長のほか、学内の常勤理事である。常任理事会は理事会の開催に先立って、8月を除き原則として毎月開催し、理事会の審議事項を事前審議するとともに、学園運営に係る全般について協議し、活発に議論を交わしている。【資料 5-2-3】【資料 5-2-4】
- ・評議員会の議決事項及び諮問事項は、それぞれ寄附行為第 27 条及び第 28 条に定められており、重要な審議事項について、広く評議員会の意見を聴き、健全な法人の運営を担保している。【資料 5-2-5】
- ・理事会及び常任理事会は、理事以外に学園の幹部（法人事務局からは各部長、大学から学事部長、四條畷事務部長）等が陪席し、議題の提案説明を行うほか、意見を述べる体制としている。【資料 5-2-6】
- ・各理事の役割、担当を理事会において明確にしている。【資料 5-2-7】
- ・理事長は、本法人の代表者として業務を総理している。理事長の職務のうち、法人運営については役職理事である法人事務局長を、教学については役職理事である学長をそれぞれ責任者とし、業務の執行権限を委譲している。
- ・役員については、令和 2(2020)年 4 月から理事定数を変更し、13 人から 15 人のところ、現在 15 人で構成しており、また、監事は現在定数の 2 人で構成している。役員には、特に実業界から経営者としての見識及び経験のある人材を起用しており、本学の特徴である社会が求める実学教育が実現できるよう、意見を経営に反映できる体制とし、将来を見据えた健全な運営を行っている。
- ・監事は、私立学校法第 39 条の規定に従い、理事、評議員又は本法人の職員以外の者で構成されている。
- ・経営戦略会議を隔週で開催し、理事長、学長、校長等による経営課題の検討と情報共有を行い、戦略的意思決定ができる体制を構築している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-2-1】理事会開催日程 【資料 F-10】と同じ
- 【資料 5-2-2】学校法人大阪電気通信大学理事会業務委任規則
- 【資料 5-2-3】常任理事会運営規則
- 【資料 5-2-4】常任理事会開催日程 【資料 F-10】と同じ
- 【資料 5-2-5】学校法人大阪電気通信大学寄附行為 【資料 F-1】と同じ
- 【資料 5-2-6】役員名簿 【資料 F-10】と同じ
- 【資料 5-2-7】学校法人大阪電気通信大学理事の分掌

【自己評価】

- ・理事、監事、評議員の構成及び役割は適正であり、理事会及び理事長の諮問機関である常任理事会で戦略的に意思決定が行える体制が整い、的確に機能していると判断している。
- ・理事会の機能を更に高めるために、常任理事会及び経営戦略会議において実質的で活発な議論を行えるような体制の整備を行い、より戦略的な意思決定ができる体制が構築できていると判断している。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・戦略的な意思決定を迅速に行っていくには、日常的な組織運営業務又は理事会からの付託事項を扱う常任理事会の運営と、将来的な構想を含めた経営における中長期的戦略や重要な課題を扱う理事会の運営が連動し、意思決定のスピードと透明性を持ちながら、変化への対応力を高めていくことが重要であると判断している。
- ・幅広い業界から招聘している役員について、今後も継続的に就任してもらい、一層の少子化及び国際化の進む社会の中で、堅実な学園経営を進めるために、各業界の動向を見据えた意見を聴取し、経営に生かせるよう努力する。
- ・日常的な学園運営に直結する常任理事会については、一層戦略的な視点で議論が行われるよう、議題提案の仕組み等を工夫した改善に取り組みたい。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

【事実の説明】

- ・学園の経営課題を検討し運営方針を決定していく機関として、経営戦略本部を設置している。経営戦略本部は理事長・大学長・高等学校長・法人事務局長からなり、経営戦略室を事務局として隔週で経営戦略会議を開催している。それぞれの部門から提案される

改定事項や学園全体の経営課題を議題として運営しており、常任理事会・理事会に諮る案件については原則として経営戦略会議にて検討している。令和 5（2023）年度の主な検討事業は、2022 年度事業の実績を踏まえた第 2 次 5 か年計画の部分的な一部変更（見直し）であり、当初の計画をブラッシュアップした。

【資料 5-3-1】【資料 5-3-2】

- ・理事会及び常任理事会の決定事項について、教員については教授会及び主任会を通じて、職員については、法人・大学部課長会を通じて教員及び各部課室長に報告し意思疎通を図ると同時に、会議における部課長からの意見を再度経営戦略会議に反映するなど、業務執行体制の連携を築いている。【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】
- ・教職員の提案をくみ上げる仕組みとして、一定期間の毎週木曜日及び金曜日の朝に「学長カフェ」を開催し、教職員が自由に学長室を訪問し、学長と直接意見交換ができる仕組みを設けている。【資料 5-3-5】
- ・教職員の提案をくみ上げる仕組みとして、一定期間の毎週水曜日の朝に「理事長カフェ」を開催し、教職員が自由に理事長室を訪問し、理事長と直接意見交換ができる仕組みを設けている。【資料 5-3-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】経営戦略会議議題

【資料 5-3-2】学校法人大阪電気通信大学中長期計画（第 2 次 5 か年計画）

【資料 1-2-16】と同じ

【資料 5-3-3】教授会議議題

【資料 5-3-4】法人・大学部課長会議議題

【資料 5-3-5】「学長カフェ」開催案内

【資料 5-3-6】「理事長カフェ」開催案内

【自己評価】

- ・理事長が議長を務める経営戦略会議では、組織をまたがって議論を行うことによって牽制機能も働き、情報の共有化による円滑なコミュニケーションと上位概念からの円滑な意思決定が実現できていると判断している。
- ・理事長のリーダーシップの下、大学、高校、法人部門での責任体制を軸にした運営を行う内部統制環境が構築できていると判断している。大学や高校の存続が危ぶまれる中、部分最適ではなく全体として望ましい経営判断が迅速にできるようになったと判断している。
- ・教職員からの提案については、教授会、法人・大学部課長会において、意見をくみ上げる仕組みが整備されていると判断している。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性【法人事務局・学事部】

【事実の説明】

- ・監事の選任手続きは、寄附行為第 14 条に規定されており、本法人の理事、職員又は評

議員以外の者を理事会で候補者として選出し、評議員会に諮り同意を得て、理事長が選任することとしている。【資料 5-3-7】

- ・監事の理事会出席状況については、2 人のうち、最低 1 人が必ず出席しており、適正に法人の業務を監査している。【資料 5-3-8】
- ・監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 15 条の規定に基づき、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行い、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出して説明している。【資料 5-3-9】
- ・監事には、定例の財務会議に出席し、財務全般の運営に関与して、財務状況の掌握ができる仕組みが講じられている。【資料 5-3-10】
- ・評議員会は、理事会の諮問機関として、寄附行為第 27 条及び第 28 条に定める重要事項を議決又は諮問し、理事会に意見を述べている。【資料 5-3-11】
- ・評議員は、寄附行為第 29 条及び寄附行為施行細則第 10 条から第 12 条までの規定に基づいて選任している。【資料 5-3-7】【資料 5-3-10】
- ・評議員の評議員会への出席状況は、定員 32 人(理事長・学長兼務につき、令和 2(2020)年 4 月以降 31 人)のところ、平成 22(2010)年度以降、75%以上の出席率を確保している。令和 5(2023)年度については、定例会議を 2023 年 5 月 27 日、改選に伴う会議を 2024 年 3 月 8 日に実施した。5 月：26 人、3 月：27 人の出席者（いずれも定員 32 名）があり、年間平均としては 82.8%の出席率となっている。【資料 5-3-11】
- ・副学長、学部長及び共通教育機構長のうちから理事会において選任された者 2 名以上 3 名以内を理事として選出し、常任理事会、理事会に出席することで法人部門の運営チェックを行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-7】 学校法人大阪電気通信大学寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-3-8】 監事の理事会及び評議員会への出席状況 【資料 F-10】 と同じ

【資料 5-3-9】 監事監査報告書（2022 年 2 月 22 日理事会報告分）

監事監査報告書（令和 3(2021)年度） 【資料 F-11】 と同じ

【資料 5-3-10】 学校法人大阪電気通信大学寄附行為施行細則

【資料 5-3-11】 評議員の評議員会への出席状況 【資料 F-10】 と同じ

【自己評価】

- ・理事の出席状況は、【資料 F-10】に記載の通り、90%以上の実出席率である(令和 4(2022)年度平均実出席率 97.25%、令和 5(2023)年度平均実出席率 96.5%)。また、欠席の場合、委任状にて個別に議決の委任者及び議案ごとの意思を書面にて確認しており、委任状についても適切な手続きを踏んでいることから、出席状況は適切であると判断している。
- ・監事の出席状況は、【資料 F-10】に記載の通り、理事会及び評議員会に概ね 2 名、少なくとも 1 名は必ず出席している。また、理事会では、議長が必要に応じ、議案につ

いての意見を監事に求め、監事は適宜意見を述べている。このことから、監事は、適正に業務を監査しており、チェック機能が有効に機能していると判断している。

- ・評議員会の出席状況は、【資料 F-10】に記載の通り、令和 5(2023)年度平均実出席率 82.8%である。また、欠席の場合、委任状にて個別に議決の委任者及び議案ごとの意思を書面にて確認しており、委任状についても適切な手続きを踏んでいることから、出席状況は適切であると判断している。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・部門から上程される課題も重要であるが、大学行政や少子化など社会環境変化へ対応しながら持続的な発展を実現していくには様々な改革の加速が重要であり、経営戦略会議において、より中長期的な視点で重要な経営課題を議論するよう更に進化させていく。テーマによっては非常勤理事や学外の有識者から意見を聞くなど、第三者視点を取り入れた運営を考慮していく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

- ・平成 28(2016)年 9 月に策定した中長期計画第 1 次 5 ヶ年計画において、「持続的な学園運営のために、学生数を維持・向上するための体制の確立」を重点方針に掲げ、5 年間の活動を通じほぼ達成したと考える。更に、令和 3(2021)年 10 月に中長期計画第 2 次 5 ヶ年計画を策定し、「教育・研究及び経営基盤の質的レベルの向上」を学園全体の重点方針に掲げて共通最重点目標としている。【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】
- ・学生生徒等納付金について、18 歳人口の減少、大学数の増加等により入学志願者数の減少が予想される中で、中長期的な入学試験計画の方針を検討し、一方で離学者数の減少に対策を講じ、各学科・専攻及びコースにおいて学生数の KPI を設定し、納付金収入の確保に努めている。中長期の財務計画、他大学の状況を参考に令和元(2019)年度入学生からの学費改定を決定したこと並びに学生数が増えたことにより、令和 5(2023)年度決算では、納付金全体で前年度比 1,900 万円の増収となった。

【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】

- ・手数料について、18 歳人口が減少する中、総志願者数は前年度比 74.2%を維持し、令和 5(2023)年度決算では、検定料収入が前年度比 1,400 万円の減収となった。

【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】

- ・寄付金について、中長期計画第 1 次 5 ヶ年計画において、「寄附金の獲得強化」を重点取り組みのひとつとし、学園創立 80 周年事業募金を実施、累計 3 億円の目標値を

上回る寄付金を集めることができた。平成 30(2018)年度には法人事務局に記念募金推進室を設け、令和元(2019)年度には周年記念事業募金委員会を設置、各団体や本学園内の各部門との協力体制を確立するとともに募金趣意書の整備やホームページの開設を行った。令和 5(2023)年度決算では、4,900 万円の寄付を受けた。

【資料 5-4-1】【資料 5-4-4】

- ・補助金について、中長期計画第 2 次 5 ヶ年計画において、「補助金の獲得強化、拡大」を取り組み内容とし、私立大学等改革総合支援事業の支援対象校に選定されることを目標としている。令和 5(2023)年度は、大学改革を実施した結果、タイプ 2 は不採択だったもののタイプ 3 の採択を受け、平成 26 年度から 10 年連続で当該補助金を獲得することができた。また、大学・高専成長分野転換支援基金助成金（建築・デザイン学部新設事業）に採択され 1 億 1,100 万円、人材育成推進事業費補助金に採択され 3 億 9,900 万円等をそれぞれ獲得した。

【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】

- ・受取利息・配当金について、平成 29(2017)年度に改定した資金運用事務取扱規則に基づき、現状における運用環境並びに原資が学生生徒等納付金である旨を十分に理解し、安全第一に徹し、適切な運用を行っている。平成 29(2017)年度には、金融庁に適格機関投資家の届出を行った上で特定金銭信託口座を開設し、低コストで経常収入に寄与する運用を開始した。令和元（2019）年度には資金運用方針を定め、財務会議において毎年度方針の見直しを行っている。【資料 5-4-5】【資料 5-4-6】
- ・人件費について、本学の財政基盤を確立する上で、人件費比率は概ね 50%前後とすることが必要であると考え、中長期的な人員計画の下、教員一人当たりの学生数等の教育条件にも配慮しながら、効率的な組織体制やアウトソーシングを含めた適正な人員配置を検討し、総人件費を抑制することに努めている。【表 5-2】
- ・教育研究経費、管理経費及び設備関係支出について、教育研究経費比率がやや全国平均を下回る年度はあるものの、これは経常収入が増収となっているためであり、教育研究経費の執行額については減額となっていることはなく、教育研究の質は維持している。しかしながら、将来の設備更新や新規事業に必要な資金準備を考慮して、教育研究の質的向上を維持しつつ、既存設備の再点検と相互の効率利用を図ることで、新規設備の購入を極力抑えている。また、例年の継続的な支出については、過年度の実施状況を踏まえ、効果の期待できない業務の見直し等、経費の節減に努め、事業（活動）計画に沿った精度の高い予算編成に努めている。【資料 5-4-7】【表 5-2】
- ・施設関係支出について、中長期計画第 1 次 5 ヶ年計画において施設投資計画として学園全体で約 170 億円を盛り込んでおり、「キャンパスグランドデザインの立案」というテーマで寝屋川キャンパスリニューアル計画を進めている。

【資料 5-4-1】【資料 5-4-3】【資料 5-4-7】

- ・中長期計画第 2 次 5 ヶ年計画においては、中長期計画第 1 次 5 ヶ年計画の施設投資計画を見直し、新たに学校法人大阪電気通信大学キャンパスグランドデザイン（2023～2037）を策定し、建物の大規模改修や電気設備更新、照明器具の LED 化等、ファシリティマネジメントの基本方針を決定した。また、その中で施設投資における資金計画の見直しも同時に行った。

【資料 5-4-8】

- ・基本金組入前当年度収支差額について、平成 29 (2017)年度は 2 億 4 千万円の黒字、平成 30 (2018)年度は 3 億 9 千万円の黒字、令和元 (2019)年度は 5 億 8 千万円の黒字、令和 2 (2020)年度は 3 億 8 千万円の黒字、令和 3 (2021)年度は 18 億 9 千万円の黒字、令和 4(2022)年度は 14 億 9 千万円の黒字、令和 5(2023)年度は 11 億 2 千万円の黒字となった。【資料 5-4-4】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-4-1】学校法人大阪電気通信大学中長期計画（第 1 次 5 ヶ年計画）
【資料 1-2-15】と同じ
- 【資料 5-4-2】学校法人大阪電気通信大学中長期計画（第 2 次 5 ヶ年計画）
【資料 1-2-16】と同じ
- 【資料 5-4-3】事業の実績（令和 5(2023)年度）
- 【資料 5-4-4】計算書類（平成 29(2017)年度～令和 5 (2023)年度）
【資料 F-11】と同じ
- 【資料 5-4-5】資金運用事務取扱規則
- 【資料 5-4-6】資金運用方針（2022 年 10 月 18 日財務会議資料）
- 【資料 5-4-7】事業（活動）計画・予算編成の大綱（令和 4(2022)年度）
- 【資料 5-4-8】学校法人大阪電気通信大学キャンパスグランドデザインの実現に向けて

【エビデンス集・データ編】

- 【表 5-2】事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）

【自己評価】

- ・中長期計画第 1 次 5 ヶ年計画の結果及び中長期計画第 2 次 5 ヶ年計画の事業（活動）実績の進捗に応じ、計画内容や目標値の見直しをしながら、各年度の事業（活動）計画に連動した予算編成を行い、全教職員の共通の理解の下、適切な財務運営体制が確立していると判断している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

- ・令和 6(2024)年度予算編成において、確実な学生確保体制の確立による財務基盤強化の観点から、予算編成時から収支バランスを意識し、新学部「健康情報学部（設置予定）」設置関連費や学園の中長期施設設備計画である「キャンパスグランドデザイン」関連工事費等を計上しつつも経常収支差額を黒字とする予算編成を行った。【資料 5-4-7】
- ・令和 5(2023)年度決算における事業活動収支計算書関係比率について、日本私立学校振興・共済事業団刊行「今日の私学財政」（令和 4(2022)年度分）の医歯系法人を除く全国平均と比較し、人件費比率、管理経費比率、教育研究経費比率、補助金比率、経

常収支差額比率，事業活動収支差額比率は良い数値である。経常収支差額比率は，過去5か年度とも4.4%以上を維持しており，経常的な収支が安定している。令和5(2023)年度の経常収支差額比率においては10.4%であった。【資料5-4-10】【表5-2】

- ・令和5(2023)年度決算における貸借対照表関係比率について，魅力あるキャンパスの実現に向け取り組んでいる寝屋川キャンパスリニューアル計画を実行すべく，日本私立学校振興・共済事業団より一部建築費の借入を行ったため，総負債比率，負債比率が前述の全国平均に達していない。当該借入は，中長期の財務計画から安定した学園運営を図るため運用可能資産を再考し，また，低金利を好機ととらえ，計画的に実行したものである。固定資産構成比率や流動資産構成比率はバランスのとれた良い数値であり，流動比率からも資金流動性に問題はない。

【資料5-4-10】【資料5-4-11】【表5-4】

- ・教育研究の充実のため，また経常収入に占める学生生徒等納付金の割合が高いことから学園経営をより安定させるため，積極的な外部資金獲得に努めている。令和5(2023)年度の実績としては，科学研究費助成事業83件採択，奨学寄附金9件，共同研究費12件，受託研究費7件，受託事業費22件であり，多岐にわたる外部資金を獲得し，教育研究の活性化を図っている。
- ・一般寄付制度において，寄付者が8つの使途(大学は4つ)から選択して，意向に沿った分野で寄付金を生かす制度を導入し，外部資金の獲得に努めた。

【エビデンス集・資料編】

【資料5-4-9】事業（活動）計画・予算編成の大綱（令和5(2023)年度）

【資料5-4-7】と同じ

【資料5-4-10】計算書類（平成29(2017)年度～令和5(2023)年度）

【資料F-11】と同じ

【資料5-4-11】長期借入金の借入れに関する件について

(2019年5月25日理事会資料)

【エビデンス集・データ編】

【表5-2】事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）

【表5-4】貸借対照表関係比率（法人全体のもの）

【自己評価】

- ・本学の使命である「人間力と技術力で人生を楽しめる人材を育成・輩出する」を具現化するため，経常収支差額の黒字化を意識し，収入に見合った費用対効果に優れた質の高い事業（活動）を計画し，実行している。
- ・経常収支差額においては，過去から黒字を確保しており，安定した財務基盤を確立し

ている。

- ・日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標である「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」においても、正常状態「A3 以上」を維持しており、安定した財政基盤を確立する体制と収支バランスは確保できていると判断している。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・中長期計画第 2 次 5 カ年計画の重点方針に基づいた KPI を必要に応じてブラッシュアップ、ローリングし、PDCA サイクルを機能させ、全教職員が一丸となり、持続可能な学園の構築に取り組んでいく。
- ・寝屋川キャンパスリニューアル計画の施設整備については、本学が目指す「人間力育成」の拠点となり、次世代を見据えた、魅力あるキャンパス構築のため、計画の進捗管理を行うとともに、自己資金を充実させながら、確実に借入金返済を行い、より充実した教育研究環境の整備を進めていく。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

- ・学校法人会計基準に基づき、経理規則、予算編成規則、予算執行規則、固定資産及び物品管理規則、調達規則を整備し、各規則を遵守した会計処理を実行している。

【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】【資料 5-5-5】

- ・予算管理、固定資産物品管理、調達管理の主管課である寝屋川キャンパス大学事務局学事部会計課及び四條畷キャンパス四條畷事務部学事・会計課において、大学部門各予算の執行について適正な会計処理を行ったうえ、伝票を起票、関係証憑書類とともに、法人事務局財務部経理課へ回付している。法人事務局財務部経理課においては、学校法人会計基準に基づく部門及び勘定科目の確認を行い、計算書類へ反映している。

【資料 5-5-1】

- ・経理関係書類は適切に整備し、規則に定める期間、保存している。【資料 5-5-1】
- ・会計処理において、不明な点がある場合は、監査法人及び日本私立学校振興・共済事業団へ確認の上、適正な処理を行っている。
- ・補正予算編成において、各予算執行部署が前期の予算執行状況と年間予算執行見通しを把握するプロセスを導入している。経営戦略会議において、収支見込を勘案しながら、活動計画とその予算の精査を行い、精度の高い補正予算を編成している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-1】 学校法人大阪電気通信大学経理規則

【資料 5-5-2】 予算編成規則

【資料 5-5-3】 予算執行規則

【資料 5-5-4】 固定資産及び物品管理規則

【資料 5-5-5】 調達規則

【自己評価】

- ・ 会計処理について、学校法人会計基準等に基づき、適正な会計処理を行っているとは判断している。
- ・ 事業（活動）計画・予算編成プロセスについて、事業（活動）と予算における PDCA サイクルを確立し、当初予算と決算見込に著しく乖離がある場合は、補正予算を編成している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

1) 監査法人による会計監査

- ・ 私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づき、平成 27 年 3 月 30 日付文部科学省告示において指定された監査事項について、監査法人による監査が実施された。

【資料 5-5-6】

- ・ 監査法人と理事者とのディスカッションを実施し、「学校運営に関する重要事項及びその課題について」「内部統制・経営管理・リスクへの対応等について」、意見交換を行った。
- ・ 令和 5(2023)年度の監査報告書の監査意見において、「計算書類が学校法人会計基準に準拠して、経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。」と報告されている。【資料 5-5-6】

2) 監事による会計監査

- ・ 理事会、評議員会に毎回出席して発言し、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、監査を実施している。【資料 5-5-7】
- ・ 財務全般について安全かつ効率的運営を図ることを審議するための財務会議に、年 2 回以上出席して発言し、理事長、法人事務局長及び財務部長と意見交換を行い、財務監査を実施している。令和 5(2023)年度は、財務会議を 2 回開催した。

【資料 5-5-8】

- ・ 財務部長より、適宜、資金繰り状況、月次決算の資金収支計算書による予算執行進捗状況、資金運用状況、有価証券の時価情報等の説明を受け意見を述べ、財産の状況の監査を実施している。
- ・ 令和 5(2023)年度の監事監査報告書において、「学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。」と報告されている。【資料 5-5-9】

3) 内部監査室による会計監査

- ・ 平成 27(2015)年度に設置した内部監査室は、学校法人大阪電気通信大学内部監査室

規則に基づき、内部監査を実施している。【資料 5-5-10】

- ・令和 5(2023)年度監査計画において、X-point モニタリング（稟議書・予算執行・出張申請の 3 つの領域）を設定し、内部監査を実施した。【資料 5-5-11】
- ・指摘事項については、改善案の検討を求め、改善状況についてフォローアップを実施している。監査結果については、理事長に提出するとともに、監事に報告を行っている。

4) 三様監査

- ・令和 5(2023)年度において、監査法人、監事及び内部監査室の三者における意見交換を 2 回、監事と内部監査室との意見交換を原則毎月行い、学園のリスク及び評価について相互に意見交換を行い、認識を共有し、重要案件については必要に応じて協議を行うなど監査機能の充実・強化を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-5-6】独立監査人の監査報告書（令和 5(2023)年度）

【資料 5-5-7】監事の理事会及び評議員会への出席状況 【資料 F-10】と同じ

【資料 5-5-8】財務会議に関する内規

【資料 5-5-9】監事監査報告書（令和 4 (2022)年度） 【資料 F-11】と同じ

【資料 5-5-10】学校法人大阪電気通信大学内部監査室規則【資料 5-1-6】と同じ

【資料 5-5-11】内部監査報告書（令和 4 (2022)年度）

【自己評価】

- ・監査法人、監事及び内部監査室が連携して三様監査を行う体制が整っており、会計監査は厳正に実施していると判断している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・PDCA サイクルを機能させ、質の高い活動計画の作成に向けた取り組みと予算編成の連動強化を図っていく。
- ・監査法人、監事及び内部監査室の三様監査を行うことにより厳正な会計監査を実施し、PDCA サイクルを機能させ、一層のガバナンスの強化を図っていく。

[基準 5 の自己評価]

- ・管理部門と教学部門の連携により、経営の規律が遵守され、誠実性の維持が確立されていると判断している。
- ・理事会構成員として、学長、副学長、学部長の計 4 人が審議に参加し、教授会と理事会との相互チェックによるコミュニケーションとガバナンスが機能している。
- ・MV² で掲げたビジョンの実現に向け、中長期計画第 2 次 5 ヶ年計画の重点方針である、教育・研究及び経営基盤の質的レベルの向上に向けて、安定した財務基盤を確立していると判断している。
- ・監査法人、監事及び内部監査室の連携により、会計監査を行う体制が整い、厳正に

実施していると判断している。

基準 6. 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【事実の説明】

- ・ 内部質保証の方針を策定し、公開している。また、その方針に基づいて、組織の整備を行っている。【資料 6-1-1】
- ・ 大学幹部が構成員となっている運営会議において、学長及び副学長（教学担当）のリーダーシップの下、内部質保証のための審議と運営を行っている。【資料 6-1-2】
- ・ 大学全体の内部質保証に責任を負う組織として、学長を議長とする運営会議を設置している。また、運営会議の下に、本学の教育研究活動に関する情報の収集、分析及び総括を行う組織として、IRE(Institutional Research and Evaluation)委員会(以下「委員会」という。)を設置している。更に、IRE 委員会の下に、本学の教育研究に関する情報の収集及び分析を行う IR(Institutional Research)作業部会を置くとともに、IR 作業部会の成果を活用して、自己改善の効果検証を行い、大学としての継続的改善の循環プロセスを推進するのに必要な作業を行う IE(Institutional Evaluation)作業部会を設置し、内部質保証の体制を構築している。また、教育点検の一部と FD 活動を担い、自己点検・評価の PDCA サイクルを円滑に促進するために教育開発推進センターを設置している。【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】【資料 6-1-5】
- ・ 学長を委員長とする教務委員会において、内部質保証のための具体的な施策を審議し、運用している。【資料 6-1-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】 内部質保証の方針

【資料 6-1-2】 運営会議規則 【資料 1-2-19】 と同じ

【資料 6-1-3】 IRE 委員会規則 【資料 4-1-11】 と同じ

【資料 6-1-4】 IRE 委員会内規

【資料 6-1-5】 教育開発推進センター規則 【資料 5-1-10】 と同じ

【資料 6-1-6】 教務委員会議事抄録 【資料 2-5-15】 と同じ

【自己評価】

- ・内部質保証のための最上位機関として、学長を責任者とする運営会議を設置し、IRE委員会とともに機能していることから、組織の整備責任体制が確立されていると判断している。
- ・毎年、IRE委員会において、全学を対象とした自己点検評価を行っており、恒常的な組織体制で内部質保証を行っていると判断している。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・内部質保証の品質を更に向上させていくため、副学長が議長を務める IR 作業部会において、本学の IR データを更に分析するとともに、他大学のグッドプラクティスを参考にしながら、次年度の教育研究の水準向上に努めていく。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

【事実の説明】

- ・本学の使命・目的は、確かな実学の教育とそれをベースにした人間力の養成である。その教育の実践と効果に対する自己点検・評価のシステムとして、自己点検・評価委員会にあたる IRE 委員会を設置している。
- ・IRE 委員会規則の第 2 条において、「委員会は、本学の教育研究活動の現状についての情報収集を行い、その分析と総括に基づいて、自己点検・評価を実施する。また、その結果を適切な方法により、公表する。」と定めている。また、当該委員会は、学長が委員長を務めており、学長のリーダーシップの下に自己点検・評価を行い、改善を図るシステムが構築されている。【資料 6-2-1】
- ・毎年、IRE 委員会において、全学を対象とした自己点検評価を行っており、結果を大学ホームページで公開している。【資料 6-2-2】
- ・各学科・センターにおいて、外部評価を実施し、その結果を運営会議で共有している。また、学部教授会において、報告を行い、教員間での情報共有を図っている。

【資料 6-2-3】

- ・アセスメント・ポリシーの検討を行い、FD において教員間で共有した。【資料 6-2-4】
- ・内部質保証の一つとして、学外有識者を招き、学長、副学長、学部長、共通教育機構長及び研究科長らと意見交換する場を設けている。【資料 6-2-5】
- ・医療健康科学部医療科学科及び理学療法学科では、厚生労働省が提供している「自己点検票」に基づき、根拠法令遵守等の自己点検を行っている。【資料 6-2-6】【資料 6-2-7】
- ・動物実験の実施体制について、文部科学省の指針に基づき、毎年、自己点検評価を行っ

ている。また、平成 29(2017)年 3 月に、国立大学法人動物実験施設協議会・公私立大学実験動物施設協議会の検証を受けている。【資料 6-2-8】【資料 6-2-9】

- ・医療健康科学部理学療法学科の教育に必要な施設基準及びカリキュラム内容について、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の評価を受審している。【資料 6-2-10】
- ・総合情報学部情報学科の教育プログラム(コンピュータサイエンスコース)は、JABEE より「情報および情報関連分野」で、日本技術者教育認定基準に適合しているプログラムとして平成 20(2008)年に認定され、令和 2 (2020)年度に認定継続審査を受審し認定されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】 IRE 委員会規則 【資料 4-1-11】と同じ

【資料 6-2-2】 大学ホームページ <https://www.osakac.ac.jp/>

(大学紹介⇒自己点検・評価)

【資料 6-2-3】 各学科の外部評価報告書

【資料 6-2-4】 FD 研修会の開催案内

「アセスメント・ポリシー確立の取り組みについて」

【資料 6-2-5】 大学の内部質保証に関する意見交換会開催案内

【資料 6-2-6】 臨床工学技士養成所自己点検票 【資料 2-5-8】と同じ

【資料 6-2-7】 理学療法士作業療法士養成施設自己点検票 【資料 2-5-9】と同じ

【資料 6-2-8】 令和 3 (2021)年度 動物実験に関する自己点検・評価報告書

【資料 6-2-9】 動物実験に関する検証結果報告書

【資料 6-2-10】 一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の認定書

【資料 6-2-11】 JABEE 中間審査結果報告書

【自己評価】

- ・IRE 委員会及び教育開発推進センターが中心となり、組織的に自己点検・評価を実施する体制が整っており、自主的・自立的な自己点検・評価が実施されていると判断している。
- ・大学ホームページ上で自己点検・評価報告書と関連のエビデンスを公開していることから、透明性の高い自己点検・評価を実施していると判断している。
- ・医療健康科学部医療科学科及び理学療法学科では、厚生労働省が提供している「自己点検票」に基づき、根拠法令遵守等の自己点検を行い、結果を学科で共有していることから、自主的・自律的な自己点検・評価が実施できていると判断している。
- ・動物実験の実施体制について、文部科学省の指針に基づき、毎年、自己点検・評価を行っている点、国立大学法人動物実験施設協議会・公私立大学実験動物施設協議会より、適正な動物実験管理体制が整備されていると認定されていることから、適切に自己点検・評価が実施されていると判断している。
- ・医療健康科学部理学療法学科は、前述の「自己点検票」に加え、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構より、評価対象項目全ての評価基準を満たしていると認定されていることから、適切に自己点検・評価が実施されていると判断している。

- ・総合情報学部情報学科について、令和 2(2020)年度に JABEE の認定継続審査を受審し、日本技術者教育認定基準に適合しているプログラムとして認定されていることから、適切に自己点検・評価が実施されていると判断している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

- ・IRE 委員会及び IR 作業部会により、必要な情報の収集、データ分析を定期的に行っている。特に、離学に関するデータを収集、分析して離学者対策の一助としている。

【資料 6-2-12】【資料 6-2-13】

- ・非常事態時や高校訪問などに活用する目的で、学生が使用する最寄り駅及び保護者の市町村を Google Map 上にマッピングして教職員が活用できるようにしている。

【資料 6-2-14】

- ・シラバスに記載の授業形式が各学科のカリキュラム・ポリシーと合致しているかを判断する一つの指標として、各学科の総合科目、基礎専門・専門科目単位による授業形式の集計を行い、それを視覚化した資料を各学科に提供している。【資料 6-2-15】

- ・(株) マイナビが開発した自己分析を支援するキャリアデザインツール MATCHplus を活用し、大学及び各学科のディプロマ・ポリシーの適切性について検証を行っている。【資料 6-2-16】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-12】各学科の離学者と退学者数の分析と対策

【資料 6-2-13】各年次の総修得単位数と累積 GPA との相関グラフ

【資料 6-2-14】在学生の地域分布/保護者の住所分布

【資料 6-2-15】2021 年度シラバス記載の授業形式集計

【資料 6-2-16】MATCHplus の分析結果

【自己評価】

- ・学長のリーダーシップ下にある IRE 委員会及び IR 作業部会が必要な情報を収集して分析を行った結果を共有し、次の改善へと役立てていることから、現状把握のためのデータの収集と分析ができていると判断している。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・教員の自己点検・評価については、教員一人ひとりによる「教員活動評価シート」と「授業改善への取組」アンケートや「教員情報データベース」への入力をエビデンスとして参照しながら、学部長等客観評価も加えて評価しているが、教員によっては不公平感があるという意見もあることから、改善を進めていく。
- ・今後は、IR 機能を強化し、5 年間で外部評価を実施することを大学全体の KPI として設定した。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【事実の説明】

- ・アセスメント・ポリシーと教育基本三方針に基づき、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学部・学科）、科目レベル（授業・科目）の 3 段階で学修効果を査定する方法を定めている。【資料 6-3-1】
- ・内部質保証の方針に基づき、三つのポリシーを起点とした自己点検・評価を毎年度実施し、そのプロセスの中で教育の改善・向上を図っている。これに加えて、令和 6 (2024) 年度のカリキュラム改定に向けてワーキンググループを発足して教育基本三方針の刷新案を策定し、運営会議の承認を経て確立された。【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】
- ・平成 29(2017)年度に設置した工学部建築学科、総合情報学部デジタルゲーム学科及びゲーム&メディア学科の設置に係る履行状況報告書について、今年度の常任理事会において令和 3 (2021)年度の報告書の内容を踏まえた審議を行い、改善・向上のための情報共有を図った。【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】
- ・大学運営の改善及び向上を図るため、自己点検評価結果に基づき、大学運営に関する第 2 次 5 ヶ年計画の策定を行った。【資料 6-3-6】

内部質保証に関する体制とエビデンス一覧

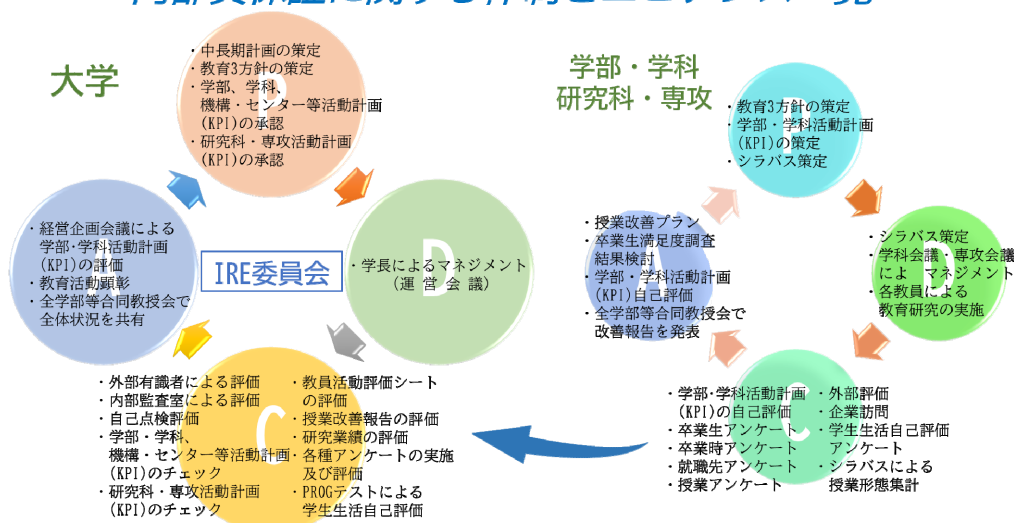


図 6-3-1 内部質保証に関する体制とエビデンス一覧

- ・ 図 6-3-1 に示すように、学部・学科、研究科・専攻単位での PDCA サイクルと大学全体の PDCA サイクルを連携させ、自己点検・評価の PDCA サイクルを機能的に実行していく仕組みが確立されている。
- ・ 学部長または研究科長は、各学科、専攻及びコースにおいて策定した年度ごとの KPI に対し中間と年度末に評価を行っている。また、これらの評価は、運営会議で情報共有し、PDCA サイクルの効用を高めている。【資料 6-3-7】
- ・ 学部長及び共通教育機構長は、所属教員の自己評価した「教員の活動評価シート」、「授業改善に対する取組」、「教員情報データベースに記載した研究業績」を評価し、その評価結果を全学部で調整した上で、教員個人に評価結果をフィードバックし、PDCA サイクルを機能的に回転させている。また、その評価結果については、統計処理をした上で、教授会で報告している。【資料 6-3-8】【資料 6-3-9】【資料 6-3-10】
- ・ 全授業科目において、「授業アンケート」を実施し、学生の理解度や要望を反映しながら、カリキュラム設計や授業設計を行っている。アンケート結果が低い教員は、学部長が事情を聞きながら改善に向けた対応を行っている。【資料 6-3-11】
- ・ 各学科に所属する学生一人ひとりに対して、学科で定める方法に基づいた「学修効果の測定」を行い、学科での教育の自己点検・評価を行うとともに、グループ担任を通じた個別指導に活用している。【資料 6-3-12】
- ・ 卒業時には、全卒業生を対象とした「卒業生満足度調査」を実施し、その結果を各学科、各部署へフィードバックしている。それに加え、調査結果の指摘事項や満足度が低い項目に関しては、各学科や各部署で検討し、その改善策を報告書という形でまとめて、主任会や大学部課長会で配付し、自己点検・評価を行っている。【資料 6-3-13】【資料 6-3-14】
- ・ 学内において、就職活動中の学生を対象に開催している企業説明会の際の学科教員と参加企業との情報交換や、教員と企業担当者来校時の面談を通じて、社会が大学の卒業生に求める人材像を把握し、学科の専門教育へのフィードバックを図っている。【資料

6-3-15】

- ・大学の今後の教育活動や学生支援活動の充実を図るため、卒業生及び卒業生の勤務先企業・団体へアンケートを実施している。令和 5(2023)年度は 2021 年から 2023 年の卒業生を対象に、「社会人基礎力」に対する評価や社会人として必要な能力形成の観点から本学で充実するとよいと思われる教育等についてアンケート調査を実施し、教員にフィードバックしている。【資料 6-3-16】
- ・医療健康科学部医療科学科及び理学療法学科は、厚生労働省が提供している「自己点検票」に基づき、根拠となっている法令の遵守について自己点検を行い、学科の内部質保証の仕組みの一つとしている。【資料 6-3-17】【資料 6-3-18】
- ・理学療法学科の教育に必要な施設基準及びカリキュラム内容について一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の外部評価を受審し、リハビリテーション教育に必要な施設基準及びカリキュラムを提供、実施できる養成施設として認定されている。

【資料 6-3-19】

- ・ディプロマ・ポリシーを基本とした学修成果の点検評価として、卒業生満足度調査及び卒業後アンケートを行い、三方針の PDCA サイクルの確認を行っている。

【資料 6-3-14】【資料 6-3-20】

- ・三方針に基づく学修成果の点検評価の一つの指標として、国家資格、公的資格、民間資格の資格取得年間受験者数を設定しており、令和 5 (2023)年度の資格取得年間受験者数は延べ 1,893 人の学生が資格に挑戦している。
- ・これまでの学修成果の把握に基づき、改善・向上を図るために令和 6(2024)年度におけるカリキュラム改正を行った。【資料 6-3-21】
- ・アセスメント・ポリシーに基づいた点検・評価を行い、令和 5 (2023)年度の教育課程の編成を行った。【資料 6-3-22】
- ・平成 25(2013)年度の認証評価において指摘された「基準項目：2-1 学生の受け入れ」については、金融経済学部で学生募集に注力してきたが、十分な成果が得られなかったため平成 30(2018)年度より募集停止を行った。当該学科の在学生在が卒業するまで、現在の教育・指導体制を維持しながら、学生に不利益のないような配慮を行っている。更に、「基準項目：2-9 教育環境」については、寝屋川キャンパス整備計画を策定し、平成 30 (2018)年度に寝屋川キャンパス K 号館と N 号館の耐震補強工事を完了した。その他の既存棟は解体し、新棟の建築を行った。OECU イノベーションスクエアは、令和 4(2022)年 3 月に竣工した。【資料 6-3-23】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】アセスメント・ポリシー

【資料 6-3-2】内部質保証の方針

【資料 6-3-3】全学部等合同教授会議事抄録（令和 2(2020)年 12 月 17 日）

【資料 6-3-4】常任理事会資料（令和 3(2021)年 6 月 8 日）

【資料 6-3-5】常任理事会議事録（令和 3(2021)年 6 月 8 日）

【資料 6-3-6】運営会議資料（令和 3 (2021)年 9 月 21 日）

【資料 6-3-7】学科専攻活動計画書（KPI）（令和 3(2021)年度）

【資料 6-3-8】教員の業績評価のまとめ 【資料 4-2-13】と同じ

【資料 6-3-9】教育改善に対する取組（令和 4(2022)年度） 【資料 3-2-13】と同じ

【資料 6-3-10】 教員情報データベース <https://research.osakac.ac.jp/>

【資料 6-3-11】授業アンケート質問票（令和 3(2021)年度）

【資料 6-3-12】学修効果測定報告書（令和 3(2021)年度）

【資料 6-3-13】卒業生満足度調査の調査項目 【資料 3-3-3】と同じ

【資料 6-3-14】卒業生満足度調査結果の検討報告書 【資料 2-6-1】と同じ

【資料 6-3-15】 合同企業説明会参加企業一覧（2022 年度）

【資料 6-3-16】卒業後のアンケート結果

【資料 3-3-8】，【資料 3-3-9】，【資料 3-3-10】に同じ

【資料 6-3-17】臨床工学技士養成所自己点検票 【資料 2-5-8】と同じ

【資料 6-3-18】理学療法士作業療法士養成施設自己点検票 【資料 2-5-9】と同じ

【資料 6-3-19】一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の認定書

【資料 6-2-10】と同じ

【資料 6-3-20】卒業生のアンケート結果 【資料 6-3-16】と同じ

【資料 6-3-21】 令和 2(2020)年度カリキュラム改正案

【資料 6-3-22】教務委員会資料（令和 5(2023)年 1 月 24 日）

【資料 6-3-23】 認証評価結果に対する改善報告書（平成 28(2016)年 7 月 4 日）

【資料 F-15】と同じ

【自己評価】

- ・教育の質保証に向けた自己点検・評価とその結果を活用して改善を図るための組織体制は、確立されており、有効に機能していると判断している。
- ・内部質保証の方針に基づいて毎年実施している三つのポリシーを起点とした自己点検・評価のプロセスの中で、教育の改善・向上を図っている。これに加えて、大学幹部による合宿研修又は拡大集中運営会議において、自己点検・評価の検討と改善策について議論を行い、その結果を運営会議及び全学部等合同教授会において報告し、フィードバックを行っており、自己点検・評価の結果が教育の改善・向上に反映されていると判断している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・自己点検・評価のシステムは確立に続いて、社会人基礎力や学士力について、学修成果の可視化に着手する。

[基準 6 の自己評価]

- ・学長のリーダーシップの下で、一連の大学改革プロジェクトの実行を進めており、自ら大学改革に関する積極的な取り組みを行っている。また、その進捗状況に関して適切

な自己点検・評価が実施されていると判断している。

- ・内部質保証に関する方針が策定され、責任体制が明確な組織により三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた大学全体の質保証が実施されていると判断している。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献

A-1. 大学が有する物的・人的資源による社会貢献

A-1-① 社会情勢の変化に関する貢献

A-1-② 地域貢献

A-1-③ 地域活性化

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 社会情勢の変化に関する貢献

【事実の説明】

- ・本学においてこれまで培ってきたノウハウをベースに全国の初等中等教育におけるプログラミング教育をサポートするため平成 30(2018)年度に「ICT 社会教育センター」を設立した。これは、令和 2(2020)年度より小学校においてプログラミング教育が必修化されることにより、地域の教育委員会からの要望を受けて設立した。
- ・平成 29(2017)年度には、茨城県教育委員会、平成 30(2018)年度には、大阪市教育委員会、寝屋川市教育委員会、四條畷市教育委員会、令和元 (2019)年度には、守口市教育委員会とプログラミング教育に関する連携協定を締結し、プログラミング教育の実施に関する支援を行っている。また、連携協定を締結していない自治体等からの講演要請にも応え、令和 4 (2022)年度には、連携協定先を含めると講演及び研修で 10 件実施した。
- ・令和元 (2019)年度には、小学生向けプログラミング競技会「GP リーグ ヤマハ発動機プログラミングコロシウム 2019 令和記念大会」の大阪府地区大会を寝屋川キャンパスで開催し、全国大会選出チームにトレーニングを実施した。
- ・AI 技術が社会で注目されていることから、社会人を対象とした公開講座「AI 実践フォーラム 2019～各種機械学習ツールと知識記述との連携に向けて～」を開催した。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1-1】茨城県教育委員会との連携協定書

【資料 A-1-1-2】大阪市教育委員会との連携協定書

【資料 A-1-1-3】寝屋川市教育委員会との連携協定書

【資料 A-1-1-4】 四條畷市教育委員会との連携協定書

【資料 A-1-1-5】 守口市教育委員会との連携協定書

【資料 A-1-1-6】 プログラミング教育関連の講演及び指導一覧

【資料 A-1-1-7】 プログラミング教室 リーフレット

【資料 A-1-1-8】 GP リーグ ヤマハ発動機プログラミングコロシウム 2019

令和記念大会リーフレット

【資料 A-1-1-9】 公開講座「AI 実践フォーラム 2019

～各種機械学習ツールと知識記述との連携に向けて～」 リーフレット

【自己評価】

- ・ 令和 2(2020)年度より小学校においてプログラミング教育が必修化されたことで、小学校教員が不安を感じている中、地域での小学校における導入準備が進んだことで、社会情勢の変化に関する貢献ができていると判断している。次年度も引き続き、地域における「Society5.0」の時代を担う子供達のプログラミング教育の質の向上を図ることを目的とした地域貢献を推進していく。
- ・ GP リーグを大阪府で開催し、保護者からの反響が高かったことから、地域のプログラミング教育に関する関心を高めることができたと判断している。

A-1-② 地域貢献

【事実の説明】

- ・ 子供たちの「理科離れ」の深刻化が叫ばれる中、地域の小・中学生に科学技術を紹介することで「科学のおもしろさ」を体験してもらうことを目的に、平成 19(2007)年度より科学体験イベント「テクノフェア」を開催している。12 回目の令和元(2019)年度は、本学の新棟建築工事のため、イオンモール四條畷で実施したが、13 回目の令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためやむを得ず中止した。2 年間の中断を経て、令和 4(2022)年度に本学の新棟において「テクノフェア」を再開した。
- ・ 寝屋川市主催による「寝屋川市駅前一斉清掃」や「クリーンリバー寝屋川作戦」に参加し、寝屋川市駅前周辺や駅前の寝屋川を市民が憩える自然豊かで美しい川にするための清掃活動に協力している。
- ・ テレビ番組「池の水ぜんぶ抜く大作戦」に参加する形で、かいぼりや浚渫に協力し、地域の池の浄化や生態系維持に貢献している。
- ・ 平成 29(2017)年度及び平成 30(2018)年度においてそれぞれ、英語文学や文化に関心を持つ地域の高齢者の方を対象に、公開教養講座「英米の小説の謎を読み解く」「書き直される文学、読み直される文学」を開催した。令和元(2019)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、中止にした。令和 2(2020)年度は、「ことのは講座」と銘打って、文学関係の教養講座をオンラインで開催した。
- ・ 総合情報学部デジタルゲーム学科の 3 年生対象の必修科目(対象学生数約 200 人)「社会プロジェクト実習」において、「四條畷 楠正行の会」をクライアントとした「楠正行の魅力を広く伝える」という課題に対しては、武将・楠正行を後世に伝えることを目的と

した「ポスター」の制作を行い、「四條畷 楠正行の会」主催の四條畷神社（2019 年 11 月 10 日）、湊川神社（2019 年 11 月 17 日）にて、ポスターセッションを実施し、大きな成果を上げた。また、「なわてのゲームにチャレンジしよう!みんな集まれ!市民ゲーム大会!」令和 3(2021 年 12 月 4 日)を開催し、四條畷市長や四條畷市教育長も視察するなど、注目を浴びた。

- ・大学として、寝屋川市防火協会、寝屋川市交通安全都市推進委員会等に参加し、地域と連携した取り組みを行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-2-1】2022 年度テクノフェア リーフレット

【資料 A-1-2-2】「クリーンリバー寝屋川作戦・秋」参加報告 【資料 5-1-29】と同じ
大学ホームページ (<https://www.osakac.ac.jp/news/2019/1960>)

【資料 A-1-2-3】「世界遺産東大寺の鏡池で「浚渫」に協力」
大学ホームページ (https://www.osakac.ac.jp/project_now/envs/703)
「学生が京都の春日上ノ池の「かいぼり」に協力」
大学ホームページ (https://www.osakac.ac.jp/project_now/envs/701)

【資料 A-1-2-4】公開教養講座「書き直される文学，読み直される文学」リーフレット

【資料 A-1-2-5】公開教養講座「英米の小説の謎を読み解く」リーフレット
公開教養講座「ことのは講座」リーフレット

【資料 A-1-2-6】楠正行ポスターセッション
大学ホームページ(https://www.osakac.ac.jp/project_now/dg/653)
(<https://www.osakac.ac.jp/news/2019/1968>)

【自己評価】

- ・テクノフェアは、コロナ禍前にあつては、2500 人を超える来場者を迎える大規模イベントであった。令和元(2019)年度は、本学の新棟建築工事のため、また、令和 4(2022)年はコロナ禍のため、事前予約制により実施したが、申込者は多数で地域から人気のイベントであると判断している。
- ・寝屋川市駅前一斉清掃，クリーンリバーによる寝屋川の清掃活動，かいぼりや浚渫による地域環境の維持に学生がボランティアで協力することで，地域に貢献していると判断している。
- ・公開教養講座の参加者からは，学びの場の提供に感謝する声が寄せられていることから，地域に貢献していると判断している。
- ・「四條畷 楠正行の会」と絵本やカルタなどの作成を通じて，地域の英雄である楠正行の魅力を広く市民に伝えることで，地域に貢献していると判断している。

A-1-③ 地域活性化

【事実の説明】

- ・健康によいとされる「ポリフェノール」を多く含む，ベリー系植物を学生自らの手で

育て、商品開発を行う学生主体のプロジェクト「ベリーベリープロジェクト」において、四條畷市（福）ハニコウム園芸と協力し、ラズベリーの栽培を行い令和 2(2020)年度は、四條畷市産のラズベリー100%を使用したラズベリーサイダーを製造販売した。

- ・東日本大震災の復興支援として、平成 26(2014)年度より福島県の沿岸部で理科実験教室を開催している。
- ・大学コンソーシアム大阪と大阪府・市・商工会議所による共同事業「大阪府内地域連携プラットフォーム」に参画し、大阪地域の高等教育や地域の発展に貢献している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-3-1】ベリーベリープロジェクト

大学ホームページ (<https://www.osakac.ac.jp/berry/>)

【資料 A-1-3-2】「テクノフェア in 新地町」リーフレット

【資料 A-1-3-3】大阪府内地域連携プラットフォーム 2022 年度事業計画

【自己評価】

- ・ラズベリーシロップやラズベリースクッキーなどの開発で（福）ハニコウム園芸と協力し、雇用を産み出していることから、地域活性化に貢献していると判断している。
- ・東日本大震災の復興途上である福島県の沿岸部で開催している理科教室は、子供達がリピーターとなって集まってきてくれていること、理科に興味を持って学習していることから、地域の将来を支える子供達の成長に寄与していると判断している。
- ・大阪府内地域連携プラットフォームに参画し、参画団体と課題を共有し、解決への施策を行っていることから、大阪府全体の地域活性化に貢献していると判断している。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・地域社会に信頼され貢献する大学を目指し、今までの取り組み以外にも本学が保有している物的・人的資源を社会に還元すべく、ICT 社会教育センターを中心とした社会人向けの情報教育を展開していく。

【基準 A の自己評価】

- ・大学が有する物的・人的資源による社会貢献について、プログラミング教育、公開講座など社会情勢に応じた内容と時期に実施し、地域社会に受け入れられていると判断している。
- ・実施している社会貢献活動は、本学の行動指針 2.「個性を発揮し、自らの役割を、責任を持って果たし、社会に貢献する人。」に合致しているものであり、学則第 2 条に規定している「知的並びに道徳的な完成を期し、更に応用能力を展開させ得る人材の育成を目的とする」に寄与するものであると判断している。

基準 B. 情報教育への取り組み

B-1. 大学が有する物的・人的資源による情報教育の活性化

B-1-① メディアコミュニケーションセンターにおける情報教育の活性化

B-1-② IT 機器を活用した課外活動の活性化

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① メディアコミュニケーションセンターを核とした情報教育の活性化

【事実の説明】

- ・メディアコミュニケーションセンター（以下、MC2）では、平成 18(2006)年より、e-Learning システム(Moodle)を導入し、授業支援や資格試験対策に活用してきた。
- ・MC2 では、ICT（情報通信技術）機器を備えた演習設備（計 11 室 692 台）をそれぞれ寝屋川キャンパス、四條畷キャンパスに整備し、情報関連の専門教育科目の演習や習熟度に応じた英語コミュニケーションの演習、3D-CAD による機械設計の演習、電気電子回路設計の演習、化学系専門科目での分子設計の演習等において広く活用し、実学学修を行っている。
- ・デジタルネイティブの学生が増加してくる中で、令和 2(2020)年度から初等中等教育におけるプログラミング教育の実施が決定され、大学入学試験科目に「情報」を新設する動きも出てきていることから、「情報教育なら電通大」というブランディングを構築するために、令和 3(2021)年度の新入生より全学生 PC の必携化を実施した。
- ・学生の IT 技術向上のため、1 年次生に入門レベルの ICT（情報通信技術）関連の資格取得を奨励し、資格を取得した学生には、学長奨励賞として表彰している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 B-1-1-1】メディアコミュニケーションセンター紹介 HP

<https://www.mc2.osakac.ac.jp/> 【資料 2-5-12】

【資料 B-1-1-2】令和 4(2022)年度 学長奨励賞一覧

【自己評価】

- ・MC2 を核とした情報教育の活性化が推進されており、学生の IT 活用能力向上に寄与していると判断している。

B-1-② IT 機器を活用した課外活動の活性化

【事実の説明】

- ・先端マルチメディア合同研究所(以下、JIAMS)では、地域貢献プロジェクトや産学共同プロジェクトを推進している。令和 5(2023)年度は地域連携プロジェクトとして、四條畷市の季節の風景・自然環境の魅力に関する PR 映像の制作を担当した。JIAMS 職員の指導の下、1 名の学生がロケーション撮影に参加し、市民モデルが JR 四條畷駅から四條畷市立環境センター修景施設「さとやま」と龍尾寺を散策する様子や、各

施設の紅葉などの紹介映像素材の収録を体験した。また、ナレーションを1名の学生が担当し、収録映像と音声・BGMとのバランスを整える整音作業にも1名の学生が携わった。完成した映像は、同市の公式動画チャンネルに掲載されるとともに、ショッピングモールのサイネージでも上映されて好評を得た。地域連携プロジェクトの参加学生にとっては、充実した課外活動となった。

- ・JIAMSの産学連携プロジェクトとして、企業の新卒採用プロモーション映像のナレーション・音響制作や企業CM制作、イベントにおけるデジタルコンテンツの上映、映像収録とインターネット配信、教員向けデジタル教材コンテンツ制作などの計4件のプロジェクトを実施した。学生は延べ83名参加した。参加学生はJIAMS職員及びクライアントからのアドバイスや指導を受けながら、最後まで制作を担当した。こうした実学としての情報教育をクライアントワークとして体験することにより、制作技術的なことはもちろん、クオリティや納期に責任を持つといった社会性についても学ぶことができた。これら課外活動において得られた学びや経験は参加学生達の将来において大いに役立つものであると考えている。
- ・本学の学生がプロスタッフの協力で多様なデジタル・コンテンツを制作するプロジェクトである電ch!(でんちゃん：大阪電気通信大学チャンネル)を設置している。令和元(2019)年より、運営の相乗効果や効率化の観点から「eSports×電ch!プロジェクト」というコンセプトの元、従来の電ch!プロジェクト内の「インターネット中継チーム」を本学esports projectに融合させると共に、バーチャルキャラクターの企画開発及び番組制作配信を軸とした「Vtuberチーム」と、落語家の口演を3次元(3D)でコンピューターグラフィックス(CG)化し、拡張現実(AR)としてスマートフォン上で見せる「AR落語チーム」の2チームによる多様なプロジェクトを展開し、2023年3月30日現在、学生88名が活動している。2022年度VTuber動画制作本数が23本を公開した。その中には入試部から依頼を受けて制作した各校舎への最寄り駅からの道案内動画3本も含まれる。

また、電ch!内にゲーム制作を題材とした「ゲーム制作プロジェクト」も設立した。活動形態は大きく分けて2種類あり、参加対象を本プロジェクト所属者に限定しゲーム制作の深掘りを目的とした「OJT形式のゲーム制作教育」と、本プロジェクトに所属していない一般学生も参加可能でゲーム制作の裾野を広げることを目的とした「短期間での制作イベントであるゲームジャム」という形態にて実施した。

OJT形式でのゲーム制作チームは、2023年3月30日現在、学生73名で活動しており、プロによる日毎の指導や勉強会と合わせて、4本のタイトルを継続して制作している。ゲームジャムチームは、課外活動として夏季休業・秋や冬の土日・春季休業などを利用し、5回の実施と延べ131名の参加があった。

- ・本学学生の主体的な課外活動の場である自由工房は、技術系職員の支援により、ステップ・バイ・ステップで夢を形にしていく作業工程のなかで、喜びや驚き、感動を得るという「モノづくり」の基本を学び、学生同士が切磋琢磨する場である。この活動は、「ヒト型ロボット」、「レスキューロボットコンテスト」、「知能ロボット」、「マイコンカーラリー」、「マイクロマウス」、「電気自動車」の6つのプロジェクトに分か

れて活動している。令和 5(2023)年度成績は、「ROBO-ONE : 4kg 以下級」で準優勝、「ロボットアスリート CUP : 2kg 級」で優勝、「同 2~4kg 級」で第 3 位、「マイクロマウス中部地区初心者大会」で第 2 位・第 3 位、「レスキューロボットコンテスト」で優勝に輝いた。

- ・課外活動の一つとして設立した「esports project」を令和 5 (2023)年度からは強化指定クラブとして認定した。このプロジェクトは、各種大会で活躍できるプレイヤーを教育的観点から育成するだけでなく、大学間で開催されている交流戦の主催をはじめ運営スタッフの育成、チームマネージャー・中継スタッフの育成など、esports に関連する人材を育て、esports の発展に寄与していくことを目的としている。令和元(2019)年 8 月に開催された内閣府のプログラム「こども霞が関見学デー」の KONAMI 社ブースで本学学生がサポート役として参加した。また令和 5(2023)年度には Red Bull と協定し「Red Bull Gaming Hub」を開設した。これは Red Bull が大学と提携する施設としては、全国に 2 拠点しかない施設である。

【エビデンス集・資料編】

【資料 B-1-2-1】四條畷市シティプロモーション

【資料 B-1-2-2】JIAMS 産学共同プロジェクト一覧

【資料 B-1-2-3】「第 42 回全日本マイクロマウス大会」で団体特別賞

【資料 B-1-2-4】「レスキューロボットコンテスト 20×21 本選競技会」で消防庁長官賞

【資料 B-1-2-5】「pico-EV・エコチャレンジ 2022」で第 3 位入賞

【自己評価】

- ・IT 機器を活用した課外活動を推進することにより、学生が意欲的に取り組み、それが関連する分野での修学意欲向上につながっていると判断している。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・自由工房については、参加希望の学生が急激に増大しており、指導体制と活動場所の拡大が必要であり、改善すべく対応している。

【基準 B の自己評価】

- ・大学が有する物的・人的資源による課外活動について、学生の活動が社会から評価されていることから、学生の成長に大きな影響を与えていると判断している。
- ・実施している課外活動は、本学の行動指針 1.「基礎的人間力を備え、実際の課題を解決できる現実的対応力を磨き、自律的に自己を成長させる人。」に合致しているものであり、学則第 2 条に規定している「知的並びに道徳的な完成を期し、更に応用能力を展開させ得る人材の育成を目的とする」に寄与するものであると判断している。

V. 特記事項

1. 産学連携、地域連携、大学間連携による実学教育

実学教育の一環として、民間企業と連携して、企業の第一線で活躍されている方を講師として実施する「企業連携講座」を学科単位で開設している。また、広域の大学間で連携し、高度人材育成教育プログラムを実施している。これらの講座により、大学での学びがどのように実社会で役立つのかを最先端の事例をもとに学ぶことができる。

工学部電気電子工学科においては、電気系の企業と連携し、「三菱電機講座」、「きんでん講座」、「日本電設工業講座」、「関西電力講座」を開講し、各分野の最先端技術を実学として学ぶ機会を設けている。更に、(株)ダイセン電子工業と連携講座「ロボットを用いた計測・制御実習」を開講し、企業にて実習を行っている。また、特許事務所と連携し、工学部電子機械工学科とともに、「古谷国際特許事務所講座」を開講し、知的財産権について学ぶ機会を設けている。

工学部機械工学科においては、JFE スチール(株)、パナソニック(株)、いであ(株)、日立造船(株)、三菱電機(株)、トヨタ自動車(株)、ダイキン工業(株)、(株)前川製作所等の機械系企業等と連携して「機械工学連携講座」を開催し、第一線で活躍している講師による実学教育を行っている。更に、(株)前川製作所と連携講座「産業用冷凍空調」を開講し、幅広い工学教育を提供している。

総合情報学部デジタルゲーム学科、ゲーム&メディア学科及び情報学科においては「知的財産権入門」の科目の中で、東京コンテンツプロデューサーズ・ラボ株式会社及び読売テレビ放送株式会社から外部講師を招聘し、産学連携による実学教育を行っている。

医療科学科では、広域大学連携による臨床医工学・情報学の人材育成を実施し、大阪大学医学部附属病院、国立循環器病センター研究所など最先端医療の見学と臨床医の説明会を実施して、令和3(2021)年度8人が修了している。

2. 最先端の設備による教育研究

3D 造形先端加工センター、エレクトロニクス基礎研究所、メカトロニクス基礎研究所、情報学研究所、JIAMS、衛星通信研究施設では、最先端の設備を導入し、その設備を活用した教育研究を推進している。

3D 造形先端加工センターでは、日本の大学では数台しか導入されていない金属材料で造形できる 3D プリンターをはじめ、樹脂材料で造形できる精度の高い 3D プリンター、5 軸マシニングセンタ、ワイヤ放電加工機を中心とした 3 次元造形のための先端加工の設備を整え、学部生、大学院生が新しいコンセプトやデザイン能力を発揮できるように支援している。

エレクトロニクス基礎研究所、メカトロニクス基礎研究所、情報学研究所、JIAMS、衛星通信研究施設では、教員の研究用途だけでなく、学部生、大学院生も教育研究用としても利用することができ、最先端の設備による教育研究体制が構築できている。

令和3(2021)年度に、「デジタルと専門分野の掛け合わせによる産業 DX をけん引する高度専門人材育成事業」に採択された。採択大学は全国で 31 大学のみであった。事業名称は「大阪 BIM ハブステーションの構築による建築 DX をけん引する人材育成」である。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 2 条に明記し、運用している。	1-1
第 85 条	○	学則第 3 条及び第 3 条の 2 に明記し、運用している。	1-2
第 87 条	○	学則第 5 条に明記し、運用している。	3-1
第 88 条	○	編入学に関する規則第 6 条及び第 7 条に明記し、運用している。	3-1
第 89 条	○	学則第 25 条に明記し、運用している。	3-1
第 90 条	○	学則第 10 条に明記し、運用している。	2-1
第 92 条	○	学則第 38 条、第 38 条の 2 及び第 38 条の 3 に明記し、運用している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 41 条、学部教授会規則第 2 条及び第 3 条に明記し、運用している。	4-1
第 104 条	○	学則第 26 条に明記し、運用している。	3-1
第 105 条	○	学則第 24 条の 4 に明記し、運用している。	3-1
第 108 条	—	本学は、短期大学に当てはまらない。	2-1
第 109 条	○	学則第 2 条の 2 に明記し、大学 HP で公表している。	6-2
第 113 条	○	学則第 2 条の 2 に明記し、大学 HP で公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 38 条に明記し、運用している。	4-1 4-3
第 122 条	○	編入学に関する規則第 2 条に明記し、運用している。	2-1
第 132 条	○	編入学に関する規則第 2 条に明記し、運用している。	2-1

学校教育法施行規則 ※各基準項目の「関連する参照法令等」にも追加

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に明記し、運用している。	3-1 3-2
第 24 条	○	学校法人大阪電気通信大学事務分掌規則に業務を明記し、学務部及び四條畷事務部で学籍簿を管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 37 条に明記し、運用している。	4-1
第 28 条	○	学校法人大阪電気通信大学事務分掌規則に業務を明記し、関係各部署で保管している。	3-2
第 143 条	○	学部等教員人事規則第 8 条及び学部教授会規則第 5 条に明記し、運用している。	4-1

大阪電気通信大学

第 146 条	○	学則第 24 条の 3 に明記し、運用している。 編入学に関する規則第 6 条及び第 7 条に明記し、運用している。	3-1
第 147 条	○	学則第 25 条及び 26 条に明記し、運用している。	3-1
第 148 条	—	本学の学部には当てはまらない。	3-1
第 149 条	○	学則第 25 条に明記し、運用している。	3-1
第 150 条	○	学則第 10 条に明記し、運用している。	2-1
第 151 条	—	本学では飛び入学制度を導入していない。	2-1
第 152 条	—	本学では飛び入学制度を導入していない。	2-1
第 153 条	—	本学では飛び入学制度を導入していない。	2-1
第 154 条	—	本学では飛び入学制度を導入していない。	2-1
第 161 条	○	編入学に関する規則第 2 条及び第 7 条に明記し、運用している。	2-1
第 162 条	○	編入学に関する規則第 2 条に明記し、運用している。	2-1
第 163 条	○	学則第 6 条に明記し、運用している。	3-2
第 163 条の 2	○	本学では、学修証明書の交付はしていない。	3-1
第 164 条	○	学則第 24 条の 4 に明記し、運用している。	3-1
第 165 条の 2	○	三つの方針を策定し、冊子として学生に配付し、かつ大学 HP で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	IRE 委員会規則に体制を明記し、運用している。	6-2
第 172 条の 2	○	学則第 2 条の 2 に明記し、大学 HP で教育研究活動等の状況を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 26 条に明記し、運用している。	3-1
第 178 条	○	編入学に関する規則第 2 条及び第 7 条に明記し、運用している。	2-1
第 186 条	○	編入学に関する規則第 2 条及び第 7 条に明記し、運用している。	2-1

大学設置基準 ※各基準項目の「関連する参照法令等」にも追加

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学則第 2 条に明記し、運用している。また、大学設置基準を最低基準と心得、向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 3 条に明記し、運用している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	大阪電気通信大学入学試験実施規則に明記し、運用している。	2-1
第 2 条の 3	○	学則第 38 条の 4 に明記し、運用している。	2-2

大阪電気通信大学

第 3 条	○	学則第 4 条に収容定員を定め、運用している。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条に明記し、運用している。	1-2
第 5 条	—	本学では、学科に代わる課程は設けていない。	1-2
第 6 条	○	学則第 3 条の 2 に共通教育機構を定義し、設置している。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学則第 38 条に教員組織を明記し、教員選考基準に基づき配置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	キャンパス教務委員会において、主要科目は専任の教授又は准教授が担当するようにしている。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	本学は、実務家教員も教育課程の編成について責任を担うため、教授会構成員としている。	3-2
第 11 条	—	本学は、授業を担当しない教員を置いていない。	3-2 4-2
第 12 条	○	学校法人大阪電気通信大学就業規則第 2 条、第 7 条及び第 39 条 8 号により、運用している。	3-2 4-2
第 13 条	○	専任教員数は 170 人であり、設置基準の 166 人を上回っている。 ※2022 年 5 月 1 日現在で記載。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学則第 38 条第 2 項に定義し、学長選考規則により適切に運用している。	4-1
第 14 条	○	教員選考基準を定義し、学部教員人事規則に則り、適切に運用している。	3-2 4-2
第 15 条	○	教員選考基準を定義し、学部教員人事規則に則り、適切に運用している。	3-2 4-2
第 16 条	○	教員選考基準を定義し、学部教員人事規則に則り、適切に運用している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	—	本学には、助教の資格をもつ教員を置いていない。	3-2 4-2
第 17 条	—	本学には、助手の資格をもつ教員を置いていない。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 4 条に明記し、運用している。	2-1
第 19 条	○	カリキュラム・ポリシーに基づき、適切に運用している。また、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための総合科目を配置している。	3-2
第 20 条	○	学則の別表 1 に定義し、適切に運用している。	3-2
第 21 条	○	学則第 23 条に定義し、適切に運用している。	3-1
第 22 条	○	教務委員会において、35 週にわたる授業期間を確認している。	3-2
第 23 条	○	学則第 23 条の 2 に定義し、適切に運用している。	3-2
第 24 条	○	キャンパス教務委員会において審議し、適切に運用している。	2-5

大阪電気通信大学

第 25 条	○	学則第 21 条の 2 に定義し、適切に運用している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	シラバスは、HP にて公開している。 成績評価基準は、学則第 24 条に明記して、適切に運用している。	3-1
第 25 条の 3	○	学則第 21 条の 3 に定義し、適切に運用している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	本学では夜間の時間帯において授業を開講していない。	3-2
第 27 条	○	学則第 24 条に定義し、適切に運用している。	3-1
第 27 条の 2	○	修学要綱に、一年度内に履修できる単位数を定めて運用している。	3-2
第 28 条	○	学則第 24 条の 2 に明記し、運用している。	3-1
第 29 条	○	学則第 24 条の 2 に明記し、運用している。	3-1
第 30 条	○	学則第 24 条の 3 に明記し、運用している。	3-1
第 30 条の 2	○	学則第 5 条第 3 項に明記し、運用している。	3-2
第 31 条	○	学則第 28 条に明記し、運用している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 25 条に明記し、運用している。	3-1
第 33 条	—	本学の学部は、医学又は歯学系ではないので該当しない。	3-1
第 34 条	○	校地は、教育にふさわしい環境をもち、学生が休息に利用するのに適当な空地も備えている。	2-5
第 35 条	○	運動場を設置している。	2-5
第 36 条	○	第 1 項～第 5 項までの校舎等施設を全て備えている。本学は、夜間学部を設置していないので、第 6 項は該当しない。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書館を設置し、図書館規則に明記して適切に運用している。	2-5
第 39 条	○	寝屋川キャンパス K 号館に実験・実習工場を設置している。	2-5
第 39 条の 2	—	本学は、薬学に関する学部学科を設置していないので該当しない。	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を整備している。	2-5
第 40 条の 2	○	それぞれの校地において、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を整備している。	2-5
第 40 条の 3	○	耐震改修や補修に加え、新棟を建築するなど、教育研究にふさわしい環境の整備を行っている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、本学の教育研究の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	○	学則第 39 条に定義し、適切に運用している。	4-1 4-3

大阪電気通信大学

第 42 条	○	学則第 39 条で学務部を設置し、適切に運用している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	学則第 39 条で就職部を設置し、適切に運用している。	2-3
第 42 条の 3	○	職員に対して、必要な知識及び技能を習得させ、能力及び資質を向上させるための SD を実施している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	本学は、学部等連係課程実施基本組織を設置していない。	3-2
第 43 条	—	本学は、他大学と共同教育課程を設置していない。	3-2
第 44 条	—	本学は、他大学と共同教育課程を設置していない。	3-1
第 45 条	—	本学は、他大学と共同教育課程を設置していない。	3-1
第 46 条	—	本学は、他大学と共同教育課程を設置していない。	3-2 4-2
第 47 条	—	本学は、他大学と共同教育課程を設置していない。	2-5
第 48 条	—	本学は、他大学と共同教育課程を設置していない。	2-5
第 49 条	—	本学は、他大学と共同教育課程を設置していない。	2-5
第 49 条の 2	—	本学は、工学分野の連続性に配慮した教育課程を設置していない。	3-2
第 49 条の 3	—	本学は、工学分野の連続性に配慮した教育課程を設置していない。	4-2
第 49 条の 4	—	本学は、学科に代わる課程は設けていない。	4-2
第 57 条	—	本学は、外国に学部・学科を設けていない。	1-2
第 58 条	—	本学は、学部を置いていない大学院を設置していない。	2-5
第 60 条	—	2018 年度開設した工学部建築学科，総合情報学部デジタルゲーム学科並びにゲーム＆メディア学科について，段階的に整備している。本学は，薬学を履修する課程を設置していない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	大阪電気通信大学学位規則第 3 条に明記し，運用している。	3-1
第 10 条	○	大阪電気通信大学学位規則第 2 条に明記し，運用している。	3-1
第 13 条	○	大阪電気通信大学学位規則を制定し，適切に運用している。	3-1

私立学校法 ※各基準項目の「関連する参照法令等」にも追加

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人大阪電気通信大学ガバナンス・コード第 2 章 2-1 に明記し，運用している。	5-1
第 26 条の 2	○	学校法人大阪電気通信大学ガバナンス・コード第 2 章 2-1 に明記	5-1

大阪電気通信大学

		し、運用している。	
第 33 条の 2	○	学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 42 条に明記し、運用している。	5・1
第 35 条	○	学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 5 条に明記し、運用している。	5・2 5・3
第 35 条の 2	○	学校法人大阪電気通信大学ガバナンス・コード第 2 章 2・3 及び 2・4 に明記し、運用している。	5・2 5・3
第 36 条	○	学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 6 条に明記し、運用している。	5・2
第 37 条	○	学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 7 条、第 11 条及び第 15 条に明記し、運用している。	5・2 5・3
第 38 条	○	学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 13 条に明記し、運用している。	5・2
第 39 条	○	学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 14 条に明記し、運用している。	5・2
第 40 条	○	学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 17 条に明記し、運用している。	5・2
第 41 条	○	学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 25 条に明記し、運用している。	5・3
第 42 条	○	学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 28 条及び第 29 条に明記し、運用している。	5・3
第 43 条	○	学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 26 条に明記し、運用している。	5・3
第 44 条	○	学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 29 条に明記し、運用している。	5・3
第 44 条の 2	○	学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 21 条に明記し、運用している。	5・2 5・3
第 44 条の 3	○	学校法人大阪電気通信大学ガバナンス・コード第 2 章 2・2 に明記し、運用している。	5・2 5・3
第 44 条の 4	○	学校法人大阪電気通信大学ガバナンス・コード第 2 章 2・2 に明記し、運用している。	5・2
第 45 条	○	学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 50 条に明記し、運用している。	5・1
第 45 条の 2	○	学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 39 条に明記し、運用している。	1・2 5・4 6・3
第 46 条	○	学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 39 条に明記し、運用している。	5・3
第 47 条	○	学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 42 条に明記し、運用している。	5・1

大阪電気通信大学

第 48 条	○	学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 28 条に明記した上で、本学ホームページ上に掲出している。	5-2 5-3
第 49 条	○	学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 46 条に明記し、運用している。	5-1
第 63 条の 2	○	学校法人大阪電気通信大学寄附行為第 43 条に明記し、運用している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 2 条に明記し、運用している。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 3 条に明記し、運用している。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 9 条に明記し、運用している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 9 条に明記し、運用している。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 9 条に明記し、運用している。	2-1
第 157 条	○	大学院学則第 9 条に明記し、運用している。	2-1
第 158 条	○	飛び級（飛び入学）に関して自己点検評価を行い、HP で公表している。	2-1
第 159 条	○	大学院学則第 9 条に明記し、運用している。	2-1
第 160 条	○	大学院学則第 9 条に明記し、運用している。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学則第 2 条に明記し、大学院設置基準を最低基準と心得、向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 3 条に明記し、運用している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大阪電気通信大学大学院入学試験実施規則に明記し、運用している。	2-1
第 1 条の 4	○	大学院学則第 38 条の 2 に明記し、運用している。	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 4 条に明記し、運用している。	1-2
第 2 条の 2	—	本学では、夜間の課程は設置していない。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 2 条、第 4 条及び第 4 条の 2 に明記し、運用して	1-2

大阪電気通信大学

		いる。	
第 4 条	○	大学院学則第 2 条, 第 4 条及び第 4 条の 2 に明記し, 運用している。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 5 条に収容定員を定め, 運用している。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 5 条に明記し, 運用している。	1-2
第 7 条	○	研究科は学部及び研究所等と適切に連携を図っている。	1-2
第 7 条の 2	—	本学は, 他大学と共同教育課程を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	本学は, 研究科以外の基本組織を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	大学院学則第 38 条に教員組織を明記し, 大学院担当教員選基準に基づき配置している。	3-2 4-2
第 9 条	○	大学院学則第 38 条に教員組織を明記し, 大学院担当教員選基準に基づき配置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	大学院学則第 5 条に明記し, 適切に運用している。	2-1
第 11 条	○	カリキュラム・ポリシーに基づき, 適切に運用している。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 20 条に明記し, 適切に運用している。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院学則第 20 条及び第 20 条の 3 に明記し, 適切に運用している。	2-2 3-2
第 14 条	○	大学院学則第 20 条の 2 に明記し, 運用している。	3-2
第 14 条の 2	○	大学院学則第 20 条及び第 20 条の 4 に明記し, 運用している。 各研究科において学位論文に係る評価の基準を設定し, 公表している。	3-1
第 14 条の 3	○	大学院学則第 20 条の 6 に明記し, 適切に運用している。	3-3 4-2
第 15 条	○	大学院学則第 5 条, 第 21 条, 第 22 条, 第 22 条の 2 及び第 23 条に明記し, 運用している。 学位規則第 5 条, 第 13 条及び第 14 条に明記し, 運用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 22 条及び第 24 条に明記し, 運用している。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 24 条に明記し, 運用している。	3-1
第 19 条	○	教育研究に支障のないように, 施設を整備している。	2-5
第 20 条	○	必要な種類及び数の機械, 器具及び標本を整備している。	2-5
第 21 条	○	教育研究上必要な資料を, 系統的に整理している。	2-5
第 22 条	○	教育研究上支障が生じないので, 学部・研究所等の施設及び設備を共用している。	2-5

大阪電気通信大学

第 22 条の 2	○	それぞれの校地において、教育研究に支障のないように、必要な施設及び設備を整備している。	2-5
第 22 条の 3	○	耐震工事や補修に加え、新棟を建築するなど、教育研究にふさわしい環境の整備を行っている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、本学の教育研究の目的にふさわしいものである。	1-1
第 23 条	—	本学大学院は、独立大学院ではない。	1-1 1-2
第 24 条	—	本学大学院は、独立大学院ではない。	2-5
第 25 条	—	本学大学院は、通信教育を行う課程を設置していない。	3-2
第 26 条	—	本学大学院は、通信教育を行う課程を設置していない。	3-2
第 27 条	—	本学大学院は、通信教育を行う課程を設置していない。	3-2 4-2
第 28 条	—	本学大学院は、通信教育を行う課程を設置していない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	本学大学院は、通信教育を行う課程を設置していない。	2-5
第 30 条	—	本学大学院は、通信教育を行う課程を設置していない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	本学は、研究科等連携課程実施基本組織を設置していない。	3-2
第 31 条	—	本学は、他大学院と共同教育課程を設置していない。	3-2
第 32 条	—	本学は、他大学院と共同教育課程を設置していない。	3-1
第 33 条	—	本学は、他大学院と共同教育課程を設置していない。	3-1
第 34 条	—	本学は、他大学院と共同教育課程を設置していない。	2-5
第 34 条の 2	—	本学は、工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成していない。	3-2
第 34 条の 3	—	本学は、工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成していない。	4-2
第 42 条	○	大学院学則第 42 条に定義し、適切に運用している。	4-1 4-3
第 43 条	○	職員に対して、必要な知識及び技能を習得させ、能力及び資質を向上させるための SD を実施している。	4-3
第 45 条	—	本学は、外国に研究科を設けていない。	1-2
第 46 条	○	2020 年度工学研究科に工学専攻及び、総合情報学研究科に総合情報学専攻を設置し、段階的に整備している。	2-5 4-2

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大阪電気通信大学学位規則第 5 条に明記し，運用している。	3-1
第 4 条	○	大阪電気通信大学学位規則第 13 条及び第 14 条に明記し，運用している。	3-1
第 5 条	○	大阪電気通信大学学位規則第 18 条に明記し，運用している。	3-1
第 12 条	○	大阪電気通信大学学位規則第 28 条に明記し，運用している。	3-1

※「遵守状況」の欄に，法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し，該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻、コース別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人大阪電気通信大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	2023 年度 大学案内、2023 年度 入学試験ガイド 合格者のためのガイドブック「OECU で Grow UP」	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	大阪電気通信大学学則、大阪電気通信大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2022 年度 AO 入学試験要項／ プログラミング AO 入学試験要項	
	2022 年度 指定校推薦入学試験要項／ 工学部／情報通信工学部	
	2022 年度 指定校推薦入学試験要項／ 工学部 建築学科	

大阪電気通信大学

	2022 年度 指定校推薦入学試験要項／ 医療健康科学部 医療科学科 2022 年度 指定校推薦入学試験要項／ 医療健康科学部 理学療法学科 2022 年度 指定校推薦入学試験要項／ 医療健康科学部 健康スポーツ科学科 2022 年度 指定校推薦入学試験要項／ 総合情報学部 2022 年度 強化指定クラブ特別推薦入学試験要項 2022 年度 入学試験要項 2022 年度 帰国生／外国人留学生／社会人入学試験要項 2022 年度 国際交流特別入学試験要項 2022 年度 編入学試験要項／一般／社会人／外国人留学生 2022 年度 指定校編入学試験要項 2022 年度 大阪電気通信大学高等学校特別入学試験要項 2022 年度 内部進学入学試験要項／ 工学研究科／医療福祉工学研究科 2022 年度 内部進学入学試験要項／総合情報学研究科 2022 年度 大阪電気通信大学大学院／ 工学研究科入学試験要項 2022 年度 大阪電気通信大学大学院／ 医療福祉工学研究科試験要項 2022 年度 大阪電気通信大学大学院／ 総合情報学研究科試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2022 年度 学生手帳 2022 年度 学修必携 （電子ファイルは学生ポータルサイトへ掲載） https://myportal.osakac.ac.jp/m/info/detail.xhtml	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2022 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2021 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	交通アクセス、施設一覧	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人大阪電気通信大学規定集目次（学内イントラネット） http://srb.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJLogin.jsf	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人大阪電気通信大学 役員（理事・監事） 学校法人大阪電気通信大学 評議員 理事会、評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類（平成 29(2017)年度～令和 4(2022)年度） 監事監査報告書（平成 29(2017)年度～令和 4(2022)年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2022 年度 履修登録の手引き 電子シラバス https://myportal.osakac.ac.jp/m/websyllabus/search.xhtml 2022 年度 大学院履修要覧 （全文を学生ポータルサイトにも掲載） https://myportal.osakac.ac.jp/m/info/detail.xhtml 2022 年度 教職課程履修手引	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	

大阪電気通信大学

	大阪電気通信大学 教育基本三方針（大学） 大阪電気通信大学 教育基本三方針（大学院）	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 認証評価結果に対する改善報告書（平成 28(2016)年 7 月 4 日）	
【資料 F-16】	大学及び法人の規程集など 学校法人大阪電気通信大学規定集（電子データ）	

基準1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	令和 6(2024)年度大学案内（124 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-2】	令和 4(2022)年度学生手帳（2 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-3】	教職員の名札ホルダーへの差し込み用カード裏面	
【資料 1-1-4】	大学ホームページ https://www.osakac.ac.jp/ （大学紹介⇒理念と教育方針）	
【資料 1-1-5】	大阪電気通信大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-6】	大阪電気通信大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-7】	大学ホームページ https://www.osakac.ac.jp/ （大学紹介⇒学則・設置認可/届出に関する書類）	
【資料 1-1-8】	2023 年度入学手続きについて	
【資料 1-1-9】	2023 年度編入学手続きについて	
【資料 1-1-10】	2023 年度大阪電気通信大学大学院入学手続きについて	
【資料 1-1-11】	教育・研究向上に向けての取組	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	教授会議事抄録（平成 21(2009)年第 3 回，第 4 回，第 5 回）	
【資料 1-2-2】	理事会議事録（平成 21(2009)年 6 月 23 日）	
【資料 1-2-3】	大学ホームページ https://www.osakac.ac.jp/ （大学紹介⇒理念と教育方針）	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-4】	教職員の名札ホルダーへの差し込み用カード裏面	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-5】	学校法人大阪電気通信大学 MV ²	
【資料 1-2-6】	学校法人大阪電気通信大学 MV ² http://www.osakac.ac.jp/corp/mv2	
【資料 1-2-7】	大学ホームページ https://www.osakac.ac.jp/ （大学紹介⇒教育基本 3 方針（ポリシー） ⇒学部設置の目的と教育 3 方針） （大学紹介⇒教育基本 3 方針（ポリシー） ⇒研究科設置の目的と教育 3 方針）	
【資料 1-2-8】	大阪電気通信大学 教育基本三方針（大学）	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-9】	大阪電気通信大学 教育基本三方針（大学院）	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-10】	令和 6(2024)年度大学案内（124 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-11】	大学ホームページ http://www.osakac.ac.jp/ （大学紹介⇒理念と教育方針）	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-12】	令和 4(2022)年度学生手帳（2 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-13】	学校法人大阪電気通信大学 MV ² http://www.osakac.ac.jp/corp/mv2	【資料 1-2-6】と同じ

大阪電気通信大学

【資料 1-2-14】	大学ホームページ https://www.osakac.ac.jp/ (大学紹介⇒教育基本 3 方針 (ポリシー) ⇒学部設置の目的と教育 3 方針) (大学紹介⇒教育基本 3 方針 (ポリシー) ⇒研究科設置の目的と教育 3 方針)	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 1-2-15】	学校法人大阪電気通信大学中長期計画 (第 1 次 5 ヶ年計画)	
【資料 1-2-16】	学校法人大阪電気通信大学中長期計画 (第 2 次 5 ヶ年計画)	
【資料 1-2-17】	大阪電気通信大学 教育基本三方針 (学部)	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-18】	大阪電気通信大学 教育基本三方針 (大学院)	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-19】	大学ホームページ https://www.osakac.ac.jp/ (大学紹介⇒教育基本 3 方針 (ポリシー) ⇒学部設置の目的と教育 3 方針) (大学紹介⇒教育基本 3 方針 (ポリシー) ⇒研究科設置の目的と教育 3 方針)	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 1-2-20】	運営会議規則	
【資料 1-2-21】	学部教授会規則	
【資料 1-2-22】	主任会規則	
【資料 1-2-23】	大阪電気通信大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-24】	研究科委員会規則	

基準2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学ホームページ https://www.osakac.ac.jp/ (大学紹介⇒教育基本 3 方針 (ポリシー) ⇒学部設置の目的と教育 3 方針) (大学紹介⇒教育基本 3 方針 (ポリシー) ⇒研究科設置の目的と教育 3 方針)	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 2-1-2】	学部入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	進学説明会実施状況	
【資料 2-1-4】	大阪電気通信大学高等学校 高大連携年間予定	
【資料 2-1-5】	オープンキャンパス参加状況	
【資料 2-1-6】	高校訪問実施状況	
【資料 2-1-7】	大学院入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-8】	大学ホームページ https://www.osakac.ac.jp/ (入試情報⇒大学入試⇒入学試験要項)	
【資料 2-1-9】	入学試験ガイド (3～4 ページ)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-10】	大阪電気通信大学入学試験実施規則	
【資料 2-1-11】	入試出題要領 (ガイドライン)	
【資料 2-1-12】	入試委員会規則	
【資料 2-1-13】	評定平均値と GPA のクロス分析	
【資料 2-1-14】	入試種別離学者状況	
【資料 2-1-15】	受験ポータルサイト UCARD アドミッション・ポリシー同意画面	
【資料 2-1-16】	大阪電気通信大学大学院入学試験実施規則	
【資料 2-1-17】	合格者のためのガイドブック「OECU で Grow UP」	【資料 F-2】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	運営会議規則	【資料 1-2-19】と同じ
【資料 2-2-2】	教務委員会規則	
【資料 2-2-3】	学校法人大阪電気通信大学事務組織規則	

大阪電気通信大学

【資料 2-2-4】	実習補助員の担当一覧	
【資料 2-2-5】	グループ担任に関する内規	
【資料 2-2-6】	MyPage 及び MyPortal の画面サンプル	
【資料 2-2-7】	ビブリオバトル 2023 全国大会出場	
【資料 2-2-8】	シラバス作成のガイドライン	
【資料 2-2-9】	数学質問相談室・物理質問相談室案内	
【資料 2-2-10】	レポートマスターへの道案内メール	
【資料 2-2-11】	レポートマスターへの道案内ポスター	
【資料 2-2-12】	EIGOP の案内メール	
【資料 2-2-13】	ティーチング・アシスタントに関する規則	
【資料 2-2-14】	スチューデント・アシスタントの任用に関する内規	
【資料 2-2-15】	TA 及び SA 委嘱科目一覧	
【資料 2-2-16】	スチューデント・チューター任用に関する内規	
【資料 2-2-17】	スチューデント・チューター任用一覧	
【資料 2-2-18】	総合学生支援センター利用案内	
【資料 2-2-19】	令和 4(2022)年度実験センター担当一覧	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	令和 3 (2021)年度就職指導体制	
【資料 2-3-2】	電気電子工学入門シラバス (工学部電気電子工学科 1 年生)	
【資料 2-3-3】	プロジェクト活動スキル入門シラバス (工学部・情報通信工学部 1 年生)	
【資料 2-3-4】	キャリア入門シラバス (工学部建築学科 1 年生)	
【資料 2-3-5】	プロジェクト活動演習 1 シラバス (工学部・情報通信工学部 2 年生)	
【資料 2-3-6】	キャリア概論シラバス (工学部建築学科 2 年生)	
【資料 2-3-7】	キャリア設計プロジェクト実践シラバス (工学部・情報通信工学部 3 年生)	
【資料 2-3-8】	キャリア設計シラバス (工学部建築学科 3 年生)	
【資料 2-3-9】	キャリア教育に関する学会発表予稿	
【資料 2-3-10】	研究奨励賞 (賞状)	
【資料 2-3-11】	ASDoQ 大会 2017 最優秀賞写真	
【資料 2-3-12】	学科別キャリア科目シラバス (医療健康科学部 1 年生)	
【資料 2-3-13】	学科別キャリア科目シラバス (医療健康科学部 2 年生)	
【資料 2-3-14】	学科別キャリア科目シラバス (医療健康工学部 3 年生)	
【資料 2-3-15】	特別キャリア演習シラバス (医療健康工学部 4 年生)	
【資料 2-3-16】	学科別キャリア科目シラバス (総合情報学部 1 年生)	
【資料 2-3-17】	学科別キャリア科目シラバス (総合情報学部 2 年生)	
【資料 2-3-18】	就活準備プログラム (総合情報学部 3 年生)	
【資料 2-3-19】	学科別キャリア科目 (総合情報学部 3 年生)	
【資料 2-3-20】	令和 3(2021)年度四條畷インターンシップシラバス及び依頼企業	
【資料 2-3-21】	令和 3(2021)年度就職ガイダンス内容詳細	
【資料 2-3-22】	令和 3(2021)年度学部各種就職支援講座	
【資料 2-3-23】	令和 4 (2022)年度「保護者のための就活セミナー」	
【資料 2-3-24】	令和 3(2021)年度資格学習支援センター課外講座案内	
【資料 2-3-25】	令和 5 (2023)年 2 月 14 日学内チャンピオンシップ記事	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	グループ担任に関する内規	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 2-4-2】	スポーツ強化センター規則	
【資料 2-4-3】	大阪電気通信大学強化指定クラブ選定に関する運営内規	

大阪電気通信大学

【資料 2-4-4】	自由工房に関する規程	
【資料 2-4-5】	学校法人大阪電気通信大学事務分掌規則（抜粋）	
【資料 2-4-6】	厚生補導委員の設置に関する規則	
【資料 2-4-7】	公認団体補助内規	
【資料 2-4-8】	国民体育大会参加者に対する取扱内規	
【資料 2-4-9】	総合学生支援センター規則	
【資料 2-4-10】	大阪電気通信大学総合学生支援センター学生支援室細則	
【資料 2-4-11】	大阪電気通信大学総合学生支援センター自立支援室細則	
【資料 2-4-12】	大学ホームページ https://www.osakac.ac.jp/ （キャンパスライフ⇒奨学金制度等について）	
【資料 2-4-13】	高等教育の修学支援制度の案内	
【資料 2-4-14】	大阪電気通信大学特別奨学金制度に関する内規	
【資料 2-4-15】	大学院修士課程特待生制度に関する内規	
【資料 2-4-16】	大学院修士課程特待生制度に関する施行細則	
【資料 2-4-17】	博士後期課程特待生制度に関する内規	
【資料 2-4-18】	入学試験成績優秀者奨学制度に関する規程	
【資料 2-4-19】	令和 4(2022)年度学生手帳（86 ページ） 大阪電気通信大学教育ローン利子補給奨学金規定	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-20】	令和 4(2022)年度学生手帳（76 ページ） 学費等納入規則	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-21】	令和 4(2022)年度学生手帳（84 ページ） 大阪電気通信大学後援会・友電会貸与奨学金運用規定	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-22】	友電会給付奨学金規定	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	令和 5 (2023)年度 大学案内（111 ページ～114 ページ）	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-5-2】	実験室&研究室安全推進マニュアル（2023 年度用）	
【資料 2-5-3】	esports 専用常設スタジオ開設	
【資料 2-5-4】	エレクトロニクス基礎研究所 ACTIVITY REPORT 2022	
【資料 2-5-5】	メカトロニクス基礎研究所 ACTIVITY REPORT 2022	
【資料 2-5-6】	情報学研究所 ANNUAL REPORT 2022	
【資料 2-5-7】	先端マルチメディア合同研究所 2023 年度活動報告書	
【資料 2-5-8】	臨床工学技士養成所自己点検票	
【資料 2-5-9】	理学療法士作業療法士養成施設自己点検票	
【資料 2-5-10】	OECU Library Guide 図書館利用案内	
【資料 2-5-11】	図書館の利用状況	
【資料 2-5-12】	メディアコミュニケーションセンター紹介 HP https://www.mc2.osakac.ac.jp/	
【資料 2-5-13】	トイレ改修工事一覧	
【資料 2-5-14】	第 55 回日本サインデザイン賞銅賞受賞	
【資料 2-5-15】	教務委員会議事抄録	
【資料 2-5-16】	授業（講義，演習，実験など）のクラス分割の基準	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	卒業生満足度調査結果の検討報告書	
【資料 2-6-2】	学長交渉議事抄録	
【資料 2-6-3】	学長ダイレクト案内	
【資料 2-6-4】	大阪電気通信大学後援会規約	
【資料 2-6-5】	教育懇談会開催案内	
【資料 2-6-6】	キャンパス・カンファレンス議事録	
【資料 2-6-7】	健康調査票用紙	
【資料 2-6-8】	卒業生満足度調査結果の検討報告書	【資料 2-6-1】と同じ

【資料 2-6-9】	学長ダイレクト回答例	
------------	------------	--

基準3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	大阪電気通信大学 教育基本三方針（大学）	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-2】	大阪電気通信大学 教育基本三方針（大学院）	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-3】	シラバス作成のガイドライン	【資料 2-2-9】と同じ
【資料 3-1-4】	工学部・情報通信工学部 履修登録の手引き（11 ページ） 医療健康科学部・総合情報学部 履修登録の手引き （12 ページ～32 ページ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-5】	大学ホームページ https://www.osakac.ac.jp/ （大学紹介⇒教育情報の公表⇒ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての 基準（必修・選択・自由科目別の必要単位修得数及び取得可 能単位）	
【資料 3-1-6】	大阪電気通信大学学則 第 23 条及び第 23 条の 2	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-7】	行事予定表	
【資料 3-1-8】	学修必携（56 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-9】	疑義申し立て件数（令和 3（2021）年度）	
【資料 3-1-10】	「英語総合セミナー3」シラバス	
【資料 3-1-11】	学修必携（62～79 ページ）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-12】	教授会議事抄録（学位：学士）	
【資料 3-1-13】	研究科委員会議事抄録（学位：修士）	
【資料 3-1-14】	指導教員会議事抄録（学位：博士）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	大阪電気通信大学 教育基本三方針（大学）	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-2】	大阪電気通信大学 教育基本三方針（大学院）	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-3】	大阪電気通信大学 教育基本三方針（大学）	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-4】	大阪電気通信大学 教育基本三方針（大学院）	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-5】	学科主任及び学部長による教育基本三方針の確認	
【資料 3-2-6】	専攻主任及び研究科長による教育基本三方針の確認	
【資料 3-2-7】	学部各学科のカリキュラム・マップ	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-8】	大学院各専攻（コース）のカリキュラム・マップ	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-9】	工学部・情報通信工学部 履修登録の手引き（11 ページ） 医療健康科学部・総合情報学部 履修登録の手引き （12 ページ～32 ページ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-10】	学科及びセンター主任によるシラバスチェックについて	
【資料 3-2-11】	総合科目ガイダンス資料	
【資料 3-2-12】	令和 5(2023)年度 教育開発推進センター活動記録 FD・SD 研修会活動実施	
【資料 3-2-13】	教育改善に対する取組（令和 3（2021）年度）	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	学科別学修効果測定法	
【資料 3-3-2】	適性検査結果の 1 年生時と 3 年生時での比較検討シート	
【資料 3-3-3】	卒業生満足度調査の調査項目	
【資料 3-3-4】	学生生活自己評価アンケートの調査結果	
【資料 3-3-5】	在学生の資格取得状況一覧	
【資料 3-3-6】	資格取得に対する学長賞、学部長賞の授与状況一覧	

大阪電気通信大学

【資料 3-3-7】	就職希望者に対する就職内定者及び就職決定者の割合の調査結果	
【資料 3-3-8】	卒業生アンケート集計結果（2023 年度）	
【資料 3-3-9】	企業・団体アンケート集計結果（2023 年度）	
【資料 3-3-10】	卒業生アンケートと企業・団体アンケートの結果比較（2023 年度）	
【資料 3-3-11】	学科及びセンター主任によるシラバスチェックについて	【資料 3-2-10】と同じ
【資料 3-3-12】	専攻主任によるシラバスチェックについて	
【資料 3-3-13】	後期授業アンケート結果集計 『教員所属別』	
【資料 3-3-14】	後期授業満足度調査（自由記述）	
【資料 3-3-15】	適性検査結果の 1 年生時と 3 年生時での比較検討シート	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 3-3-16】	卒業生満足度調査結果の検討報告書	【資料 2-6-1】と同じ

基準4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	大阪電気通信大学副学長選考規則	
【資料 4-1-2】	大阪電気通信大学学長企画室規則	
【資料 4-1-3】	大阪電気通信大学学部長等選考規則	
【資料 4-1-4】	大阪電気通信大学大学院研究科科長選考規則	
【資料 4-1-5】	学生の懲戒処分に関する規則	
【資料 4-1-6】	運営会議規則	【資料 1-2-19】と同じ
【資料 4-1-7】	大学運営の仕組み	【図 1-2-3】と同じ
【資料 4-1-8】	大阪電気通信大学副学長選考規則	【資料 4-1-1】と同じ
【資料 4-1-9】	教務委員会規則	
【資料 4-1-10】	大学研究委員会規則	
【資料 4-1-11】	IRE 委員会規則	
【資料 4-1-12】	職員名簿（2023 年度）	
【資料 4-1-13】	運営会議議事抄録（令和 5(2023)年 4 月から令和 6(2024)年 3 月分）	
【資料 4-1-14】	常任理事会議事抄録（令和 5(2023)年 3 月 15 日）	
【資料 4-1-15】	理事会議事抄録（令和 5(2023)年 3 月 25 日）	
【資料 4-1-16】	評議員会議事抄録（令和 5(2023)年 3 月 25 日）	
【資料 4-1-17】	定例ミーティング打ち合わせメモ （令和 4(2022)年 4 月から令和 5(2023)年 3 月分）	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	総合科目カリキュラム	
【資料 4-2-2】	令和 4(2022)年度実験センター担当一覧	【資料 2-2-20】と同じ
【資料 4-2-3】	臨床工学技士養成所自己点検票	【資料 2-5-8】と同じ
【資料 4-2-4】	理学療法士作業療法士養成施設自己点検票	【資料 2-5-9】と同じ
【資料 4-2-5】	教員選考基準	
【資料 4-2-6】	学部等教員人事規則	
【資料 4-2-7】	特別任用教員の任用に関する規則	
【資料 4-2-8】	大阪電気通信大学教育活動顕彰規程	
【資料 4-2-9】	研究論集に関する規程	
【資料 4-2-10】	研究論集自然科学編	
【資料 4-2-11】	研究論集人間科学研究編	
【資料 4-2-12】	令和 5 (2023)年度 教育開発推進センター活動記録 FD・SD 研修会活動実施	【資料 3-2-12】と同じ

大阪電気通信大学

【資料 4-2-13】	教員の業績評価のまとめ	
【資料 4-2-14】	教員活動評価シートの作成依頼メール	
【資料 4-2-15】	KPI の指標による活動計画書の更新依頼メール	
【資料 4-2-16】	Moodle の使用例	
【資料 4-2-17】	後期授業アンケート（結果・改善プラン入力・公開）について（補足資料 2）	
【資料 4-2-18】	D 予算（教育推進費）申請案内	
【資料 4-2-19】	ティーチング・ポートフォリオの作成依頼メール	
【資料 4-2-20】	大阪電気通信大学在外研究員規程	
【資料 4-2-21】	大阪電気通信大学在外研究員派遣状況	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	大阪電気通信大学スタッフ・ディベロップメント（SD）実施に関する基本方針	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	大学研究委員会規則	【資料 4-1-10】と同じ
【資料 4-4-2】	研究施設小委員会規程	
【資料 4-4-3】	学内研究施設貸与に関する内規	
【資料 4-4-4】	エレクトロニクス基礎研究所 ACTIVITY REPORT 2022 メカトロニクス基礎研究所 ACTIVITY REPORT 2022 情報学研究所 ANNUAL REPORT 2022	【資料 2-5-4】と同じ 【資料 2-5-5】と同じ 【資料 2-5-6】と同じ
【資料 4-4-5】	先端マルチメディア合同研究所 2023 年度活動報告書	【資料 2-5-7】と同じ
【資料 4-4-6】	大阪電気通信大学における公正な研究活動の推進等に関する規程	
【資料 4-4-7】	大阪電気通信大学研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-8】	大阪電気通信大学研究倫理ガイドライン	
【資料 4-4-9】	大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則	
【資料 4-4-10】	大阪電気通信大学における安全保障輸出管理に関する規程	
【資料 4-4-11】	研究小委員会規程	
【資料 4-4-12】	私立大学等経常費補助金特別補助申請に係る大学院共同研究規則	
【資料 4-4-13】	個人研究支援費の取扱要綱	
【資料 4-4-14】	学部研究補助費の取扱要綱	
【資料 4-4-15】	スタートアップ研究費の取扱要綱	
【資料 4-4-16】	大学院修士課程・博士後期課程研究費の取扱要綱	
【資料 4-4-17】	大学研究委員会資料	
【資料 4-4-18】	大型設備保守費の取扱要綱	
【資料 4-4-19】	エレクトロニクス基礎研究所 特定共同研究費 メカトロニクス基礎研究所 特定共同研究費 情報学研究所 特定共同研究費	
【資料 4-4-20】	海外研究出張規程	
【資料 4-4-21】	大阪電気通信大学学生の海外学外活動規程	
【資料 4-4-22】	大阪電気通信大学在外研究員規程	
【資料 4-4-23】	外国人研究者招聘に関する取扱内規	
【資料 4-4-24】	科研費再申請奨励金の取扱要綱	
【資料 4-4-25】	2024 年度 科研費申請に関わる支援体制について	

基準5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	大学ホームページ https://www.osakac.ac.jp/ (大学紹介⇒理念と教育方針)	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人大阪電気通信大学事務組織規則	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人大阪電気通信大学事務分掌規則	【資料 2-4-5】と同じ
【資料 5-1-4】	学校法人大阪電気通信大学就業規則	
【資料 5-1-5】	大阪電気通信大学情報倫理規則	
【資料 5-1-6】	学校法人大阪電気通信大学内部監査室規則	
【資料 5-1-7】	大阪電気通信大学利益相反リスクマネジメント規則	
【資料 5-1-8】	学校法人大阪電気通信大学ガバナンス・コード	
【資料 5-1-9】	学校法人大阪電気通信大学ガバナンス・コード実施状況	
【資料 5-1-10】	教育開発推進センター規則	
【資料 5-1-11】	研究連携推進センター規則	
【資料 5-1-12】	産学連携による公開講座	
【資料 5-1-13】	卒業生満足度調査結果の検討報告書	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 5-1-14】	学校法人大阪電気通信大学安全衛生規則	
【資料 5-1-15】	大阪電気通信大学衛生委員会規則	
【資料 5-1-16】	学校法人大阪電気通信大学におけるエネルギーの使用の合理化に関する規則	
【資料 5-1-17】	学校法人大阪電気通信大学危機管理に関する規則	
【資料 5-1-18】	学校法人大阪電気通信大学危機管理対策検討委員会規則	
【資料 5-1-19】	経営企画会議議事録（2020/3/31 開催分）	
【資料 5-1-20】	学校法人大阪電気通信大学防火・防災管理に関する規則	
【資料 5-1-21】	避難訓練報告書	
【資料 5-1-22】	学校法人大阪電気通信大学地震災害対策本部の設置に関する規則	
【資料 5-1-23】	令和 5(2023)年度学生手帳（101～102 ページ） 寝屋川キャンパス配置図，四條畷キャンパス配置図	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-24】	学校法人大阪電気通信大学人権問題委員会規則	
【資料 5-1-25】	学校法人大阪電気通信大学ハラスメント防止に関する規則	
【資料 5-1-26】	令和 5(2023)年度学生手帳（91 ページ） 大阪電気通信大学ハラスメント防止に関する規則	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-27】	令和 5(2023)年度学生手帳（92 ページ） 大阪電気通信大学キャンパスアメニティー委員会に関する規則	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-28】	大阪電気通信大学における生体を対象とする研究及び教育に関する倫理委員会規則	【資料 4-4-9】と同じ
【資料 5-1-29】	国連アカデミック・インパクト証明書	
【資料 5-1-30】	教育研究での SDGs 取り組み例（クリーンリバー作戦）	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	理事会開催日程	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人大阪電気通信大学理事会業務委任規則	
【資料 5-2-3】	常任理事会運営規則	
【資料 5-2-4】	常任理事会開催日程	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-5】	学校法人大阪電気通信大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-6】	役員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-7】	学校法人大阪電気通信大学理事の分掌	

大阪電気通信大学

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	経営戦略会議議題	
【資料 5-3-2】	学校法人大阪電気通信大学中長期計画（第2次5ヵ年計画）	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 5-3-3】	教授会議議題	
【資料 5-3-4】	法人・大学部課長会議議題	
【資料 5-3-5】	「学長カフェ」開催案内	
【資料 5-3-6】	「理事長カフェ」開催案内	
【資料 5-3-7】	学校法人大阪電気通信大学寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-8】	監事の理事会及び評議員会への出席状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-3-9】	監事監査報告書（2022年2月22日理事会報告分） 監事監査報告書（令和3(2021)年度）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-3-10】	学校法人大阪電気通信大学寄附行為施行細則	
【資料 5-3-11】	評議員の評議員会への出席状況	【資料 F-10】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人大阪電気通信大学中長期計画（第1次5ヵ年計画）	【資料 1-2-15】と同じ
【資料 5-4-2】	学校法人大阪電気通信大学中長期計画（第2次5ヵ年計画）	【資料 1-2-16】と同じ
【資料 5-4-3】	事業の実績（令和5(2023)年度）	
【資料 5-4-4】	計算書類（平成29(2017)年度～令和5(2023)年度）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-5】	資金運用事務取扱規則	
【資料 5-4-6】	資金運用方針（2019年10月29日 財務会議資料）	
【資料 5-4-7】	事業（活動）計画・予算編成の大綱（令和5(2023)年度）	
【資料 5-4-8】	学校法人大阪電気通信大学キャンパスグランドデザインの実現に向けて	
【資料 5-4-9】	2023年度 事業（活動）計画・予算編成の大綱	【資料 5-4-7】と同じ
【資料 5-4-10】	計算書類（平成30(2018)年度～令和5(2023)年度）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-11】	長期借入金の借入れに関する件について （2019年5月25日理事会資料）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人大阪電気通信大学経理規則	
【資料 5-5-2】	予算編成規則	
【資料 5-5-3】	予算執行規則	
【資料 5-5-4】	固定資産及び物品管理規則	
【資料 5-5-5】	調達規則	
【資料 5-5-6】	独立監査人の監査報告書（令和5(2023)年度）	
【資料 5-5-7】	監事の理事会及び評議員会への出席状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-5-8】	財務会議に関する内規	
【資料 5-5-9】	監事監査報告書（令和5(2023)年度）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-5-10】	学校法人大阪電気通信大学内部監査室規則	【資料 5-1-6】と同じ
【資料 5-5-11】	内部監査報告書（令和5(2023)年度）	

基準6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	内部質保証の方針	
【資料 6-1-2】	運営会議規則	【資料 1-2-19】と同じ
【資料 6-1-3】	IRE 委員会規則	【資料 4-1-11】と同じ
【資料 6-1-4】	IRE 委員会内規	
【資料 6-1-5】	教育開発推進センター規則	【資料 5-1-10】と同じ
【資料 6-1-6】	教務委員会議事抄録	【資料 2-5-15】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	IRE 委員会規則	【資料 4-1-11】と同じ
【資料 6-2-2】	大学ホームページ https://www.osakac.ac.jp/ (大学紹介⇒自己点検・評価)	
【資料 6-2-3】	各学科の外部評価報告書	
【資料 6-2-4】	FD 研修会の開催案内 「アセスメント・ポリシー確立の取り組みについて」	
【資料 6-2-5】	大学の内部質保証に関する意見交換会開催案内	
【資料 6-2-6】	臨床工学技士養成所自己点検票	【資料 2-5-8】と同じ
【資料 6-2-7】	理学療法士作業療法士養成施設自己点検票	【資料 2-5-9】と同じ
【資料 6-2-8】	令和 3(2021)年度 動物実験に関する自己点検・評価報告書	
【資料 6-2-9】	動物実験に関する検証結果報告書	
【資料 6-2-10】	一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の認定書	
【資料 6-2-11】	JABEE 中間審査結果報告書	
【資料 6-2-12】	各学科の離学者と退学者数の分析と対策	
【資料 6-2-13】	各年次の総修得単位数と累積 GPA との相関グラフ	
【資料 6-2-14】	在学生の地域分布/保護者の住所分布	
【資料 6-2-15】	2021 年度シラバス記載の授業形式集計	
【資料 6-2-16】	MATCHplus の分析結果	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	アセスメント・ポリシー	
【資料 6-3-2】	内部質保証の方針	
【資料 6-3-3】	全学部等合同教授会議事抄録 (令和 2(2020)年 12 月 17 日)	
【資料 6-3-4】	常任理事会資料 (令和 3(2021)年 6 月 8 日)	
【資料 6-3-5】	常任理事会議事録 (令和 3(2021)年 6 月 8 日)	
【資料 6-3-6】	運営会議資料 (令和 3(2021)年 9 月 21 日)	
【資料 6-3-7】	学科専攻活動計画書 (KPI) (令和 3(2021)年度)	
【資料 6-3-8】	教員の業績評価のまとめ	【資料 4-2-13】と同じ
【資料 6-3-9】	教育改善に対する取組 (令和 3(2021)年度)	【資料 3-2-13】と同じ
【資料 6-3-10】	教員情報データベース https://research.osakac.ac.jp/	
【資料 6-3-11】	授業アンケート質問票 (令和 3(2021)年度)	
【資料 6-3-12】	学修効果測定報告書 (令和 3(2021)年度)	
【資料 6-3-13】	卒業生満足度調査の調査項目	【資料 3-3-3】と同じ
【資料 6-3-14】	卒業生満足度調査結果の検討報告書	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 6-3-15】	合同企業説明会参加企業一覧 (2021 年度)	
【資料 6-3-16】	卒業後のアンケート結果	【資料 3-3-8】と同じ 【資料 3-3-9】と同じ 【資料 3-3-10】と同じ

大阪電気通信大学

【資料 6-3-17】	臨床工学技士養成所自己点検票	【資料 2-5-8】と同じ
【資料 6-3-18】	理学療法士作業療法士養成施設自己点検票	【資料 2-5-9】と同じ
【資料 6-3-19】	一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の認定書	【資料 6-2-10】と同じ
【資料 6-3-20】	卒業生のアンケート結果	【資料 6-3-16】と同じ
【資料 6-3-21】	令和 2(2020)年度カリキュラム改正案	
【資料 6-3-22】	教務委員会資料（令和 5(2023)年 1 月 24 日）	
【資料 6-3-23】	認証評価結果に対する改善報告書(平成 28(2016)年 7 月 4 日)	【資料 F-15】と同じ

基準A. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学が有する物的・人的資源による社会貢献		
【資料 A-1-1-1】	茨城県教育委員会との連携協定書	
【資料 A-1-1-2】	大阪市教育委員会との連携協定書	
【資料 A-1-1-3】	寝屋川市教育委員会との連携協定書	
【資料 A-1-1-4】	四條畷市教育委員会との連携協定書	
【資料 A-1-1-5】	守口市教育委員会との連携協定書	
【資料 A-1-1-6】	プログラミング教育関連の講演及び指導一覧	
【資料 A-1-1-7】	プログラミング教室 リーフレット	
【資料 A-1-1-8】	GP リーグ ヤマハ発動機プログラミングコロシウム 2019 令和記念大会リーフレット	
【資料 A-1-1-9】	公開講座「AI 実践フォーラム 2019 ～各種機械学習ツールと知識記述との連携に向けて～」 リーフレット	
【資料 A-1-2-1】	2022 年度テクノフェア リーフレット	
【資料 A-1-2-2】	「クリーンリバー寝屋川作戦・秋」参加報告 大学ホームページ (https://www.osakac.ac.jp/news/2019/1960)	【資料 5-1-29】と同じ
【資料 A-1-2-3】	「世界遺産東大寺の鏡池で「浚渫」に協力」 大学ホームページ (https://www.osakac.ac.jp/project_now/envs/703) 「学生が京都の春日上ノ池の「かいぼり」に協力」 大学ホームページ (https://www.osakac.ac.jp/project_now/envs/701)	
【資料 A-1-2-4】	公開教養講座「書き直される文学，読み直される文学」リーフレット	
【資料 A-1-2-5】	公開教養講座「英米の小説の謎を読み解く」リーフレット 公開教養講座「ことのは講座」リーフレット	
【資料 A-1-2-6】	楠正行ポスターセッション 大学ホームページ (https://www.osakac.ac.jp/project_now/dg/653) (https://www.osakac.ac.jp/news/2019/1968)	
【資料 A-1-3-1】	ベリーベリープロジェクト 大学ホームページ (https://www.osakac.ac.jp/berry/)	
【資料 A-1-3-2】	「テクノフェア in 新地町」リーフレット	
【資料 A-1-3-3】	大阪府内地域連携プラットフォーム 2022 年度事業計画	

基準B. 情報教育への取り組み

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 大学が有する物的・人的資源による情報教育の活性化		
【資料 B-1-1-1】	メディアコミュニケーションセンター紹介 HP https://www.mc2.osakac.ac.jp/	【資料 2-5-12】と同じ
【資料 B-1-1-2】	令和 3(2021)年度 学長奨励賞一覧	
【資料 B-1-2-1】	四條畷市シティプロモーション	
【資料 B-1-2-2】	JIAMS 産学共同プロジェクト一覧	
【資料 B-1-2-3】	「第 42 回全日本マイクロマウス大会」で団体特別賞	
【資料 B-1-2-4】	「レスキューロボットコンテスト 20×21 本選競技会」で消防庁長官賞	
【資料 B-1-2-5】	「pico-EV・エコチャレンジ 2022」で第 3 位入賞で 3 位	